

44-359

鈴木券太郎著

犯罪論及女性犯人

東京 井湧堂發行

明治
39 7 14
丙交

序

幌内太停車場ヲ下リ降りミ降ラズミ五月雨ノ淫々タル中チ
冒シテ泥濘ヲ蹈ミツ、空知橋ヲ渡ル一旅客アリ。路廣クシテ
行人少レナリ。彼果シテ何處ニ往カントスルモノゾ。北方近
ク三笠山ト稱スル委蛇セル一帯ノ丘陵ヲ負ヒ、濁リタル幾春別
川音ヲ揚ゲツ、流ル、處數棟ノ大建物ハ立テリ、空知分監即是
也。此地ヲ市來知ト曰フ。市來知ハ戶數僅ニ三百ノ小邑ナリ。
知ルベシ旅客ハ分監ヲ訪ハント欲スルモノナルコトヲ。旅客
トハ誰ソ、余自身ナリ。抑々余ハ何が爲メニ此處ヲ過ギリシカ、
實ニ此處ニ幽禁セラレタル御茶ノ水事件ノ主人公松平紀義ヲ
見ンガ爲メ也。余ガ訪問セル日、紀義ハ他ノ一囚徒ト相對シ綿

ねるノ起毛ヲ作業シツ、アリキ。典獄彼ガ平生ヲ語ルコト詳
ナリ。余彼ノ傍ニ立テ其相貌ヲ凝視スレバ、殆ド全ク生來犯者
ノ模型ヲ具フルモノ、如ク、其音調ハ強クシテ且荒ビタリ、其態
度ハ人ヲ恐レズシテ而モ傲レリ、其身長ハ平均ヨリモ較ム高ク、
其顔角ハ殺削セラレ、鬼氣人ヲ襲フノ概アリ。蓋全囚徒六百七
十三人中ノ出色タリ。然レドモ彼ニ接見シ、彼ノ現在ヲ解シタ
ル余ガ彼ニ對シテ坐ロニ同情ヲ禁ズル能ハザリシハ、彼ガ其兇
惡ノ犠牲ニ供シタル妻御世梅このノ彼ニ比シテ兇惡寧ロ軼グ
ルモノアルヲ推定シ得ベケレバ也。殘忍刻薄紀義ノ如キハ世
ニ稀ニ見ル所、世人ノ彼ヲ憎ム謂ナシトセズ、而モ彼ノ妻ノ紀義
以上ナルノ事實ハ世人却テ之ヲ看過セリ。是ニ於テ乎彼其衷
心ヨリ罪ニ服セザル也。余ノ分監ヲ辭シテ歸途ニ汽車ニ乗ル

ノ時其前々日伊庭想太郎ナルモノ星亨氏ヲ東京市公堂ニ刺セ
リトノ報ニ接シ、憮然タルモノ久シカリキ。

三十三年孟夏炎熱熾クガ如キノ日、余ハ鍛冶橋監獄ヲ訪ヒ各
房ヲ視察シ、特ニ未決女囚ヲ觀查セリ。偶々虐殺者傍島次郎ノ
情婦橋爪あか控訴中ノ故ヲ以テ女監ニ在リ。彼女ハ嘗テ一檢
事ノ妻トナリ、又酌婦トナリ、終ニ流レ渡リテ長崎ニ抵リ茶屋奉
公中傍島ト關係シタルモノニシテ、彼女ノ實父ヲ虐殺セル情夫
ノ同謀者若クハ使喚者ナリキ。傷ムベキ哉彼女。境遇ノ咎ト
云フト雖モ亦自ラ其生來ノ罪ナリ。翌日市ヶ谷監獄ニ女囚徒
ヲ見ル。工場ニ作業セル者百四十六人分房ニ作業セル者五人
別房ニ在ル者六人、懲治人一人、合シテ百五十八人ナリ。其作業
トシテハ絹はんけちヲ縫フ少女アリ、機織ヲ爲ス年増アリ、浣衣

ヲ爲ス中婆アリ、世話役ヲ爲ス老媪アリ。其罪質ヲ以テスレバ
 窃盜者多ク、謀故殺者及放火者之ニ亞グ。放火未遂犯者ノ七十
 八號(年齒十八歳及六十號)年齒二十八歳、娼妓ハ蒼白ナル鬱狂的
 態度ヲ以テはんけち縫ヲ爲シツ、アリキ。故殺者ノ二十二號
 及六十五號ハ悄然タル容貌ヲ帯ビテ或作業ニ從事シツ、アリ
 キ。生來犯少クシテ偶發犯又ハ半犯罪狂多キハ言ヲ俟タザル
 也。月經ノ分量ニ、文身ノ状態ニ、かはらけノ有無ニ、面會人ノ種
 類ニ、處遇上ノ鹽梅ニ、猜疑佞媚ノ實況ニ、夜陰私交ノ變態ニ、余ガ
 質問ハ屢々女監取締ヲ驚カシメタリ。若夫ノ監中ノ花、花井梅
 ノ如キモ亦近ク余ガ視界ニ入りテ其ノ性格ヲ暴露シ去レリ。
 想フニ當年ノ判官恐ラクハ充分ニ彼女ヲ認識セザリシナラン、
 世ノ新聞記者モ亦充分ニ彼女ヲ了解セザルモノ、如シ。彼女

果シテ如何ノ物カ。犯人ヲ研究スルノ要ハ則茲ニ在リ。

世界アリテヨリ不可解ハ人類ナリ。人類アリテヨリ不可解
 ハ女性ナリ。女性アリテヨリ不可解ハ女性犯人ナリ。乃チ女
 性犯人ハ洵ニ言葉通り不可解ト雖モ科學的ニ之ヲ剖析シ之ヲ
 解釋セント企ツルハ豈無用ノ業ナランヤ。悲キ哉、世ノ裁判官
 ハ女性及女性犯人ヲ知ラズ、世ノ辯護士ハ女性及女性犯人ヲ知
 ラズ、世ノ攻法家ハ女性及女性犯人ヲ知ラズ、世ノ司獄官ハ女性
 及女性犯人ヲ知ラズ、世ノ醫家ハ女性及女性犯人ヲ知ラズ、世ノ
 教育家ハ女性及女性犯人ヲ知ラズ、世ノ宗教家ハ女性及女性犯
 人ヲ知ラズ、世ノ詩人ハ女性及女性犯人ヲ知ラズ、世ノ戯曲家ハ
 女性及女性犯人ヲ知ラズ、世ノ哲學者ハ女性及女性犯人ヲ知ラ
 ズ、世ノ小説家ハ女性及女性犯人ヲ知ラズ、實ニ世ノ總テノ人ハ

女性及女性犯人ヲ知ラザル也。ろんぶろぞ氏一たび出デ、女性及女性犯人ノ半面較々闡明ヲ得タルニ似タリ。余ハ此點ニ於テろ氏ノ功勞ヲ多謝ス。

世人ハ既ニろんぶろぞ氏ノ名ヲ記スルナルベシ。本書下編犯罪人類學及犯罪心理學方面ヨリ觀察スル女性犯人ノ部ニ至テハ主トシテろ氏及ふろれろ氏ノ「女性犯人」ニ據リ、旁ラ諸家ヲ參考シ事實ヲ取舍シ、往々我見ヲ加ヘ、參照ノ材ヲ新聞記事ニ採リ、以テ理實ノ映發ニ資シ論證ノ衡平ヲ期セリ。ろ氏及ふ氏ガ有罪婦女一千三十三人ヲ觀察シ其頭蓋百七十六、娼婦ノ頭蓋六百八十五ヲ審核シ並ニ病院内ノ順常婦女二百二十五人其他順常婦女三十人ヲ觀察セルノ結果乃チ彼ノ「女性犯人」ヲ成セル也。ろ氏等亦甚ダ勗メタリト謂フベシ。

露西亞ニ醫學士まだむたるのーすきーアリ、爲人美ニシテ且オアリ。夙ニ女性犯人及賣笑婦ヲ研究シ、其成績頗ル觀ルベシ。歐洲斯界ノ仰ギテ典據トスル所也。本書モ亦此夫人ノ成績ニ負フ所多シ。記セザルベカラザル也。ふらんしすゑーけらー嬢ハ合衆國しかご大學ノ卒業生ナリ。同嬢ノ犯人研究ノ成果ハ曾テ屢々雜誌「ゑれーな」ニ出デタリ。其近著「實驗社會學」ハ既往ノ論文ヲ校修増補シテ以テ一卷ト爲セルモノ也。本書中頻次同嬢ノ成果ヲ引用シ參照ニ供シタリ。世ニけらー嬢の如キ篤學憂世ノ女流アルコトヲ紹介スルハ余ノ榮譽トスル所也。二十二年ノ交、余ハ佛人さるたれる氏ト往來シ、偶々其書庫中ニろんぶろぞ氏及同學派ノ典籍ヲ看出シ大ニ好奇ノ心ヲ動カシタリキ。乃チ敢テ所謂刑事人類學ノ作興ニ關シ、新聞雜誌

ニ所見ヲ寄セタリシガ世ノ學者ノ留意ヲ惹クコト能ハズシテ了ハレリ。爾後公私ノ餘暇斯學ノ變遷ニ注目シ刑政ノ新潮ヲ講究シ關係文書ヲ涉獵シ又往々實際ノ犯人ヲ視察シタリ、蓋普ク内外ノ資料ヲ集メテ大成スルノ志アレバナリ。而シテ余ノ懦弱ト境遇トハ容易ニ此目的ヲ達セシムルコトヲ許サズ。昨秋ニ及デ纔ニ本書ノ成稿ヲ告グルニ止マリタルハ余ガ竊カニ自ラ顧ミテ感慨シ且慙愧スル所也。

本書ノ完成ニ關シ、學友京都帝國大學醫科大學助教授理學士醫學士渡邊久吉氏及亡妻鐵子ノ深厚ナル同情ト援助トヲ忘ルコト能ハズ、茲ニ錄シテ謝意ヲ表ス。

明治三十八年二月

券太郎識

犯罪論及女性犯人目次

上編 犯罪論

一 犯罪の原理

第一章

法と犯罪……………犯罪は不可避的社會害なり……………類同と差化……………
反逆的社會怠慢者……………犯罪及び犯人の生産は自然の節用なり……………
處罰の原始形式……………私復讐と社會復讐……………血的復讐と賠償仲
裁……………犯罪概念の變遷

第二章

社會罪罰と素戔鳴尊事件……………私復讐と避難區イヌラエル律法……………
避難區(聖場)と拜堂、寺院、教會……………損害賠償の效果……………

第三章 一一

犯罪の本質的要素は道德尺度と關涉せず……犯罪と時代及び人文との關係……姦通犯の因革……流行宗教に對する犯罪……犯罪の廢墟……犯罪目錄の新調……犯罪は輿論の權衡に由る

第四章 二〇

他利主義の發展……同情力の擴張と犯罪行爲……犯罪の新形式は主として工業的及び社會的なり

第五章 二四

殺人は原始罪なり……殺人行爲を認容する要件……族闘……支那に於ける族闘の痕跡……境を踰ゆれば犯罪なし……偷盜、虐殺、強盜、強姦を社會犯化する時代の推移……社會罰の活動及び其の理想……三級道德及び中間道德の地位……犯罪形式を拙劣に簡擇したる人民は退化衰亡す……殺伐を獎勵するは禍なる哉……人身犯漸く減退し所有本能遂に犯罪中堅となる……所有本能の發展……現代文

明

第六章 三三

犯罪の自然始源……動物社會の犯罪現象……動物社會の處罰は社會的反射作用の理法に由る……動物の自衛本能と社會罰

第七章 三九

人類社會の罪罰も亦一般動物間の天則に基く……摩西律法と報復主義……ハンムラビ法典……賠償制の發展……同物償還と貨幣辨償……現行犯非現行犯に對する處遇の異同……返報刑と數理主義……大寶律の數理主義……木石禽獸も亦犯人として處遇せらる

(古代法及び蠻族)

第八章 四八

原始人と近世蠻族……三個本能英雄崇拜、慣習崇拜、神秘崇拜と反逆、親屬相姦、有害魔術との關係……諸蠻族間の犯罪……反逆罪の發展……慣習の嚴密なる近例(伊豆諸島民間の慣習)……蠻族間の刑戮は

半反射的なり：反社會的行動は文明と與もに増益す……蠻族の道徳……疎野社會に於ける姦通虐殺偷盜……復讐義務と親屬……犯罪化の効要……犯人と最先法

第九章

五七

支那法制史に於ける反逆親屬相姦……日本古代社會の妖言妖祠に對する制裁……親屬相姦と日本の原始罪……摩西律法中の親屬相姦附ハンムラビ法典……上古日本の罪罰史(反逆親屬相姦姦通)……上古日本の裁判制度……龜卜、祭祝、巫覡……イスラエル人間の火驗卜筮、邪法、禁厭等と摩西律法

第十章

七一

郷村の司直機關……慣習裁判とハチブ制……日本の博徒社會の特殊慣例

第十一章

八一

神力を藉る立證方法……神判の諸形式……神判と盟誓……日本の

起請……火起請(鐵火神判)の實例……支那人間の盟誓……英蘭愛蘭に於ける犯人發見の方法……愛蘭の誓の石……中古英蘭及び北歐に行はれたる神判の解明……神判を通過する狡計……法師間に行はれたる神判と代人……保證誓約及び決闘裁判……妄信時代の犯人看破法

上編 犯罪論

一 犯人

第十二章

九二

犯人とは誰れか又何か……唯物觀と唯心觀……形態學的及び有機的變化の方面よりする犯人觀察……ロンブローゾ氏等の所謂犯罪模型……犯罪模型の定義と順常違常の性質及び程度……或る違常態は必ずしも犯人の特殊ならず……境遇と遺傳……犯罪原因と生物

學派及び社會學派……諸家の犯人觀

第十三章……………一〇二

疾患の大法と生命の大法……犯人と宇宙的、生物的、社會的要因……

三要因の範圍及び交叉……犯人の分類

第十四章……………一〇七

犯人の物心兩様の違常……犯人違常の具體的解明……常習犯人の

行徑……偷盜……偽造、放火、浮浪、殺人……偶發性犯人と先天性犯人

との差別……各犯人の連繫

第十五章……………一三三

累犯は犯人の通則なり……累犯者の割合及び順序……先天性犯人

及び常習犯人の犯罪種類……男女累犯の割合……累犯者の極大量

と累犯度数……累犯と初犯……犯人と社會危險……顯れざる犯人

……女性犯人の特狀

下編 女性犯人

一 犯罪人類學及び犯罪心理學方面より觀察す

第一章 總論……………一三一

第二章 女性犯人の頭蓋……………一四二

頭蓋内容……眼窩……後頭部……頭蓋直柱指數……頭蓋眼窩指數

……面角……水平周線……頭蓋弧線……兩額直徑……豎直徑、橫直

徑、前直徑……頂指數……鼻指數……面指數……顔面の長……頬骨

の徑……兩角直徑……下顎……軟骨接合骨……頤の長

第三章 女性犯人の病理學的違常……………一四九

頭蓋違常……後頭骨小孔……複孔ある基底面……前頭縫合……違

常の比例……女性政治犯者の頭蓋……人體測定……骨盤

第四章 女性犯人の腦……………一五七

重量……違常……病理學的違常

第五章 女性犯人の人體測定

體重と身長……中等身長……中等體重……腕の延張……坐體の平均長……四肢の胸腔……手……脛頸腿……足……大約的頭蓋內容……頭蓋周圍……弧線……縱弧線……弧線……橫弧線……頭蓋直徑……前後徑……頭蓋直徑……橫徑……頭蓋直徑……最小前頭直徑……頭蓋直徑……前頭の高……頭蓋直徑……兩頰骨直徑……頭蓋直徑……兩下顎骨直徑其他……毛髮……虹彩……皺……白髮……禿……要略

第六章 顔面及び頭蓋の諸違常

頭蓋不均齊……銳頭……頭蓋諸違常……前頭諸違常……顔面不均齊……驚大的下顎……頰骨隆起……違常耳……隆起耳……偏視……齒槽下顎突出……男性的人相……モンゴル式人相……違常齒

第七章 軟部の諸違常

黑痣……多毛……鬚……口蓋破裂……咀嚼筋……乳房……生殖器……擱足……喉頭……要略……ケラー嬢の批評其二……ケラー嬢

の批評其二……ドラームス氏の見解……ケラー嬢の批評其三……

參照(一)政治犯者の月經期違常

第八章 女性の犯罪模型及び其の遺傳的始原

犯罪模型……女性犯罪模型の稀少……犯罪模型稀少の理由……隔世遺傳と犯罪模型……娼婦肥滿の原因

第九章 女性犯人の生活力及び諸特質

壽命……音聲……筆蹟……筋力……反射作用……ケラー嬢の批評

第十章 文身

文身の起源及び狀態……男女の割合……女性犯人の文身狀態……陰部の文身……娼婦の文身……狀態……文身始試の年齢……女性文身の特質……ケラー嬢の文身觀

第十一章 女性犯人の知覺及び視野

觸覺……一般感覺及び痛覺……參照二件……ドラームス氏及びラムロット氏の觀查……マクドナルド氏の反對……視力……要略……

味覺……嗅覺……聽覺……視野

第十二章 ケラー嬢の試験成績……………三三〇

物、心、雨面の試験法……色盲とケラー嬢の觀查……兩眼間の不具及び差異とケ嬢の觀查……ケ嬢の聽覺試驗……ケ嬢の皮膚及び筋力知覺の試驗……ケ嬢の痛覺試驗……觸嗅、味覺に關するケ嬢の試験……ケ嬢の結論

第十三章 女性犯人の記性、觀念聯合、品質、擇色、疲勞等……………三三七

記性、觀念聯合及び品質の試験……擇色試驗……疲勞……眼手均調の試験

第十四章 性覺……………二四〇

色慾亢進……色慾沈衰……色慾狂……同性構接……參照三件

第十五章 先天性犯人……………二四八

少數の變質女性犯人……殘忍邪僻男子を凌ぐ……日本社會に於け

る實例……參照……女性犯人の弱覺……女性の稚態保守……犯罪は女性の變のみ……女性犯罪の防壁……母愛の缺無……參照三件……復讐憎惡……參照四件……戀愛……貪慾慳吝……參照五件……服飾……虛榮……宗教感情……參照……矛盾態……才智……參照四件……參謀……參照五件……犯罪實行の様式……參照六件……教唆……參照四件……有罪否拒……參照三件……犯迹の顯示……參照……要畧……參照十四件

第十六章 偶發性犯人……………三二三

女性犯人の多數は偶發性なり……肉體的特質は奈何……道義的特質は奈何……暗示誘導……參照三件……教育の惡結果……過度の誘惑……萬引……參照三件……家内盜……參照四件……家婢の偷盜動機……參照二十二件……放火の動機……參照十九件……騙取……參照六件……幼兒棄放及び腐敗……罵詈及び毆打……參照……乞丐……特質的地方犯(殺兒、萬引、墮胎)……要畧

第十七章 歇私的里性犯人

心的特状……偽證を好む……催眠術に罹り易し……喜怒常なし……嗜好の急變……忽親忽疎……模倣を好む……一種の固定状態……特殊なる筆蹟……虚言狂……道德顛逆……特状としての靜平……月經期に於ける偷盜放火……多情淫奔……匿名書柬を作成す……錯神……自殺……出奔……参照二件……獄内の謹慎……誣告……参照三件……窃取……歇私的里患者と各犯罪……一人多犯……毒殺者……尊者……参照二件……歇私的里と癲癩との類似……讒謗偏狂……虚妄滑舌多情……歇私的里症娼婦……参照

三六五

第十八章 情熱性犯人

犯罪年齢……變質的特徵……男性的特質……良感情愛情情熱……犯罪動機としての情熱……殺兒の動機……参照二件……私生と殺兒との關係……都鄙殺兒の多少……背叛より起る情熱犯……母愛より起る情熱犯……男性犯人との類似……兩性間の差異……自利

三八六

より起る情熱犯

第十九章 自殺

自殺と犯罪……肉體的苦惱より起る自殺……缺乏より起る自殺……戀愛より起る自殺……参照……戀愛より起る複自殺(情死)……殺兒後の自殺複自殺の一種……参照……婦女間の複自殺……配偶者間の複自殺……参照二件……狂氣より起る自殺……婦女は極端性なり……参照四件……佯欺的自殺……参照二件

四〇三

第二十章 女性犯罪狂者

犯狂男女の割合……女性犯狂低度の因由……狂氣の性質……狂氣と各犯罪との比例……女性犯狂者の豫謀其の實例……特徴としての劇發時期……特徴としての色慾張大……特徴としての劇性發狂……参照二件

四二〇

第二十一章 癲癩性犯人及び悖德狂者

癲癩性犯人男女の割合……癲癩及び悖德狂と犯罪との關係……娼

四三〇

婦の癲癩……悖德狂男女の割合……悖德狂の性狀

下編 女性犯人

二 犯罪實驗社會學(特殊犯罪學)方面より觀察す

第二十二章 女性犯人に關する社會事實……………四三八

序説……………教育……………職業……………參照……………家族……………雙親死亡……………參照……………

遊戯……………雙親の常習……………交友……………常習(飲酒、喫烟、賭博等)……………參照……………

……結社……………累犯……………疾患、創傷……………月經……………詐病……………配偶……………宗教……………

……恐怖物と惑溺……………情願……………書翰……………渾名、變名……………犯罪用品……………

……犯罪記事……………

下編 女性犯人

三 犯罪統計社會學(一般犯罪學)方面より觀察す

第二十三章 女性犯人に關する犯罪統計……………四八三

男女の比例……………南歐女性犯人の低度……………參照ケラ、嬢論文抄……………

……罪質……………日本の男女犯罪關係……………獨逸及び合衆國の男女犯罪關係……………

……日本女性の犯罪特質……………參照……………英國女性重罪の進度……………日……………

……本の男女犯人の犯數及び累犯の増加……………女性の累犯的傾向……………女……………

……性犯人較少の原委(第一)……………女性犯人較少の原委(第二)……………女性犯人……………

……較少の原委(第三)……………婦女と注視(女性犯人較少の第四原委)……………母格……………

……と犯罪(女性犯人較少の第五原委)……………賣淫現象(女性犯人較少の第六……………

……原委……………參照……………勞働と犯罪……………自由、責任及び犯罪機會……………合衆……………

……國南部諸州の犯罪稀薄……………競争と女粹……………私慾と犯罪……………都會稼……………

……の増加と犯罪の増加……………夫又は男員の死去と犯罪……………不節制と犯……………

……罪……………家庭及び小學は犯罪の源泉……………勞働に伴ふ體質の廢壞……………

……合衆國幼少犯人(殊に女性の増加)……………未成年犯人の萬國統計……………

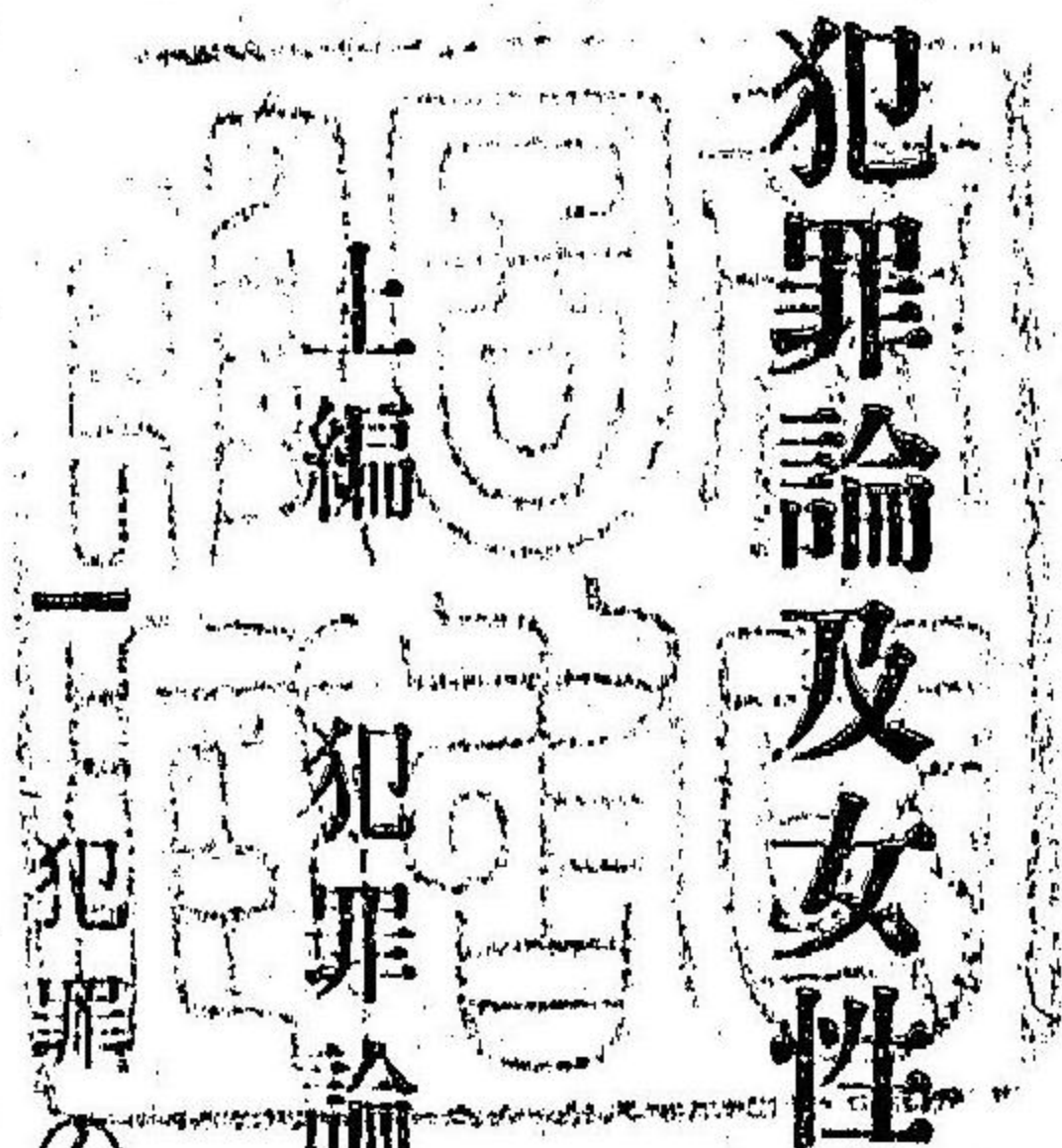
……犯罪年齡……………惡兒の特徴……………兒童と衝動……………佛蘭西の少年犯罪別……………

……常習犯と私生兒……………

犯罪論及女性犯人目次了

犯罪論及女性犯人

鈴木券太郎著



第一章

謂ふ所犯罪は常に如何が之を看るべき。犯罪は個員の要因を透して以て社會機體に及ぶ所の一種の侵襲なりとする。應ふに是れ普通の見解なり。凡そ命令に抗拒する各種の非違は個員の驚嚇にして兼ねて社會的驚嚇たるが故に犯罪を將ちて反社會的行動とし若くは反個員の行動にして且反社會的行動を帶ぶるものとするは必ずしも謂なしとせず。犯罪は唯だ個員に關屬する一性質のものとするべからず又唯單純なる倫理差錯の一現象とも看るべからず寧ろ法が法自體と

犯法者との間に創造せる夾雜關係と看るを允當なりとすべし。是に於て法、犯罪を創造すの語あり。而して法犯罪を創造するのみならず犯罪亦法を創造す、蓋制法の必要を促成するもの即ち反復的悖戻行爲なればなり。

世に法なくんば犯罪も亦ならず。犯罪を世より絶たんとする先づ弭法を講ぜざるべからず。弭法由來可能なるか。人影三五地に落つる所必ず社會あり。茲に社會あり、人類始めて生活し意思互に感交し、又時に相反撥す。此間必ず社會心を發展し社會法を暢育す。夫れ物あれば則あり、社會あれば法あり。則なくんば物あらず、法なくんば社會あらず。法豈弭むことを得んや。法にして乃ち在る、法に悖戻するもの奚ぞ法に間はざることを得んや。罰此に在り罪此に在り。人世の經緯愈々錯繆し、犯罪愈々分化す、還た何ぞ輕忽に刑錯くの期を語らんや。

犯罪の人生に於ける其れ不可避害か。社會生活一面に嵩上し、犯罪一面に累益す。犯罪は智識智力及び社會道德の暢育と共に増進し、最開化最進歩の國民却て最大の犯罪を見る。此の現象當に如何が解釋すべき。犯罪は猶ほ人類進歩の手盾の裏面の如きか、又猶ほ社會福祉の繪布の映影の如きか。若し犯罪増進を憂

ふ、人類進歩亦棄つべく、社會福祉亦廢すべきのみ。斯の生民をして強壯、幸榮且有用なる進境に躋らしめんとするか、犯罪亦避け得べからず。人の或る行爲の形式に即して社會之れに烙印する、所謂犯罪此に在り。犯罪の創造は必然に社會の處罰を含蓄す。社會理想の近境に同衆を推輓せんことを努力し、高面生活に個員を平均せんことを強制する乃ち之れを社會罰とは謂ふ。社會聚落に在りて其の庸衆の中より有用なる差化の出づるは則ち元と獎勵すべきも、此くして指導者を發生すべければ有害なる差化の顯現することある、乃ち敢て之を處罰せざることは、此くして惡徒を犯人に改化せしむ。蓋聚落の中自から常に社會壓力を生ずべし。内よりするの壓力は外よりするの壓力と相須て個員を向上し又社會化す。此の内の壓力の重要なる一形式は即ち呼びて社會罰と云ふ。

血族相集りて聚落を成すや之れが個員たるもの先づ互に類似を意識し、感應す。乃ち此の意識感應あり、友情安全愉快の情緒亦中より發す。個員の小差化なきにあらざるも、一般の大類同は儼として存するものあり。聚落の自然的指導者と雖も繼かに發達の社會模型の微強を代表するに止まるの外渾て同衆と酷似す。此

種の模型と太だしく睨離することあるに於て乃ち一般嫌忌を免れず。背抗的差
 化は有意的又は無意的虐遇に遭着す。個員の頑硬なる行爲にして社會羈絆を緩
 弛し社會聚落の實効を干礙するあるか是れ直ちに社會犯のみ、自然罪のみ。社會
 乃ち之れに對して且防衛し且つ禁遏せざるべからず。社會生活は個員に對する
 自然淘汰の直接作用を停止すると同時に之れに代ふるに怜悯なる社會淘汰を以
 てせざるべからず。若し然らざれば全社會の壞滅踵を回へさずして必らず到ら
 ん。

總般を支配する社會模型に對して背抗する個員は稍々高度なる社會聚落に存
 す。此輩社會理想に向上する平均發達と伴行せざるものなるが故に一に之れを
 反逆的社會怠慢者と名くべし。反逆的社會怠慢者即ち是れ眞犯人にして他の諸
 々の怠慢者は自から窮民社會に歸屬せん。

犯罪及び犯人の生産は自然の節用的過程なり、即ち小害を以て大害に代ふるな
 り、些費を以て向上進歩を促すなり。若し個員の昂進模型の發達の爲めに至嚴な
 る社會淘汰と聚落内の壓力とを見ざるに於ては聚落外の物質力よりする原始的

壓力獨り跳梁し何等向上の期圖なく個員と聚落と一併解體し去らるゝに至らん。
 反社會的行動の處罰せらるゝ所以は蓋此の意義に於てするなり。

草創未開の人類社會に於て聚落は粗野殘忍なる裁判を有したりしなるべし、即
 ち同衆の或る被憎惡者に對する半刑罰半暴虐を以てせる裁判を有したりしなる
 べし。然れども其の處罰を加ふる行動なるものは僅かに二三種に止まりしのみ、
 此の二三種の行動を以て犯罪と云はゞ爾か云ふべかりしなり。個員に對する侵
 害は専ら私復讐に委せられたり。血的族闘も亦此くて恒に期待せられたり。人
 類の原始狀態は個員及び種族の職闘に外ならざりき。彼我の紛争を決するもの
 は唯だ腕力法ありしのみ。家族又は種族が社會單位にして返報の權利義務亦倫
 理單位と假定せられたるべき狀態に在りては被害者の争端に左袒すること乃ち
 被害者と伍する家族又は種族總員の不可免的義務なりしなるべし。但、或る有害
 なる行動は對神犯と看做され社會より怖るべき社會的審判を受けたり。此等の
 社會及び時代に在りては處罰乃ち憤怒に比例し必ず罪質と平衡せざるが、此くの
 如き懲惡適々天理人心の自然に愜ふを見たり。世の少しく進むや法を以て賠償

を強制する發達を呈するに至れり。被害に付て賠償を請要し及び受諾することを拒める者若くは自己の宥恕に對する常例の代償を納付せざる者は一簇の人視て以て不忠とし嚴に之を法外に置く、被追放者乃ち此に現す。

原始社會に在りては私復讐は個員を侵害せし者に下り、社會復讐は社會體を侵害せし者に下る、而して其犯人に對するや自由人の集會に於て直接に審鞠し、求刑し、處罰せるのみ。是れ本能的行動に深根せる傳來的慣習の命令に基く。夥員をして一向に復讐を渴望せしむる程に重大に社會を侵害せる者乃ち犯人と看取し之を破滅するが社會復讐なり。刑法の意義に於ては固より當らず、社會の自存上許容すべき本能的發動と看る、乃ち可なるのみ。生民は此くして推移し殆ど無意識的に舊慣習を新要求に應化せしめたり。

種族國家は素より嫩弱なる施設なるに依りて主として兵事に關するの外個員復讐所謂私職の權利に干渉せず。其の血的復讐に代ふるに賠償、仲裁を以てし進て國家が勸解を強迫的に勵行するに及びても尙且任意的合意の狀貌を帯びたり、但し國家が其の創始期に於て私讐の仲裁者たる位置を占めたりしことは社會を

して權私逞恣の境に回歸せることなからしめたりし効なからず。犯罪即ち戦なりと斷ずべからざるも制限的意義に於ける戦なりしに外ならず。原被告は一定の場庭に於ける戦士と認定せられ、國家は紛争管理の規定を命じ又之れを強制し且勝負を裁決する權能ある仲人たりしなり、一種の公共勸解者たりしなり。賠償法は生存競争に順便なる要因となり、社會は或る私犯を犯罪に漸化せしめたり。犯罪として罰すべき行動は從て増加し、犯人亦從て累益したりしも社會の平安却て一層の鞏固を加へ個員の自由安全却て一層の確實を加へたり。

犯罪は或る行動又は行動の遺忘にして社會自體に對する侵害として社會當に罰すべきものを指示すとせらるゝが、之れを古法に鑒みるに元と犯罪の如きもの一もなく又刑法は公共求刑の或る元素を含みしに外ならず、犯人を法外に放つるの宣告の如き即ち是れなり。其の發生は實に復讐の慣習に基因すること換言すれば犯罪物自體に對する復讐願望に胚胎せりと云ふこと諸家概ね一致する所なり。原始社會に於て刑法なく唯刑罰ありしと雖もそは主として不法行為即ち個員對個員の損害規定たるに止まるか若くは對神犯に止まりしのみ、但し社會自體に對

する重大なる侵害としての犯罪概念、社會犯及び社會罰の端緒（無論復讐の激情と傳來的慣習の命令とに遵依して）が原始的アルヤン人及び他人種間に散見せることは吾人既に之れを諒とす。

第二章

日本の神傳は罪罰に關して最趣味ある資料を供せり。神傳にして大なる混糺なくんば之れに依りて太初社會に於ける宗教意識及び犯罪觀念を彷彿し得べし。當時土俗に稔と云へるものありき、一身に穢ある時には之れに依りて禍を受け惡念を萌すと信じ乃ち水邊に出て、身を滌ぎ惡事を懺悔し又稔所の神に所有の物を獻じて罪を贖へりしこと即ち是れなり。伊弉諾尊汚穢の處に到りしことを追悔し其身の濁穢を滌ぎ去らんとて筑紫日向小戸橋の楳原に往き彼除せしが如きは之れが一例とす。素戔嗚尊事件に至りては當時の宗教的制裁の形式を示すに足るのみならず又當時社會罪罰の態様を發揮し殆ど餘蘊なし。始め素戔嗚尊天照大神と會見するや大神其の害心ありて國を奪ふにあらざるかを疑ひ尊を詰問

せしに尊分疏を力め誓約する所ありしに拘はらず爾後の行動頗る亡狀或は稼穡を害し或は齋殿を汚し大神を侮蔑すること甚し大神驚き且懼りて身を避く是に於て諸神大に會し祈禱に俳優に大神を慰めすかして還らしめ更らに善後の計に付て議する所あり乃ち尊に屬する一切の財寶を促徴し更らに髮爪を抜きて贖罪せしめ且尊を追放するに至れり。實に素戔嗚尊は反逆者なりき、祭政大權の凌辱者なりき、社會秩序の紊亂者なりき、經濟組織の破壊者なりき、當時社會聚落より有害として嫌忌せられたる者なりき、然れば彼に對して懲罰を加ふること蓋止むを得ざるに出でしなり。彼は自由人集會に依りて社會復讐を強制せられき、被追放者として追放刑に處せられき、そは彼は社會犯者なりければなり。

『イスラエル』子孫の律法は血的復讐者を法認せるに拘はらず誤りて人を殺せる者の避難の爲めに六個の逃避邑即ち避難區を設定し且道徳上無辜なる殺人者は故意の虐殺者と同じく處遇せらるべからざることを規定したりしは並に注意すべき現象なり。蓋し避難區に逃れて難を避け生命を全うすべき殺人者は凡べて素より惡むことも無く知らずして其の隣人を殺せる者、怨なきに誤りて人を殺せ

る者例へば木を伐らんと欲して隣人と共に林に入り手に斧を執りて木を斫らんと撃ちあふす時に斧の頭の鐵柯より脱けて其の隣人にあたりて之れを死なしめたるが如き者に限るとせられき。然れども若し其の隣人を惡みて之を附規ひ起ちかゝり撃て其の生命を傷ひて之れを死なしめ而して此邑の一に逃れたることあらんには其の邑の長老等人を遣りて之れを其の處より曳來らしめ復仇者の手に之れを附して殺さしむべしとは該律法の同じく規定せる所なりき。(舊約書中
聖三、四、五節同上四章四二節、民
 數紀略三五章一一節、一五節)

私復讐の跋扈を阻遏せしものの一としては先づ此種の避難區即ち聖場權に僞指せざること能はず。摩西が逃遁邑を設定し殺人者を先づ復讐者の手より救ひ此處に保庇して以て徐ろに事情の審明を待たしめたりしは智ありしと謂ふべし。此種の不可侵的聖場は諸國に於て其制ありしものたり。拜堂寺院又は教會は洵に其所たりき。避難者は一旦遁れて或る聖場に隠るゝや何人も敢て此の聖場を侵犯し得べからずとせられ事件の仲裁又互讓に依りて決落する迄の期間安じて此處に留まることを得。若夫れ追放は聖場と多少の系統を成せるに似たり。聖

場を去る者概ね境外に亡命す。聖場にして漸く廢弛に就くや國家は犯人を境外に放ちたり。

返報傾向をして極端に走らしめざりしものとしては前點に次て損害補償の制なりき。此制は即ち後の罰金制の素地を成せり。

第三章

犯罪の定義は時勢と共に變化し邦國民種に依りて異動す。律法以て罰すべきの罪、道德と乖違することあり、未だ然らざることあり。律法必ずしも道德と同軌たらず。犯罪の本質的要素は素より道德尺度と相渉らず。社會の輿論衆情其の認むる所に依りて或る行動を有罪化し或る行動を非罪化す。要するに其の社會秩序の必至より打算せらるべきものたるのみ。

或る犯罪は則ち時代と共に縮少し若くは消滅し、或る犯罪は則ち人文と共に擴張し若くは増殖す。殺人者に報復する殺人行爲は現時に於てこそ有罪とせられ、往時は古慣上認許せられたりしのみならず被害者の遺族の重要なる義務とせ

られき。決闘は嚴禁せられしことあるも亦或時は裁判上の要式として規定せられしことあり。『ボルネオ』人間には一人をも殺せしことなき青年は結婚に無資格なりとせらるゝが歐洲の中心に於て今尙ほ青年額上の創痕は少女の愛を惹くに足れり。呪咀異端の類往昔最も害惡視せられし犯罪なるも現時の文明社會往々違警罪に入るゝか若くは全然刑法の外に放任す。海盜乃ち國家生存の要件と認められしことあり。種族口員の増加を阻止する必要上殺兒及び墮胎の獎勵せられたりし時代あり、又此等の風習現に諸種族の間に行はれ生存競争甚だ激烈ならざる社會尙且此俗を存留す。墮胎洗兒が歐米諸國に於て尙盛行はるゝに反して日本に於て近年著しく減退せる傾向あるも而かも餘燼未だ全く滅せざるものあり。八丈島民は近時迄公然此俗を實行して怪まず、從て之れが手術を專業とする者を出し其の手術料黃紬一反を例としたりき。老人病者の殲滅は殆ど普遍的慣行たりしことあり、又現に慣行たる所あり。『ペルー』土人間には殺兒及び殺親の女神を有したり。『ブラジル』土人は頭大棒を以て老人病者の頭を撃ちて殺し且之を啖ふことをすら爲す。歐洲の『スクラヴキック』人の間には老人及び病者を殺

して之れを調理し共に會食するの儀式ありき。老人病者を遺棄する慣習亦雷に蠻族に行はれたるのみならず歐洲に於ても近古迄行はれたりしなり。支那に於ける古聖の孝の主張は當時社會の平面に盛に行はれたりし習俗の反動と見るべき節なからず。日本亦嘗て此の風習系統を脱せざりき。其中古京畿内の路頭に病人及び小兒を遺棄するの俗あり、之れを禁遏せんが爲めに彈正式を促し、ことさへありき。京畿外に行はれし習俗は地方の口碑に依りて往々證明せらる。人は生れながらに生存の權利を有する如く吾人は通常思考し來れるも、濠洲土人及び諸番人が屢々新生の嬰兒を遺棄して顧みざることを聞かば蓋退きて捨首せん。教法上の意義よりし若くは誇武よりし又は啖人俗よりする殺人は公許せられたりしことあり、又現に公許せらるゝ所あり。中央亞弗利加に於ては現に偷盜を敬重すと云へるが往時の『スバルタ』人は之れを公許し且偷盜行爲を以て巧戰術を長ぜしめ人民の私財の蓄積を妨ぐる便ありとて之れを獎勵し、其の偷盜行爲の拙劣なりし場合に却て處罰せらるゝことありき。盜賊御免の民種は『スバルタ』人のみならず埃及人も亦日耳曼人も亦同じく然りしなり。兒童虐待又は兒童不

教育に對して刑罰を加ふる文明社會の同代に小兒賣買を認許する邦國さへあり。古代羅馬法に於て家長即ち父は長ぜる子息を責罰し、殺戮し、妻を與へ若くは之を離別せしめ甚しきは其の子息を賣ることをすら爲し得るとせられたりき。人類獻供(人身御供)と稱し又は人柱と稱するもの皆な之れに含まるは社會聚落の總般幸福の爲めに若くは一種の迷信又は儀式の爲めに屢々舉行せられ且賞揚せられたりき。殉死も亦民間に強行せられたることありき。殺親は多くの種族中に於て宗教的慣習とせられき。妻を朋友に讓與せし羅馬あり。夫にして生殖性能なき場合に於て妻の姦通を許認せし「スバルタ」あり。同性相狎を鼓舞せし希臘あり。兄弟姉妹間の結婚を慣行せし埃及あり。兩性の公然たる結合は文明社會に於て刑法の制裁を免れざること勿論にして又何人も爲さんと欲せざる所なるが蠻族中には往々此俗を發見すべし。重婚を禁制する隣國に數夫一妻又は一夫數妻を常例とする所あり。娼婦は神聖視せられて拜堂の役務に就かしめられたることもありき。然れども亦輕侮誹謗せられたることありき。最歡遇の表章として妻を賓客の枕席に侍せしむる風習は北方の「グリーンランド」南洋の「タヒチ」等に行

はるゝが東瀛の一屬島に於ても近世迄往々存留したり。

凡そ姦通(有夫姦)に關する因革より變化あるもの蓋鮮し。「バビロン」人は有夫の婦他人と姦通せるに對しては姦夫姦婦を縛して水中に投じて殺し、有夫の婦他人と姦通して其夫を殺せる者に對しては石を以て撃殺したりき。「イスラエル」人も亦姦通に報ふるに石撃殺を以てしたり。そは摩西律法(舊約書)申明記二二章二二節乃至二九節參照之を張明して餘りあり。該律法は有夫の婦と同寢する男子あるを見なば姦婦姦夫共に殺すべしと定め又約婚の處女に對して或男邑内に於て之れを犯さば此の二人を邑の門に曳出し石をもて之れを撃ち殺すべしと定めたり。蓋此女邑内に在りながら叫ぶことをせざるに因り又男は其隣の妻を辱しめたるに因りてなり若し夫れ男ありて約婚の女に野に遇ひ之れを強て犯し、ならば之れを犯し、男のみ殺すべしとせり而して女に對しては死に當る罪なし、恰かも人其隣人に起ち迎ひて之れを殺せると同じきのみならず彼女男に野に遇ひたるが故に叫びたれども拯ふ者なかりしに因りてなり、男若し未約婚の處女に遇ひ之れを執へて犯し、に其の二人見露はされたらんには之れを犯せる男は償銀五十シ

ケルを其女の父に與へ且女を己の妻とし一生之れを去るべからずと定められたり。(舊約書利未記二〇章一〇節に人の妻と姦淫する人即ち其隣の妻と姦淫する者あれば其の姦夫淫婦共に必ず誅さるべしとあるも亦同旨なり)。中古歐洲人は戮刑を姦通犯に擬したりき。上古日本人は死刑を之れに當つることを吝まざりしが、唐律を承けてより奸者徒一年、夫ある者徒二年となり、鎌倉幕府時代に及びては所領ある者所領の半を没し出仕を停め所領なき者は遠流に處し婦も亦同罪而して名主百姓に在りては過料、名主は三十貫文、後十貫文と改む、百姓は五貫文、女亦同罪なりとせり。徳川氏に及びて姦夫姦婦は俱に死刑に處し本夫姦夫姦婦を殺すも紛れなきに於ては構無し姦夫を殺し姦婦存命なるに於ては其婦は死罪、姦夫逃れ去りたる時は姦婦は本夫の心次第甚しきは婦同意せざるに之れを挑み又は家内に忍入る男に對し本夫之れを殺すも本人構無し若し主人の妻と通ずる者あれば姦夫を引廻の上獄門、姦婦は死罪とせり、但し民間此事を以て官に訴告するもの至て稀れにして本夫姦婦を去るか若くは往々内濟金として補償を姦夫より徴して相互示談に付したりしなり、元明治に入りてより諸政更革、本刑亦一變せり。

近世支那に於ては姦夫姦婦登時に殺死する者は論なしとせらるゝも姦所に捕獲するにあらざれば此律に拘ることを得ず。姦通の場合に於て現犯目觀の情緒を重んじたるは今古西東其揆を同じくす。而して今日の文明社會は姦通に對して數月の禁錮を與ふるに止まる、或る地方に於ては之れを私犯的性質に係屬せしめ若くは道德問題に委せしむるもの亦之れあり、姦通に關する刑罰は此くの如く變移し此くの如く減縮せり。半開幼稚の社會に於て社會の根基を危うし其の結合を阻害し同衆の感情を殘賊し被害者の激怒を挑發せるものは種族の禍心的背抗及び家族の禍心的背抗にして前者を聚落の政治犯とし後者を家族の政治犯とす。而して姦通は後者に屬す。

妄信時代の犯罪中には流行宗教に對する犯罪其多きを占む。無智の輩を支配する未だ教會精神より強きはなし。蠻人中に於ける渴仰人格は超自然力を擁し神威を被る僧侶に若くものあらず。僧職の王位と干渉する所に在りては王者は神權に依りて君臨すとせられ又教會の儀式に依りて即位するものなるに於て僧權若くは教會權力は意外に増大す、況や俗權の教王の認許に依りて始めて活動す。

る所たるに於てをや。此くの如き状況に於ては教會的犯罪を限定し、處罰する教會權は勢ひ之れを拒否する能はず、政府却て成を此に仰がざることを得ず。而して教會的犯罪とは通常に異教、犯聖、妖術、巫術及び蠱惑、褻瀆、偽誓、背安息日を指稱す。就中異教徒視するは國教の見地より爾か云ふに止まり、他面に於ける正教たるべし、而して之れを正教視すると否とは俗信の消長如何に關す。

讀者餘閑あらば請ふ進て犯罪の廢墟を訪へ、其の奇蹟轉々吾人をして駭目せしむるものあり。外國人に貨幣を發售することは英國エドワード四世の時に於ける重罪なりしことを記せよ。市民にして自家に黄金を藏することを發覺せられし場合には之れを死刑に問へることライサンダー治下のラセデモニアン人なりしことを記せよ。手綱を以て馬を御することは嘗て露西亞に於ける一犯罪なりしことを記せよ。そは當時の慣習御者は自から乘馬するか若くは馬側に接して走るかするを要したればなり。巴理に始めて印刷書籍を齎らせし獨逸印刷者は妖術者として生きながら禁かるべく求刑せられ、緩かに身を以て免れたりしことを記せよ。嘗て笑顔せざりし人民を追放する法律を制定せしイオニヤン人ありし

ことを記せよ。獅子を馴らし得る程の者は人民の自由に危險なりとして獅子を馴らし、ハンノを求刑せしカルタゴ人ありしことを記せよ。獨身の犯罪たることを規定せしジュリアン法ありしことを記せよ。固定未婚者に對し中冬其衣を剥ぎ公然市場に於て鞭笞したりしスバルタ人ありしことを記せよ。買占、見込買等を犯罪として處罰せしことは英國近時迄の事相なりしことを記せよ。刑名の徒の墳塋を發き來れ、其の語り出づる所必ず此に盡きじ。

近世文明は前世紀未知の驚くべき犯罪目錄を創造せり。其の社會組織、慣習、政治的約制、宗教信仰等に於ける一切の變化は刑政に大變化を興へたり。法典禁條に更らに追加を必要ならしめたる源泉は近世科學的發明及び凡百藝術に於ける之れが應用に基くする製造貿易の新狀態若くは仁慈博愛の擴充強大に隨伴する諸般施設に發見せらるべし。現勢は各都面に於て法律の保護を促進す。或は蒸氣力若くは電氣力に依る運搬法を妨げ、或は特許權を侵害し、或は財團權力を妄用し、或は被傭者の不法結合を謀り、或は爆發藥を惡意的有害的に使用し、或は工場礦山等に於ける勞働者の權利及び安全を疎忽にし、或は動物及び兒童を虐待、苦役し

又は玩弄する行為に對して各々處刑を擬する皆な此の旨趣に外ならず。傳染病豫防法又は入港船檢疫規則の如き亦合さるに現世紀を特象する表章なるべし。犯罪も亦進化の過程に仍由し時代の精神と反視す。犯罪の意識は常識及び良心の推移汚隆に關繫し其の意義人心の關發及び要求に因りて恒に畫一なることを得ず。輿論動けば犯罪の意義亦動く。輿論は必ずしも純なる道德軌範に拘泥せず。輿論の權衡は往々不定なり、故に犯罪亦不定なり。犯罪は時處位の關鑰に憑依して出入損益す。犯罪は活物なり、唯だ寛裕なる了會の下に之れを管理して宜きに從て之を解釋するのみ。

第四章

近世社會の道德は漸次其の根基を他利主義の上に置かんとす。他利主義は今後益々發展すべき餘地を有するを以て其の擴張は有望とせらるべく從て現時の所謂犯罪中或るものは蠲除せらるべし、即ち犯罪の性質を有せざるものとなるべし、然れども亦早晚或る行為は犯罪の性質を帶ぶるに至らん。社會良心及び個員

德性の大なる啓發と延張と要力とは今日に於て輕々に默過せらるゝ事物をして大に嫌避すべき事物に變ぜしめ、今日に於て忽諸せられたる矛盾行為をして必ずず壓伏を要すべき不正行為と化せしむることあらん。誰れか現時の道德上許容せらるゝ數多の行動が將來舉げて不道德とせられ、將來の犯罪現時唯だ不道德と認識せらるゝ一切を網羅せざるを保するものぞ。

他利心は苦痛に對する同情及び吾人の發生する禍厄よりして蒙るべき恐懼より起る情操を指示す。最高の想像力は苦痛をして有形要件に止めずして無形要件に延張せしむ。是故に文明人種の想像は兇器腕力を以てする傷害に對して最強度に注がるゝのみならず又無禮なる言語行動を以てして人に苦痛を與へ其精神を攪擾する點にも更らに傾注せらる。蠻人又は文明社會に於ける最劣等種に於て有形的苦痛を感ぜしむべき行為を憎惡する感情の充分に發揮せらるゝを見るも無形的苦痛に對する感覺極めて微弱なるを見る、而して高等なる階級又は文明社會が或る行動を取りて不快とし不仁とし無道とするは其の意識の根底を至高至純なる同情力に發するものなるが故に他の階級又は社會の此所に向せざ

る以上未だ社會の輿論となりて之れを制裁するに至らず。今日の所謂許多の犯罪行為は多數人民の見地に於てする他利心の背抗行為換言すれば苦痛に對する一般情操の侵襲行為に過ぎざるなり。仁愛慈悲の情操は種々の異なる人民間に於て相異なるを見るのみならず同一人民中にだに尙且發達上の異同を呈すること已に疑問の外にあらん。此等の情操は固と自利即ち自己保存に發したらんこと疑ひなきも今日は非常なる變形を受けたり。自利より自利的他利に及び漸く他利に入らんとするは大なる變動に屬す。家族を徹過し種族を徹過し凡そ言語外貌慣習を異にせる者一切を看取して同じく人類同胞と認識し之れと親交し之れに惻隱するに至れるは如何に悠久且宏大なる進歩よ。最高道德は四海一家萬民同胞として友情を人類間に擴充するに甘ぜずして更らに禽獸を包羅し草木を囊括し進で底限する所なからんとす。戰爭の名に依りて外敵を殺し死刑の名に依りて内敵を殺すことは古來種族又は國民の至上道德とせられ來れるも今日の開化せる邦國に於ては死刑を用ゐる所殆どなし戰爭亦漸弭しつゝあるを以て早晚廢止せらるゝならんが唯現社會の必要上戰爭は依然として社會道德の地位を占

む。

兒童を無教育又は無監督の儘に放任する父母兒童を接待に出せる旅亭又は酒亭演劇又は公衆觀覽物に兒童を使用する興行主石工陶工硝子製作鍍金屠獸塗船業煙筒掃除等健康に危害ある職業に使用する業主兒童を虐待する家庭商店寺院慈善的施設禽獸に對して殘刻なる取扱を爲す者一般人民又は未成年者に酒料を販賣する者職工礦夫又は農夫の災害病老に對して扶助せざる傭主酷酌者の行為は現時の社會業已に之れを背法行為と認めて刑罰を加ふるに至れり。委託金私用が近世迄單純なる破信として民事に屬せしものなるが今日變體竊盜として之れを刑事範疇に規定し偽造詐欺財産に對する惡意の損害虐殺企圖等の諸形式は往時藐視せられたりしも現時之れを重大なる罪と認識し乃至議員選舉に關する腐敗は已に道義圈を出てて背法行為と看做さる。或る人民間に不道德とより外には看做されざる行為を拉へて或る人民は之れを純然犯罪の中に羅致す。反慈悲及び反正義に對する社會感覺鋭敏を加ふるに從て社會の道德的認容は愈々嚴密となり古來放置せし個員の行動又は古來全く不知なりし個員の新行動に對し

制裁を必要とするに至れり。然りと雖も社會の組織地盤鞏固を呈し來ると同時に往古危険とせし個員の行動も亦社會に大なる影響を與へず之れを私徳の藩籬に輸送せらるゝを妨げず。既往の因革と現時の較照とは此種の變遷差化を歴證するならんが是れ將た社會良心及び睿智の進歩と人民平安の公共政策とよりして従來するものたり、換言すれば同胞に對する認識義務の高上本位の表現及び其の發達を暗指し、社會怠慢者をして更らに一段健全の社會的眞實の道德生活に推獎するに不可缺者たり。他利情操の擴張と社會意識の高上とは犯罪の形式を變化し犯罪の性質を陶冶す。一言以て之れを蔽へば犯罪の新形式は主として工業的及び社會的なり。

第五章

殺人は創始時代の模型犯なり、原始罪なり。此等原始罪は社會慣習の下に於て若くは經濟逼迫の下に於て自から一定の中心圈を設定す、即ち種族口員の増殖を防止するが爲めの殺兒、墮胎の如き是れ。老衰者の殄滅の如き何れの時何れの世

と雖も殆ど存せざるの地なし、而して是れ將た名分を人道に藉れり。宗教の法義に連關し若くは誇武殘忍の動機又は啖人俗に發端する殺人は實に舊世界の特象なりき。

往時に於て殺人行爲は獨り有罪ならざりしのみならず或る要件の下に於て寧ろ賞揚すべき行動と認められたりき、例之ば自衛戰爭、復讐、刑罰、獻供等に於ける場合の如し。近時北米「アイオワ」州、印度人は人を殺さざれば頭飾に羽を挿入することを聽されず、又勇士の稱號を受くることを得ず、羽飾なき者は配を娶らんと欲するも能はず。「ボルネオ」のギャック蕃族は人頭を得て始めて妻を有することを得。復讐にあらざる殺人は、印度人之れを犯罪視す。虐殺はギャック蕃族も亦之れを處罰す。此種の司法行爲は種族を對象として成立す。種族保存の爲めに此の罪罰を必要とし、殺人の正邪に拘はらざるなり。

蓋兵刑元と一途。他種族に對して復讐し又は戰鬪する行爲を用兵と謂ひ種族保存、聚落平安を殘賊するものに對して兵を用ゐる之れを刑と謂ふ。兵刑共に人を殺すの具謂ふ所凶器なり。然れども隣族と搏鬪するは種族生存上不可已の行

動なるが故に管に干戈斧鉞を廢し得ざるのみならず却て戰士に對する社會賞を懸く。吾人の祖先然り現代の蕃人亦然り。同種族以外の種族は是れ天仇なり。故に他種族に對する殺人は勇擧たる名譽を受くるも決して有罪視せらるゝことなし。『ブラジル』の森林に割居する土族の如きは虐殺若し種族内に起りしとせば復讐は關係兩家族間の私事に止まること例の如しと雖も若し虐殺者他氏族又は他種族なりし時には之を公惡と認む被害部落は直ちに會議を開きて戰を議決し軍旅を派遣す。此くの如き復讐即ち血的族闘又は種族戰にして而かも世々相繼ぐことあり。古代日耳曼法が身體名譽又は家産を侵害せられたる自由人にして法律的金償法に頼ることを欲せざれば黨類の援助を藉りて躬ら報復することを得る所謂私戰の權利を認めたる亦荒古疎野社會の遺制たるを失はず。英國の正史稗乘を讀まん者は自由人若くは貴族の私戰累次相踵ぎて禁令連りに出づるに及びても尙遠かに息まざりしことを看過することを得ざるべし。日本は氏族の私闘武士の仇打に關する豊富なる史談事蹟を有するの國として幾多の好資料を吾人に供給す。

近世支那に於て久しく俗を爲して消弭せず屢々禁を要するは打架なり例へば原被兩造法衙の前に邀集し親友中の惡少より種田佃戸街市遊手に及ぶ迄各々短鐵尺金剛圈等の類を藏し即ち門前に于て互に相兇毆し毎に打傷重を負ひ另に人命の新詞を償ふ者ある如し。所謂打架とは私に相毆闘するなり。法衙の前に到りて尙此の活劇あるは支那人間に於ける私復讐及び族闘の殘存を映發するにあらざる歟。

境を踰ゆれば犯罪なし。此の主義は窃盜奪掠の場合にも亦應用せられたりき。古代の日耳曼人は部落境外の強盜を以て羞耻とせざりしのみならず寧ろ之れを賞揚したりしなり。現時の蠻族間に他部落を襲うて奪掠を肆にすることを以て日常茶飯事とするものは稀れなりとせず。

偷盜、虐殺、強盜、強姦、社會聚落の中に於てのことなり他種族に撞入りて偷盜殺害其他の行動を試みることは天仇を脆弱ならしむるものなるに依りて寧ろ歎美を値ひしたりきが罪となりしは一朝の故にあらず其の進程極めて遲緩のものたりしと知れ。此等の行動を看將ちて個人に對する不幸又は侵害とするのみならず

更らに進で社會自體に對する損害とし當事者の意嚮に關せず之れを社會犯として處罰すると云ふ迄に推移せるは幾時代をか經たりけん史に志す者の須らく味ふべき所なり。

犯罪は社會の產物なりとせらる、反逆的社會怠慢者が地上にあらん限り犯罪は尙ほ繼在すべし、犯罪繼在すべしと雖も犯罪の性質は必ず時代と共に徐動せん。今日迄の趨勢に見るに大に嫌ふべき犯罪は少しく嫌ふべき犯罪に替へられ、暴力犯罪は減退の傾向を呈し徐々に痿縮せしめられつゝあるに似たり。犯人即ち反逆的社會怠慢者が社會生活を破滅し廢壞すること何人も知る所なるに於て之れを防止せんが爲めに古今の聖賢王者或は死或は檻或は教育或は感化を用ふ、悉く是れ處罰の形式なり。同衆の設定せる行動本位と并立して生存することを拒反する者は擧げて此の處罰の中に羅致す。要するに社會平安の爲めの故に止むべからざるのみ。抑々人は禽獸と稍々異なり自己自ら自己を馴らさざるべからず。苟くも之れを怠ることある、其の有意と無意とを問はず社會之れを罰す。社會は最も扞格を厭ひ紀律を喜び力めて前路を清くして以て精進向上せんことを期す。

是れ社會意慾にして又社會理想なり。處罰此に儼存し、法律此に南面す。之れが下に吾人は煩悶懊惱奮闘しつゝ、其の躁急なる情熱を謙抑し其の熾烈なる私心を自制することを學ばざるべからず。吁洵に勞すと謂ふべし。

同一社會に於て中間道徳と最高道徳と最低道徳との三級あり。最高道徳は常に社會の良心徳性を向上昂進せしむるに缺くべからざる槓杆にして又其の標準なるも最低道徳は之れに反して社會を原始状態に回顧せしむべく種々の表現を呈出す。此際中間道徳は上下新古の極端を調和し事相の緩急を節度し自から中流の砥柱たるべきものなるが、其の勢力往々不定軟弱にして往々最低道徳に侵蝕せらるゝの虞あり。然れども中間道徳は社會の平均發達上尤も必要なる要素にして時代精神の涵蓄社會生活の高面向上の地歩なることを記すべし。若夫れ此の中間道徳又は最高道徳の部類と平等に進歩すること能はずして心的發育極めて鈍く理性不完にして唯だ本能に依りて趨舍し自利に依りて盤旋し人文の勢力に親まんよりも寧ろ宇宙勢力に操縦せられ睿智徳性の權威至て伸びずして一向に本能必至に繚弄せらるゝ、外何等向上の道徳的價値を保留せざる所謂最低道徳

の跋扈横流することあるか、是れ應て自然社會に背退し原始人民に應に有るべき現象を復生せずんばならず。

蠻族の間に必ずしも行旅することを要せざれ。文明社會に於ける最下層又は最劣等の人類は蠻族の帶有せる如き奇怪なる慣行と畸形なる道徳とを表彰す、換言すれば必ずしも太平洋洲に閑棧を浮ぶる勿れ、亞弗利加に瘦馬を鞭つ勿れ、將た南米に游子を學ぶ勿れ、吾人の奴僕と對話し吾人の隣舍を往訪し吾人の内層を按檢すれば蠻族間よりのみ供給し得べしとする類似の材料は忽ち吾人の奚囊に滿塞せん。吾人は犯罪の文明と共に増益するの已むを得ざるを諒とす、而かも文明罪の増益よりも寧ろ原始罪の増益の場合に於て明かに退歩なることを憂ふ。犯罪形式を拙劣に簡擇したる人民は退化衰亡の道途に住すべし、況や文明罪と雖も之れを簡擇するの巧拙は直ちに社會の福祉に關するものなるをや。社會が犯罪を擇取するに智不智あり、若し伶俐に簡擇するに於ては犯罪亦更らに一層真正好良なる文明的社會的段階に同衆を催促する活動力たることを得ん。

復讎、征服又は放逸の鼓舞に因りて出戰する蠻的偏向は實に人類太初より以て

現代に至る破壊暴惡の源泉たり。戰爭は人種の商業に外ならざりき。各般の犯罪は戰爭の兇勢の下に悉く法認せられたりき。此くの如くにして養成せられたる生命破壊の傾嚮は蠻野的天性の渣滓を組成し以て幾星霜を経來りしが文明の力に依りて大に削減せられしかど今尙ほ全く潰崩し了らずして時々復興す。殊に某國民の如き歴史は序齣より大團圓迄慘憺たる大小公私骨肉の血戰より經緯せられ小説稗史演劇講談は賭博、賣淫、殘殺、毒害、拷問、虐待特に復讎、暗殺を骨子として之れを激賞推譽する文字科白より成立し薦紳貴族より走童勞夫に至る皆な以て之れに傾倒せざるなき所に於て人の生命身體の重ぜられざること一朝の故にあるざるを知るべく、抑々亦之れを易へんこと尋常の業にあらざるを解すべし。犯罪は外情に依りて變形す。人の生を欲するは天性と雖も生を須希的ならしむる利得の倍加と與もに人生の神聖を認むることも亦増益し來るは事實なり。社會環象の發達は人の活動運爲の疆域を廓開し從て犯罪偏向の範圍を烈きよりも寧ろ廣きに粗きよりも寧ろ精きに移す等大に人の性格賦質に影響を與へたり。換言すれば人身犯漸く減退し所有物本能遂に一般犯罪の中堅たるに至れり。

凡そ上古に在りて人各々土地を供用せるが、之れが絶対權を有せる者は未だ之れあらず。種族互に獵域を有し所屬各員此の範圍に狩獵し自獲の野獸纔かに各個の所有に歸せるのみ。一面に氏族又は種族に屬する共有地の觀念を見ると共に又他面に小舎を繞る附近の小區域を占用し耕耘して家族の糧餉に充て便安に供し漸く所有物本能を發展せるを徴すべし。所有權の主たる事實は家長時代若くは其の以往に存在すとせらる。土地所有の如き其始寧ろ種族的若くは部落的なりしなるべく、即ち其の根基を占用に發せしこと復た疑なからん。部落共有の片影は今尙ほ露國のミール、印度の村落社會に看取することを得べし。往時「イスラエル」人が「カナン」の地を占めし時に種族を以て征服地方を分割せしも個員又は家族を以て小分するが如きは其の爲さざりし所なるに徴しても種族共有の態ありしことを推すに難からず。而して單純なる勞田法より收穫物小作に進み次で租制の基本近世借地法の始端とも謂ふべき金納法に變移せること茲に繁説の要あらず。若夫の行政權の位置は家長制より種族制に種族制より封建制に轉換せり、而して後者は實に無數の小領主より現出し衆望威權ある大領主に擴大し終に

宰權を絶待武勇の一人に集中せしむるに及びて完全す。謂ふ所王者是れ。此間民分の變化、私權の認許、社會現象の分裂複綜及び之れに隨伴する合式守制生活の趨勢を開展したり。

此くて推移し又推移するの極や如何。繁榮は火の如く輝きぬ、文化は花の如く薫りぬ。金礦は底知らぬ湖の如く、世路は十字の衢に似たり。人の子の貪慾は彌が上に充揚し、天の父の道は一張一弛を免れず。貧富互に疑ひ勞資相嫉み各級交々軋り個々團々の心肉不安不息以て何事か起さては飽かじとする、懸て窮竟する所反社會的偏向を増長揮霍するに了はる外なきぞ是非なけれ。

第六章

犯罪の始源に付て生物學動物學的概念に涉りて講究せんとする學究あることは想ふに世人亦略ぼ之れを知らん。此等學究の見地に依證するに犯罪の自然始源を動物心理學及び胎生學上の比論に求め因りて以て犯罪の首端、僻性の運動を遡尋して植物(食蟲植物)の類に及ぶものゝ如し。宜なり此等學究が禽獸亦元形的

責任感ありと爲すことや。是を以て人の犯罪活動は唯だ是れ下等動物に於ける犯罪本能の再生擴充のみと云はるべからざるにあらず、即ち動物社會を通じて其の變化せる諸々の表現を尋釋し其の皮相的犯罪傾向若くは本能的匪違の形式を把住すること例へば猿犬猫鼠の偷盜或は諸動物間に於ける故殺、殺兒、同類噉嚼(屠の如きすらも)より以て蜂蟻鳥雀の出戰、分捕及び俘囚奴隸、離象の讎怨行爲に追ぶが如きも亦興味ある研鑽を値ひせずとせず。若夫れ兒童生活の現象を把らへて犯罪胚胎の理を攷究せんことも亦同く必須とする所例へば其の殘忍兇猛の天稟的なる、虚言妄語の傾向的なる、衝動的匪行の特癖ある、皆以て原形的犯罪偏向を直指し、既往人種の特癖の殘片を證明するにあらざるは鮮し。是故に悖德狂及び犯罪の胚種は人の初庚に於て並びに齊しく順常的なりとせらるゝこと一理ありと謂ふべきなり。

動物犯罪學的現象に付て更らに少く説かん。夫れ犯罪は動物間に存在するか、若し存在すとせば是れ糧食を保有し社團を強固にし天仇を倒滅する破壊行動以外の或物ならざるべからず、同類に害あり聚落に害ある行爲ならざるべからず、當

事者に對して一般の不快及び復讐を覺起せしむるものならざるべからず。伶俐なる動物社會には此等有害なる個員存在すとして知らるゝのみならず又彼等人類社會の犯人と同じく屢々退化變性の徵候を表現し時に社會罰を被むるを免れずと云ふ。此くの如き場合には必ず引用せらるゝかの猿猴屬に於ては則如何。彼等の諸聚落に於ては或る強雄より發する命令に抗する猿猴に對しては掌打、咬嚼を以て之れを懲らすことあり。該屬中の一隊鹵掠の爲め果園に進行中深獸を厲行せらるゝ時啼々し始むる年少者あらば同員より強打せらるゝが如き之が一例なり。偷盜行爲は猿猴屬に在りて全般の稱歎を受く。離乳以來偷盜行爲は年少猿猴教育の一部にして其の成功如何は生活の浮沈の關する所なるに依り猿猴が處罰に共同する點は偷盜其物にあらずして偷盜の未熟に在り。往昔の「スバルク」人にありしと云へる常習は恰かも之れと相似たりとすべし。犯人の社團亦往々此種の制裁あり。亞弗利加の似人猿屬の一種間に姦通者(殊に恐らくは親屬相姦者)は拳打、咬嚼の社會罰を受くることあり。象は則如何。象は天性平和を好み和親を愛すと知らるゝが時々惡心ある狡象を群より逐ふことあり。此種の狡象

は社會犯者として他と別たる。一旦他より逐はれたる離象は他の群に入ること
を許されざる猶ほ人類社會に於ける追放者の如し。孤立頼るなき離象は人類又
は同類を凌辱し、其の行動屢々變常を呈し興奮懊惱の態あり。善良なる賦性は象
社會に於ける夥員の根本的要件なるに似たり。故に害心ありて親み難き個員に
は追放に似たる刑を與ふ。河馬、水牛、野牛の群は則如何。此等の動物も亦不可治
的有害心的反社會的個員に對しては追放又は死刑に似たる制裁を下すと云ふ。
馬は則如何。人を噛み同類を傷け又屢々他馬の糧食を盜める馬は厩中に別居せ
らるゝを見るが、此種の馬は惡質の遺傳あり、退化の徵候例へば前額狭く且凹退せ
るが如きを有すること調馬師の觀取せる所なりとは非か。熟兎社會は則如何。
熟兎社會に於て本能的に他員より嫌忌せられ苦慮せらるゝ者あり。家禽或は鳩
は則如何。此等諸禽の中に於ても或る個員に對して社會的憎惡及び有形的處罰
を擬することあり。其の被罰者は或は子鳥を咬殺し或は同類の巢裡の薬を盜み
或は故なく他鳥を傷くる行動を爲せる者にして之れが模型の如き素より他鳥と
大差ありと云ふ。而して蟻屬は則又如何。蟻屬に在りては奴隸の背抗は死を以

て處罰せらるゝことあり。類例繁に過ぐるは當下に要あらず、唯だ社會平安に危
險なり侵襲的なりとする二三行動に對して苛嚴なる制裁處罰を加ふるは高等な
る動物社會を通ずる一般風規なること如上に依りて保明せらるべし。
動物社會に於て積極的の反社會行動は極めて僅少なるに依り社會罰の如き亦甚
だ稀有にして且幼稚なるに似たり。若し社會罰の發動すべきものありとせばそ
は直接に其聚落の一致強固を打撃する行動に對するなり。而して社會罰の發動
は道德的辜過に付て信念あるに依りて然るにあらず又社會平安に元質的に害惡
なりとの思想に基けるにもあらず、實に社會的反射作用に係由す。善惡の觀念は
此等動物の了會以上と臆定せらるべし。何をか社會的反射作用と謂ふ。他なし、
或る個員を他の夥員と根本的に不同とする感覺生來的嫌忌よりして社會復讐を
興へざるべからずとする感覺に外ならず。社會慣習の侵犯者に對する本能的防
衛反動の現象と之れを看る、庶幾くば當らん。諸動物は何の故に處罰せらるゝか
を解することなし。故に完全なる人類的意思に於ける犯罪てふものは動物間に
存立せず。

何人も認むる如く動物の行動は自動的なり。彼等唯だ無限の星霜を閱盡して神経系統に登録せられたる印象は是れ服す。此等の印象は神経管に縁りて外界より傳來せしこと云ふ迄もなく其の自己保存に關係し有害刺激を警戒し有利刺激を保持せんとする或る行動を感受せること亦論なき所なり。彼等不斷の反復よりして効要ある反動を攝取し之れを常習に化し本能的に無意識的に又瞬間的に操縦するに至る。各動物既に自衛本能を有す故に打撃を被むることあるか、直ちに之れを打反へさん。小兒あり樹に顛仆して路に倒れんに彼れ起き直りて先づ其樹を蹴反へさん。是れ反動的天性のみ怪むに足らざるなり。動物社會各々同一本能ありて損害者に對して同一に反動す。此の反動なくんば社會は忽ち破滅すべければなり。反社會個員は其の夥員と異なりて生長し積極的に有害となり益々同衆に憎忌せらるる社會罰の一たび下らざる能はざる所以なり。慣習に對する至嚴なる服従は死又は追放の痛苦を懸けて衆に強ひらる、此く強ふるは聚落若し服従の綱維を弛くせば聚落自から死せざるべからざるに依る。然らば則各動物如何にしてか之れを自得せる、他なし、前述する如く幾多の世紀を歴て個員及

び社會殘存に効要ある行動の記録應て其の神経系統に刻せられたればなり。

第七章

人類社會亦自から匪違に對する最先罰法を發展す、私復讐是なり、暴を以て暴を伐つの法是れなり、以目償目以齒報齒の法是れなり。氏族の個員をして他員の侵害行為に對して簡易刑を應酬する權利を其の握中に歸せしむる特許を是れ謂ふなり。此くの如き天然粗硬の壓伏手段は常に個員の權利を保障せしのみならず又間接に種族關係の不可瀆性を捍護し以て後次の人文的律法的理想の先驅を爲ししものとす。處罰は根元に於て本能的なり、一切の道德觀念に豫先す。或る行動に對し正とし又邪とするの分別は爾りしより後の新發展に屬す。處罰を看て以て道德罪の償還に在りとし若くは其の目的犯人改善に在りとするは後人附會の談固より故義と違し。原本的に於て犯罪に對する處罰は常習又は慣習の要求に遵依せる個員の反射作用なりと斷せざること能はず、是れ動物性質に根柢せるものにして即ち一般動物間に於ける天則と異なる所なし。自衛の必至に之れが

挟み手を以て人を撃ちて死なしめたる者は孰れも故殺なるに依り仇を打つ者之れに遭ふ所にて之を殺すことを得べし(但し敵心害意なき殺人者に對しては仇打する者の手より救ひ出して逃遁邑に送還せしめらる)との規定等是れなり。當時律法の道徳的斜曲と平衡せずして一に激情と比例し報仇を含義し以目償目、以齒報齒の天真を發揮せしこと洵に想見するに堪へたり。

近時『アラビア』に於て發見せられたる石文は『パピロン』王ハンムラビの制定せし法典を刻せしものなりと稱せらるゝが此の法典は殆ど猶太律法の先蹤を成せるものにして刑例に於て他人の目を傷ぶる者は其目を傷ぶらるべく他人の骨を傷ぶる者は其骨を傷ぶらるべく他人の齒を傷ぶる者は其齒を傷ぶらるべしとの反射的规定を保留せり、但し人を殺し又は毆打して死せしめたる者に付ては特に記する所なきも、有夫の婦他人と姦通して其夫を殺したる時は石を以て毆殺せらるべきことを規定せり、亦並に發明すべし。

血的復讐の習俗は社會の財富漸く集積するに及びて賠償制と交代せり。血に就ぶ聲は漸次に物を求むる聲と變じ來れり。『チユートン』人は自己又は自己の親

族の傷害を受けたるに對して償を取りて和解せしにあらざる以上復讐手段を取ること許したり。古昔撒里安佛蘭克法に於てはツイヤギルトと稱する贖刑を設定したり。ツイヤギルトとは解して人價と云ひ若くは血金と云ふものにして自由人一個に對して二百志賤民に對しては該額未滿、維爾士人に對しては英吉利人よりも低下と階級別に依りたる辨償を命じたるなりき。現代に在りては『アラビア』人中或る漂泊種族の間は讎怨相結びて世々解けず、荐りに族闘を行ひつゝあるに拘はず市民は族闘を緩うして償金に頼れり。生命もて生命を償ふてふ報復則尚ほ活動せる所に在りては小なる傷害に對して同物を以て返報したること、は前顯猶太律法及び羅馬賠償法レクサカリアニに回顧して明かなるべし。蓋私復讐の概念は漸く返報刑の稍々公平なる總念に浸沈し延きて摩西律法の元質と化し又羅馬成典の賠償法と化したるものと知れ。而して物質的補償の換刑漸く起りて損害賠償の基本を發し終に刑政をして仁慈と相融治せしむるの時運を熟せしめたり。

同物償還の精神は現代の蠻人間に慣習として嚴密に實行せらるゝ所なるが、『アピシニア』の現行法の如きは最も趣味ありと謂ふべし。同國に於て嘗て少年あり

不慮に菓樹より滑べりて樹下小童の上に墜落し之れを殺し、に依りて小童の母告訴せるが裁判官之れに對して其母は他の兒を樹に上ぼせて嚮の無意思に小童を殺し、少年の上に落下せしむる權利ありと判決したりと云ふ。此種の返報制は貨幣辨償制に早晚變移するものなり。古代英法アルフレッド大王の世に於ける損害補償法を参考せよに於て人の拳又は足を截斷したるに對して人一個の相場半額を被害者に支拂ふべく、拇指に對しては二十五志のポットを辨償すべく、第一指に對しては十五志、中指に對しては九志、第四指に對しては六志、小指に對しては五志、小指の爪に對しては四片のポットを辨償すべしと數理的に規定せしが如きは亦以て金償法の過渡を看るに足るべし。此くて現時文明社會に一般に行はるゝ如く國家自から惡意傷害者を處罰し復た往時の如く各員自から法を執ること勿らしむ若し之れを干犯するものあらば是れ亦有罪たることを免れざらしむ。今日の刑法は實に彼れが如き私復讐より發展し來れることを認容せざるべからず。

凡そ私戦の損害回復の合法方式として尙存立する間は返報の尺度は被害者激

怒の度に對稱するものなるも若し即決復讐の執行を稽延するの道現はるゝに至りては此の激怒漸く沈靜せんとす。然れども國家は原告の感覺状態を可及的尊重斟酌せざるを得ず。現行中取押へたる犯者と未だ然らざる犯者との處遇上に差別を立せるは此故なりとす。

英吉利の *infameter* 法が被害者又は第三者に許すに現行犯の盜兒を捕へ且之れを殺すことを以てせるが、是れより先羅馬古法亦現行非現行盜兒に差を設けたり即ち現行盜兒は之れを死刑に處したりしも非現行盜兒には單に贓物の價に倍する罰金を科するに止まりたり。

返報刑即ち償還的處罰の意思は後の阻止的處罰の意思の將來の安固を得るに在ると異なりて一に既往損害の賠償を得るに外ならず。是故に返報刑は其の基底を數理主義に置きて事件を計算し結算する一努力と想定せらるべし、換言すれば罪と苦(被害者の苦に對する加害者の苦)との方程式と看做さるべし。凡そ罪罰關係に付て歴史的に返報主義、隱伏主義、改善主義、豫防主義の功程を經來れることは茲に贅するの要なし。

李唐系統の刑法概念に觀るに、官有の馬牛に乘駕して背破れ領穿てば創三寸に對し笞廿五寸以上に笞五十、若し放飼して成する者は一分を計りて座を爲し一分は笞廿一分に一等を加ふとせしが如きは(大寶律參照)適に反射的思想の變形表出の一痕跡に外ならざるべく、鬪て人を毆つに手足を以てする者笞三十、杵棒磚石の類を以て人を毆て傷損する者は杖六十、兵刃を用ゐざるも人を傷より及び髪方寸より以上を抜くには杖八十、若し血耳目より出て及び内損吐血する各二等を加ふ、又鬪て人を毆ち齒を折り耳鼻を抉り一目を眇がし及び手足の指を折り若くは骨を破り及び湯火人を傷ぶる湯火の物及び銅鐵汁を以て人を害す者は徒一年、二齒二指より以上を折り及び物を以て人の髪を髡る者は徒一年半、又鬪ひ毆て人の支體を折り跌はし及び其の一目を瞎ひる者は徒三年、辜を保する内に平復せば各二等を減ず、餘條の折り跌へしも平復するは之れに准ず、即ち二辜以上を損し及び舊患に因て篤疾に至らしめ若くは舌を斷ち及び人の陰陽を毀敗する者は遺流す、又鬪て人を毆ちて殺す者は絞す(同上律參照)とする等分主義若くは數理主義亦必ず其揆を一にせずんばあらず。(人を傷損し及び誣告して罪を得て購すべき者は銅

は告げられし者又は傷損せられし者の家に入る(令義解獄)とせられたりしは亦並に參稽すべし。疎野社會に於ける傷害に對する反座的制裁の綿密なるに至りては諸人種文書の歴々證明する所にして其の明白直截なること如上開化狀態の比にあらざるは論なしとす。

其れ然り、社會存在に有害なる行動は其の有心と不知とに論なく社會之れを處斷す。原始的律法を看よ、木石禽獸は人類と同じく犯者として處遇せられ、其の害を爲せる苟くも假貸することなく一々に求刑所罰せり。舊約書出埃及記二一章二八節、三二節に牛若し男或は女を衝て死なしめなば其牛をば必ず石にて擊殺すべし、其肉は食ふべからず但、其牛の主は罪なし、然れど牛若し素より衝くことを爲すものにして其主之れが爲めに忠告を受けしことあるに之れを守り置かずして遂に男或は女を殺すに至らしめなば其牛は石にて擊たれ其主も亦殺すべし、若し彼贖罪金を命ぜられなば凡べて其命ぜられし者を生命の償に出すべし、男子を衝くも女子を衝くも此例に従て爲すべし、牛若し僕或は婢を衝く時は其の主人に銀三十シケルを與ふべし、又其牛は石にて擊殺すべしなどある宜しく參照すべし。

英國エドワード第一世の頃人あり若し木より落ちて死せし時には木は贖罪物として死者の遺族に没收せられ、又若し井に落ちて溺れしならば井は填められき。日本大寶律時代(大寶養老の時より保元平治の世に至る期間を想定す)に於てだに畜産人を舐く者は兩角を截り人を踏む者は之れを絆し人を噛む者は兩耳を截るとせられき。古代法に於て復讐心の充足乃ち所罰の目的たりしこと及び其の遺流の近世に及びりしことを以て窺ひ知るべし。

半開蠻野の族中往々動物の如く個員の社會的復讐を意思の有無に關せず加害物に科することあり。南方亞細亞の「キユーキス」人は同族の男若し木より落ちて死することあるに會しては其木を斷々に斬り碎き、虎ありて人を害することあらば其の被害者の親屬は加害の虎か又は他の虎かを殺して啖はざれば甘心せず。木石禽獸苟くも害を我に加ふ、視て以て俱不戴天の仇として之れに報ふ、是れ此の蠻人の律法なり。

第八章

吾人の原始祖先は最低の近世蠻人と多分に於て類似するも其間相異なりとすべきは前者が後者の如き扭曲せる慣習の鑄型に尙ほ入らざるに在りて存すべき歟。彼等は天縱の戰士なり、疎野なる群雄なり、慄悍なる渴血漢なり。好みて異族と闘ひ猛獸と挑む。怖るべき創傷を被むるも迅速に回治す。其の特質は執拗なり、衝動的なり、情熱的なり、復讐的なり、無思慮なり、残忍なり、而かも物に善く驚懼し善く迷信す。類同傾向は之れを進養し不類同傾向は之れを抑壓せんとするが即ち社會過程なるに依り、此の社會壓力に順從することを拒むに於て勢ひ一般嫌忌を招き集合罰を買ふ。

原始社會若くは最低人類社會の各員に表現すべき三個本能あり、是れ知らざるべからず。此種の本能は相連鎖し相合一す。是れ想ふに社會化力牽引中樞なり。其各員に表現するの狀乃ち如何とする。英雄に對する歎美承順は則ち其一、慣習に對する崇敬株守は則ち其二、未知又は神秘物に對する畏懼惑溺は則ち其三なり。第一の傾向は首領若くは代表者を起し、第二の傾向は長老又は聖哲を起し、第三の傾向は巫女醫師又は僧侶を起す、かの軍事は則ち第一に繫り、正義(司直)は第二に繫

り宗教及び醫術は第三に繋る。此等原始社會の強傾に直接背抗するの所爲乃ち當に最重なる犯罪を是れ成すべし。反逆は即ち軍事的強大と一致とに對するの大辟なり、方に第一と照應す、親屬相姦は原始社會の基礎たる親屬上の根本帯を破壊し種本を痺弱し長老崇敬の發達を妨害するの大辟にして慣習に對する模型的犯罪なり、方に第二と照應す、有害魔術は民衆を畏懼蠱惑し社會に對して超自然力を使用し最深なる禍毒を布く、方に第三と照應す。如上三個の大辟は神聖に對する罪科たり、社會聚落より嚴罰せらる。濠洲、米、兩亞州の蠻族、南北諸島人の間殆ど皆な同様の事相あり。疎野幼稚なる社會生活に於て唯一真正なる犯人と謂ふは如上の行動者に限ると爲すなり。

ブシメンは至上實在の觀念を有せざるが如きも毛蟲に祈禱す而して魔術者に對して共同處罰を與ふ。濠洲の西部ブラックフロースの間には上帝又は正義の語なきも偷盜、親屬相姦、怯慥に該當する數語あり、就中親屬相姦と怯慥とは最大輕蔑を表する名詞なり。又此の土人間には往々虐殺、姦通(強姦)の語なく、愛、德、仁慈の語なし。濠洲土人は概して親屬相姦、魔術者を大辟として死に論ず。同氏族より妻

を取ること禁ずる所謂外婚法は生蕃未開の地寰に廣く行はる。妻を同氏族内に擇むは有罪として死に處せらる。濠洲種族に於ては各員其の自己に對して妻氏族と稱する特殊氏族に限り婚嫁することを許さるゝのみ。支那の古代より取妻不取同姓の主義が行はれ來りしことは人の知る所なり。同氏族内の婚交が同衆の嫌忌を來し之れをして其秩序平安を保障するに必要な方法を取らしむるに至りたる次序は今詳述するの要なし。彼等は總員の一致を要とする正しき行動の社會本位を有すと見て可なり。此等種族間に於ける正邪は社會聚落に對しての利害ある行動に應用せらるべきのみ。社會平安に惡しきが故に乃ち罰あり、罰は社會罰なり、惡は社會惡なり、善は社會善なり。唯だ夫れ社會本位のみ、宗教本位にあらず、唯だ夫れ正しき行動の社會本位のみ、正しき意思の宗教本位にあらず。親屬相姦、魔術者の外に大辟とせらるゝ反逆てふものは最低度の蠻人間には未だ視ることを得べからざるも社會の尺度較々高き者に於て始めて之れを見ることを得、但、頗る稀有に屬す。反逆に對する處罰は死又は追放なり。帝王てふもの興りてより以來反逆罪は増大せり、彼れが身體を保護し名譽を保障し權威を強行

する爲めに必要なればなり。反逆は直接に戦の強と戦の効とを打撃するものなるを以て之れを社會聚落に對する積極的不忠と爲し人種の最先犯罪と爲す。

犯罪及び社會罰の始原は之れを超自然力の命令に追従するか又は帝王主權者の命令に追従せざるべからず。對犯罪社會罰の強固安全なる原因は之れを舊慣に探らざるべからず。此の舊慣や蠻人唯だ本能的に盲目的に之れを崇敬し株守するのみ。苟くも之れに戻ること放過す、社會死は遂に避くことを得べからず。濠洲蠻人に看よ、其の一舉手一投足悉く慣習に桎梏せられ父子傳統苟くも懈怠なからんことを期せり。彼等の中慣習を破ぶるものあるか、嚴刑忽ち到り秋毫貸す所なし。獨り濠洲蠻人を限らず、凡そ未開生活に於て慣習の連鎖に拘束せられざるもの殆ど希れなり。

慣習の嚴密なる近例として日本附屬の諸小島就中伊豆諸島嶼に於ける奇異なる慣習を示さん、凡そ婦女月經ある者は七日乃至九日、臨産の者は三十日乃至五十日人家を隔てたる山中又は山側の地板なき茅舎(方言タヤ)に隔離せしめられ其間家人と往來することを禁ぜらる、母疾みて死に臨むと雖も來りて侍養すること

能はず又隔離の婦女疾みて危篤に迫ると雖も其族往きて省視することを得ざるが如き、新に分戸を禁じ嗣子の外二三男は妻を娶ることを許されずして終生獨身たるべきが如き、部落の生存上戸口増加を防止するの必要あるに由る、女子十三四歳に至れば其間家に在りて業務を勵むも夜は必ず他家に宿泊して晨起家に還るが如き即ち是れなり。此種の慣習は瀬戸内海に區處せる島民間にも觀るを得べし。勿論此種の慣習は近時屢々官府の命令に依りて禁遏せられたるに因りて復た往時の嚴密なる檢束力を見ず。

犯罪の故に依りて生ずる變動恐怖は必ず人をして社會反射作用の理法の下に處罰觀念を催迫せしめずんば已まず、衝動的不齊なる社會復讐即ち是れなり。暴怒發憤に際して蠻族が爲すことを敢てする刑戮は方に半反射的なり。原始的罪罰關係の本能的にして非合理的なることは今日の道德論者をして呆然たらしむ。

反社會個員は差化の傾向より結果して全生活に表現す。社會淘汰は正しき行動の社會本位に同衆を扛擧せんと勵むるなるに、苟くも之れを拒むものあるに於

ては直ちに之れを懲罰して完膚なからしむ。由來反社會行動は頻多ならず、唯だ文明の進歩と與もに増益するのみ。近世人民の犯罪行為の多種、蠻人嘗て解せず。蓋社會發達の下級に於て此種の行為何等の害なし、從て之れを不正視せず、不徳視せず、故に未だ嘗て罰せず、故に未だ嘗て罪を成さざるなり。犯人と社會との衝突は社會進化の一主因なり。衝突區域は時代精神と共に延張せらるゝが故に犯罪増加の傾向を呈すること亦已むを得ざるのみ、社會秩序は益々有害行為を擴張するが故に此種の壓迫に反撥する者乃ち看て犯人として罰せざるを得ざるのみ。諸蠻人に必要なる道徳は文明人民の要求するものに比して懸隔あり。蠻人の道徳は低劣單純亂雜なり。蠻人中の道徳家は即ち該聚落に有用なる行動の踐履に缺くべからざる人格を具するものならざるべからず。是故に彼等は猛惡なる鬪者なり、渴血漢なり、精悍刻薄以て私戰權を固執する勇士なり。石器及び銅器時代の英雄は文明社會の犯人と殆ど差なかるべし。但し疎野社會の幼稚なる道徳意識の該時代の要求と相應し、向上進歩に缺くべからざる經緯を成せるものなり。

疎野社會に在りて姦通、虐殺、偷盜の如きは個員又は家族團の單純なる害と認められ、唯だ個員又は家族團より復讐せられ若くは復讐に代ふるに賠償を以てせられたり。竊盜は多くの時期に於ける死罪なりしも、原始時代又は疎野狀態に在りては犯罪にあらず、唯だ個員に對する害のみ。故に個員任意に之れを罰し又は恕せり。

未開野蠻の世期に於ける人命は實に無造作なるものなりき。忽ち怒れば忽ち人命を奪ふ、而して復讐又忽ち起る。濠洲土人間に於て近親の死に付て仇を報ゆることは土人の神聖なる義務とせらる。彼れ若し此の義務を怠ることあらんか、老婦は彼れを罵るべし、彼れ未婚者ならんには少女は彼れと語を交へざるべし、彼れ有配者ならんには妻は彼れを去りて還らざるべし、其母は啼泣せん、其父は侮慢せん、而して一世の賤斥を受く。虐殺者若し逃亡せば其の親族は之れが衝に當らざるを得ず。何となれば土俗は一員の犯行に付て舉族皆な責任ありとする法律意識を帶有すればなり。舉族責任觀念若くは部落聯帶責任觀念は東洋に於て近世迄も尤も著しく發達し、保甲狗隱舉げざれば並せて拿し重懲するは近世支那に

於て尚ほ行はるゝ所の處罰形式なり。『アラビア』人は被害者の爲めに加害者と闘て報復せざれば甘心せず。『アビシニア』人に於ける殺人者は被害者の親族に交附せられて其意のまゝに従はざるを得ず。亞弗利加諸土人間に在りては兇行者は會長又は或る限定者に損害を賠償すれば足るとせらる。此種の思想に多少聯屬すべきものゝ如く認めらるゝは支那に於ける保辜の制是れなり。保辜は人を毆傷して未だ死せざる者の爲めに設け被害者を下手人に責附して期を限りて醫治せしむるを謂ふ。此種の概念は支那に在りては唐より流れて清に及び日本に在りては中古之れを唐より承けたりき。此種の概念は期内に被害者醫治すること能はずして死せば下手人は固より殺人者を以て處遇せらるゝ意義を含蓄す。乃ち亦同物償還の殘影を遺留するものなる勿らんや。

強盜竊盜、虐殺殺害が未開人間に於て犯罪たらざるに因りて彼等を輕ずること勿れ。彼等は苦しき經驗を以て犯罪を増益しゆくなり。人文發達と共に此等の行動を犯罪に改造するは何の爲めにか是れ依る、解する者乃ち云く此等の行動の犯罪化は安固を増し信託を増し繁榮を増し以て大に社會全局の強大幸福を増す

が故なりと。

犯人は自然の設定せる最先法の命令に餘りに柔順なる漢子なり。最先法とは何か。自利の法のみ。無責任なる自己發展の法のみ。彼等かの獸力と狡黠とを最も重要とし且現時よりも幾層か貪利我慾を是認せられたりし無檢束時代の遺血なり原始社會の性格殘存なり。犯罪は實に他利の天法を以て自利の天法を制限するより結果す。苟くも此種の制限に自から順從することを欲せずして敢て社會必要に抗して行動せんことを擬するものは是れ直ちに犯人なり。

第九章

支那に於ては堯の世、流、竄、放、殛の四刑ありて反逆者に加へられたり。而して別に五常を犯すの刑ありき。舜の時墨、劓、剕、宮、大辟の五刑あり、別に流刑ありき、特殊刑として鞭、朴、二刑ありき。其の刑を行ふに大罪は原野に於てし、次罪は市朝に於てし、君の同族は遠地に於てせり。流刑三等の別あり、遠近に依り輕重を立てたり。鞭は官衙の懲戒に係り、朴は學校の懲戒に屬す。犯罪の情況に依りて贖罪金を許

したりき。如上犯罪の中に於て過誤に出でしは其罪を救し非を遂ぐるの心ある者は本刑に處せり。其後三代小變あり。周の穆王に至りて刑辟を作修し五刑の屬凡て三千條と稱す而して現行贖罪過誤の三種ありて現刑に當らざるは贖罪贖罪に當らざるは過誤を以て各々論じ過誤の罪は禁獄幽囚の二種に止まりき。春秋戰國の比より湯鑊梟首車裂支解等の刑あり又別に鬼薪城旦の罪起りたりき。三族を夷くるの法亦當時に行はれたりき。漢の世屢々損益あり。三國の時魏律十篇を作り又五刑を制せり死髡完作贖是れなり。北齊に至りて又別に死流刑(耐)鞭杖の五刑を制し又重罪十條を立てたり後世呼て十惡と謂ふもの此に基く。後周の五刑は則ち杖徒鞭流死にして死刑に磔絞斬梟裂の等ありき。隋に至りて死(絞斬)流徒杖等の五刑を定め前代の鞭梟裂の刑を除き別に十惡を置きて議請減贖の法を制したり。唐は隋の制に因りて専ら律令を定めたりき。五代の制亦唐に因る。宋稍々加除する所あり別に陵遲の刑と名けて犯人の支體を斬りて次に其吭を斷つの刑あれども刑名に入らずして一時極惡を刑するに止まりき。元に至ては大抵唐宋の制に因るの外極惡に對して陵遲の刑を公然刑書に上ほしたり。

明亦五刑の目を踏襲し敢て増減する所なしと雖も別に郷土を遷離し千里の外に謫するの刑を置く遷徙是れなり。如上刑制の因革を案ずれば刑罰の元質及び發達大略西歐と異なる所なきが如きも頗ぶる固定因循を異とするのみ。隋唐の刑制は前代歴世の關鍵にして尤も社會鞏固の最大必至なりしが如し。當時の社會は國家權擴張及び元首擁護を自覺すると同時に家長權擴張及び家長擁護をば必至なる運命とせざるを得ざりしなるべし。十惡乃ち此に實現し叛逆を懲らし淫亂を禁め不孝を沮み不道を威さんことを期せり。後之れを刊除して八虐と爲せり所謂八虐の主として元首の威權虚榮を維持延張し次で尊長の便宜を伸ぶるに在るべかりしは多説を須ひざる所なり。中古の日本此制を採り法度を定め律令格式を編纂せり。大寶の律明かに八虐を取用し之れを當時の日本社會に實施したりしこと讀者已に知る所の如し。大寶律に於て隋唐の煩瑣苛密なる法規を無意義に摹倣し殊に八虐其儘を襲用せしに至りては當時立法家の虚榮も亦甚しとすべきが此に父祖の妻を姦せし者を依然收容しつゝ尙雜律に於て凡そ父祖の妻を姦する者徒三年妾は一等を減ずと規定せし等多少用意の跡なしとせざるも母

法たる唐律に於て諸々父祖の妾、伯叔母、姑、姉妹、子孫の婦、兄弟の女を奸する者、絞し即ち父祖幸ひする所の婢を奸するは二等を減ずと規定せしが如き親屬相姦に對する苛細の片影を彷彿せしむるものありと謂ふべし。

惟異の書を構成し詐りて鬼神の語を成し或は妄りに他人及び己が身に休徴あることを説き或は妄りに國家咎惡あることを説き或は天を觀地を畫して詭て災祥を説き或は妄りに吉凶を陳べ並に不順に渉る者遠流し此種妖言妖書を傳へ用ゐて以て衆を惑はす者之の如くすること詐欺律(大寶律參照)に錄せられ且爾後屢々適用せられたりき。當時死魂を妖祠する者妖言衆を惑す者祭蛇祭狐する者頗ぶる續出せしは紀に徴して明かなり。當時の社會は縱令律なしと雖も尙ほ之れを制裁するの要約ありしなるべし。

溯りて上古の日本社會を致ふるに凡そ罪に天津罪國津罪の二形式ありき。前者は稼穡を害し齋殿を汚す等の罪を包含し後者は傷人姦淫蠱毒等の罪を包含す。罪てふ語は惡事をつみつゐるより起りしと云ふ。大祇詞に天津罪とは畔放溝埋桶放頻蒔申刺生剝逆剝尿戸等を指示し國津罪とは生膚斷死膚斷白人古久麗犯己

母罪犯己子罪犯母與子罪犯子與母罪犯畜罪昆蟲乃災高津神乃災高津鳥乃災畜朴志盡物爲罪等を指示せるものは是れなり。仲哀天皇崩御の際遺族驚懼して殯宮に坐し國の大奴佐を取て種々生剝逆剝阿離溝埋尿戸上通婚下通婚馬婚牛婚鶏婚犬婚の罪類を求めて國の大祓を爲したりし(古事記仲哀天皇の條參照)に看取するも人世の罪科やがて肉體の汚穢とし祭儀を盡して神明の祓除を禱るの遺俗永く存せしを了するに足る。

茲に彼此照較して趣味を感じ發明に資するは摩西律法なり。

〔血屬と〕 汝等凡て其の骨肉の親に近づきて之れを淫する勿れ我はエホバなり。

(利未記一)

(八章六)

〔母と〕 汝の母と淫する勿れ。

(利未記一)

〔父の妻と〕 汝の父の妻と淫する勿れ。

(利未記一)

其父の妻と寝る人は父を辱しむるなり、兩人共に誅さるべし其血は自己に歸せん。(利未記二)

其父の妻と寝る者は其父を辱しむるなれば誼はるべし、民みな對へて

アメンと云ふべし。(申命記二七章二〇)

人其父の妻を娶るべからず其父の被をまくるべからず。(申命記三三章三〇)

〔姉妹と〕 汝の姉妹即ち汝の父の女子と汝の母の女子は家に生れたると家外に生れたるとによらず凡て之れを姦する勿れ。(申命記九章九)

汝の父の妻が汝の父によりて産たる女子は汝の姉妹なれば之れと淫する勿れ。(申命記一八章一)

其父の女子又は其母の女子たる己の姉妹と寝る者は詛はるべし民みな對へてアメンと云ふべし。(申命記二七章二二)

〔孫と〕 汝の男子の女子又は汝の女子の女子と淫する勿れ。(申命記一八章一〇)

〔伯母と〕 汝の父の姉妹と淫する勿れ。(申命記一八章一二)

〔叔母と〕 汝の母の姉妹と淫する勿れ。(申命記一八章一三)

〔義伯母と〕 汝の父の兄弟の妻に親きて之れと淫する勿れ。(申命記一八章一四)

〔媳と〕 汝の媳と淫する勿れ。(申命記一八章一五)

人若し其子の妻と寝る時は二人共に必ず誅さるべし。(申命記二二章一〇)

〔嫂弟媳と〕 汝の兄弟の妻と淫する勿れ。(申命記一八章一六)

〔姉並姉の女子と〕 汝婦人と其の姉の女子とに淫する勿れ。(申命記一八章一七)

〔母子と〕 人妻を娶る時に其母と共に娶らば是れ惡き事なり彼も彼等も共に火に焼かるべし。(申命記二二章一四)

其妻の母と寝る者は詛はるべし民みな對へてアメンと云ふべし。(申命記二二章一五)

(申命記二七章二三)

〔婦の子の女子と〕 其婦の子息の女子又は其の女子の女子を取て之れに淫する勿れ。(申命記一七章一七)

勿れ。(申命記一七章一七)

〔妾の姉妹と〕 汝妻の尙生る間に彼の姉妹を取て彼と同く妻となして之れに淫する勿れ。(申命記一八章一八)

する勿れ。(申命記一八章一八)

〔男と〕 汝女と寝る如くに男と寝る勿れ。(申命記二二章二二)

人若し婦人と寝る如く男子と寝ることをせば是其の二人憎むべき事を行ふなり二人共に誅さるべし其血は自己に歸せん。(申命記二二章一三)

〔獸畜と〕 獸畜と交合して之れに依りて己が身を汚すこと勿れ又女たる者は獸

畜の前に立て之れと接はること勿れ是れ憎むべき事なり。(申命記二) 八章二三)

男子若し獸畜と交合しなば必ず殺さるべし汝等又其の獸畜を殺すべし。(申命記二) 〇章一五)

婦人若し獸畜に近づき之れと交らば其の婦人と獸畜を殺すべし是等は共に必ず誅さるべし其血は自己に歸せん。(申命記三) 〇章一六)

凡て獸畜と交る者は誼はるべし、民みな對へてアメンと云ふべし。(申命記二七) 章二七)

(申命記二七) 章二七)

且並に參稽すべきは摩西律法に先だつこと七百載、バビロン王ハンムラビの制定せしと云へる法典が有夫姦に對して殺戮を命じたりし外に親子及び兄弟姉妹の相姦に對しては共に殺さるべきことを條定し、且父其女と相通じたる時には父のみを其處より放逐し其女を問はずと條定せし事なり。

上古日本の所謂人皇期に於て刑罰として贖罪、墨刑、徒刑、左降除名、沒收、流刑、火刑、梟刑の類乃ち行はれたるが如きも此の刑罰は豫定主義にあらずして寧ろ隨時主

義なりしこと云ふ迄もあらざるべし。罪罰の要約は天皇の震怒、夥員の憎悪、慣習の壓力に外ならず。當時の犯罪及び之れに對する處罰の態様を窺ふに皇女の玉を奪ひて匿したる罪に對し、私有の土地を獻ぜしめたる後放釋し(仁德御宇、犯人は佐伯直阿、俄能胡、其主の女皇の纏へりし玉釧を取りて己が妻に與へて著用せしめたりしに對して夫妻共に死に處せられ(仁御御宇、犯人は山部大楯、同人妻、皇子の叛逆に應じたる者に對して犯人の妹を獻ぜしめたる後放免し(履仲御宇、犯人は倭直吾子籠、叛徒の子に對して屯倉の獻納を聽したる後放免し(繼體御宇、犯人は磐井の子たりしことあり、皇子の叛逆に坐せる者に對して墨刑を加へ(履仲御宇、犯人は阿曇連濱子)前者の隨從者に對して屯倉に役し(同上、犯人は濱子に從ひし海人等)鳥官の禽を噛みし犬の飼主に對して面に跡し且鳥養部に役し(雄略御宇、犯人は大和菟田郡の人)鬪鶏國造の無禮に對して姓を貶し(允恭御宇、皇族中の同母兄妹の姦通に對して皇子儲君たるに依り不得罪、妹のみを伊豫に流し(允恭御宇、犯人は木梨輕太子、同母妹輕大娘皇女)天皇の幸せんとする媛の他男と姦通したるに對して來目部をして男女の四支を木に張り假殿の上に置き火を以て燒死せしめ(雄略御宇、犯人

は百濟池津媛、石河楯、上命を受けて胸方神を祠り福を祈るの時壇所の傍に於て采女と奸したるに依りて誅を受けんとして逃亡したるが、搜索の後遂に執へて斬り(雄略御宇、犯人は凡河内直香賜、竊かに采女を奸したるに依りて馬八匹、大刀八口を以て罪過を祓除し尙ほ資財を沒收し(雄略御宇、犯人は狹穗彥玄孫齒田根命、采女を奸する者を劾して悉く之れを罪し(舒明御宇、人の妻と奸したるに坐し男を土左國に配流し婦を下總國に配流し(聖武御宇、犯人は石上朝臣乙麻呂、久米連若賣、内親王と奸したるに坐して除名し且内親王の屬籍を削り(光仁御宇、犯人は菅生王、小家内親王、法華寺の尼を強姦せしに依りて決杖一百に處し(桓武御宇、犯人は内豎雀部廣道たりしこと等之れあり。此他に罪質明瞭ならざるも子孫長く群臣の列を除かれし者(雄略御宇、犯人は根使主、所有の猪名部を奪はれし者(雄略御宇、犯人は菟代宿禰、所領の山部を奪はれし者(清寧御宇、犯人は吉備上、道臣身體を八段に斬られ八國に分臬せられし者(崇峻御宇、犯人は捕鳥部萬ありき。是れに依りて之れを見るに當時の社會に於て皇族の叛逆頻滋にして之れに對する措置亦煩勞なりしもの、如し。叛逆の罪に次では親屬相姦及び姦通亦繁くして之れに對する處罰亦當時

社會組織上重要とせられたりき(親屬犯姦の罪に付ては大祓詞をも参照すべし)而して偷盜亦忽諾に附せられざりき。然れども刑罰は輕重概ね倫を失し寧ろ隨時の情緒的權衡に依りしが如きものあり、但だ後漢書及び魏書の日本傳に其俗不盜竊少爭訟、犯罪輕者沒其妻子、重者滅其門族とあるが如く當時盜竊及び爭訟の甚だ多からざりしを想定す。罪罰の準規に付て北史の日本傳に強盜及姦皆死、盜者計贓酬物、無財者沒身爲奴、自餘輕重或流或杖とある蓋亦肯綮に中れる歟。如上の刑罰は民種固有の慣習に依りしもの、外往々隣邦の情を傳へ承けて之れに斟酌せし跡あり。

抑々上古の日本は氏族政治なりしに依り一族内の争訟は其の族長之れを裁判したりき。即ち氏人の争訟は小氏の氏上之れを決し小氏の氏上の争訟は大氏の氏上之れを決し大氏の氏上の争訟は朝廷之れを決するを例としたり。氏上とは氏の長者を謂ふ。長者は氏族の首長にして又元老なりき、其の古慣に熟し、衆員の意思を疏通發揮し、曲者を抑へ直者を伸べ以て聚落の方嚮を指導するものたりしは疑ふべからず。朝廷に於て裁判を爲す時には先づ中臣齋部首儀式を備へ神に

請して惡祓善祓と稱する祓を舉行し祓毎に贖を爲さしめ、さて後罪を訊究し罪名を定め中臣乃ち解除の諄辭を作りて犯人に聞かしめ大伴物部の兩連其刑を執行せり、中臣齋部、大伴物部の四氏は祭官兼法官なりき、而して大伴物部主として刑を掌りたりき。古代希臘に於て法官が神意を占ひ之れに依りて裁判したりし如く當時社會に盟神探湯後世湯起請之れに關屬すと稱する熱湯神判ありて神意を藉りて曲直を判する方法と爲せり、想ふに是れ一種の拷問とも看るべかりしものなり。別に情狀に依り木を以て膝を壓するの拷問又は強弓を張り弦を以て頂を鋸するの拷問などもありしと云ふ。若夫れ判決は法官の合議制に依れり、蓋所謂神代の遺制なる歟。大寶令制定に及び尙ほ存立して治部省の被接官と爲したりし解部の如き固と是れより以前に發達せし裁判職にして世襲其職に居りて争訟を解決せし一部の人民なりき。

卜部と云へりし職中司の職掌より分れたりしものなるが其の始源は想ふに神代の天兒屋命の太之卜事を以て奉仕せるに昉まりし歟。傳説に據るに神代に於けりし占は鹿卜にして龜卜は其後即ち人代に權輿すと云ひ或は龜卜亦既に神代

に發せりと云ふ。其の先後何れにあるにせよ、卜者及び卜占の發展は此くの如き社會の起程に於て順當なるものなり。祝部巫など亦古代社會の一要件として祭祝巫覡に任じたりしことも亦自から回顧せらるべし。皇極天皇の頃に至りては既に神聖に狎れ屢々神語に作託して人民を惑はし從て處罰せられしものさへ出づるに至れり。かの大祓詞の中に見ゆる畜扑志靈物爲罪は李唐八虐の制の不道中に網羅せる盡毒を造畜し及び厭魅するの罪の翻譯に似たるが之れが穿鑿は且らく置き、人を毒殺し又は神木に釘を打て咒詛するの汎義を該ぬるもの、如く解せらるゝが、倘し然るに於ては大祓諸註釋者の云へりし如く狗神又は土中に人形を埋めて人を調伏する罪をも含蓄せしが如し。草昧社會に於ける巫呪妖術の發生及び之れに伴ふ社會危害は推して稽ふるに難からず。

『イスラエル』人間に於て火陰、卜筮、邪法、禁厭、魔術、結印、憑鬼、巫覡等が如何に禁遏せられたりしかは舊約書の記述、申命記一八章一〇、一一、出埃及記二二章一八、利未記一九章三一、同二〇章六に、汝の神エホバの汝に賜ふ地に至るに及びて汝其國々の民の憎むべき行爲に倣ひ行ふ勿れ、汝等の中に其の男子女子をして火の中を通ら

しむる者あるべからず(汝其の子女に火の中を通らしめて之れをモロクに捧ぐることを絶えてせざれ又汝の神エホバの名を汚す勿れ〔利未記一八章二一〕)汝の神エホバに向ひては汝然すべからず彼等はエホバの忌且憎み給ふ諸々の事を其神に向ひて爲し其の男子女子をさへ火にて焚きて其の神々に獻じたり〔申命記二二章三三〕又参考又ト籙する者邪法を行ふ者禁厭マツクする者魔術を使ふ者法印を結ぶ者憑鬼ウツクする者巫覡の業を爲す者死人に詢ふことをする者あるべからずとあり又汝等憑鬼者を持む勿れト籙師に問ふことを爲して之れに身を汚さるゝ勿れ我は汝の神エホバなりとあり又憑鬼者は又はト籙師を恃み之れに従ふ人あらば我わが面を其人に向ひて之れを其民の中に絶つべしとあり而して魔術を使ふ女は生かし置くべからずとし、男又は女の憑鬼者を爲し或はト籙を爲す者は必ず誅さるべし即ち石を以て之れを撃つべしとして石毆殺の刑を加へたりし等に依りて大略發明することを得べし。此等の事相は前顯と相須て上代種族社會の禮書として取りて比較研窮の値なしとせざるなり。

第十章

犯罪の法律を須て始めて成立することは論を要せざるも犯罪必ずしも法官の掌に落ちず又辯護士の關涉を享けじ。法官辯護士及び成法の堂に趨らざる前に部落に部落の慣習あり、郷村に郷村の管理あり、郷俗に郷俗の遺俗あり、長老古例を諳熟し輕重を商榷して罪を擬し、或は人民悉く會し宗教的儀式乃至情緒的平稱を藉りて事の確否、訟の曲直を判す、時には郷村少壯者相互の自然刑に依りて發落するあり。古人此くの如くにして習俗淳に歸し良善安を獲たり。此の上俗は現時の歐洲及び日本の民間に殆ど全く存せざるが如き態あるも此等人民亦嘗て此くの如き檢束の下に生活したりしことは疑ふ迄もなし。

僻在せる農邑漁村に於て畑荒しと稱する畑作竊取者又は山林盜伐者又は灌溉用水、漁業水域、秣場及び境界地侵犯者等を發見する時は之れを駐在所又は法衙に訴追せずして被害者及び村民種々の慣行的方式に依りて直接に之れを虐待し若くは制裁せる事實は近時迄繼在せり、而して灌溉用水、漁業水域、秣場及び境界地の

侵犯に關しては延きて部落と部落との紛争を惹起し屢々復讐的血戰を演せりき。今日に在りても郷村の住民は尙ほ理會し得べき舊慣にハチブスル又は村ハチブテふことあり、這は聚落の慣習時としては新申合に乖違し人民一般の感情を輕侮し聚落の平安秩序に有害なりとして人民より憎忌せられたる或る特定家族に對して冠婚葬祭賣買は論なく言語書信其他一切の交通禁絶を人民總員又は代表者合議評決したる後之れを被絶交者に通告し同時に人民一般に通告してさて有效として成立せらるゝ所の或る處罰形式を謂ふ。人民中若し此の禁絶を冒犯して被絶交者と交通する者ある時は或は少壯團體員に侵撃せられ或は同じくハチブセラるゝを免れず皆な郷約地方の慣習なり。甚しきは此種の苦虐に尙ほ嫌らずして人民舉つて或被憎忌者の住居を焚燒し又は其の閭族を屠ることすら敢てせり、是れ固より極端希有の事實なり。此種の私刑は北米に行はるゝリンチ・ローと少しく趣を異にするも亦相映發するに足るべし。部内の處女他部の男子と私通せしことの發覺したりし場合に處女と部を同じうせる青年男子相集まりて其の處女を虐遇し、且他部の對手男子を或は毆撃し或は水中に投溺せしむ、而して此種

の制裁に對しては別に控告の途なしとせらるゝが唯だ此の一事より延きて往々他部の怨恨を醸成し部落戰の啓端たることなきにあらず。實に日本の郷村に於ける犯罪自治の慣習は古法家の留目を値ひするに足るべきも今必ずしも詳述せず、但だ犯罪の少なからざる數量が郷村の慣習裁判の下に羅致せられ或は體刑或は贖刑を受けたりしことを暗指して充分なりとすべきのみ。

備 考 ハチアの語源に付ては太田南畝嘗て右記を引きて之を説明せんと試みたり

右記云公家御修法等之時小野智徳應召供奉舊例也如此輩何限此會可被撥無哉と撥無の文字屢次佛籍に現はる。此くて總て人を彈き除く場合に使用するに至りし歟。山崎美成は源氏物語の「にくき顔をはななど打ちあかめてはちぶきいへば」と云々及び仙源抄のはちぶくは發服、蜂吹云々に據證して蜂は螫すものなれば人の畏れて近づけまじく吹き拂ふといへる心なるべしと想定せり。ハチアの語源は此種の解明以外に尙覺め得べからざる歟。

徳川氏時代に於ける日本の博徒社會の間に行はれ來りし特殊慣例より嚴密特異なるもの世未だ多く其比を觀ざる所なり。彼等の報復行爲は坐ろに原人の血的復讐を回願せしむるに足り、彼等の慣習の網は蠻族間の慣習をして三舍を避け

しむ。彼等各々親分と稱する有力ある土着の下に結合し刀を握り節を磨き方面に盤踞し四隅を睥睨する猶ほ封建武士の各諸侯の麾下に集まりて所在に割據せしが如し。親分は殆ど一種の諸侯にして其の黨與即ち身内と稱する者は殆ど一種の武士なり。親分の下に伯父分あり、兄株あり、一番、二番、三番子分あり、而して親分の妻は姉御と稱せらる。親分即ち頭目は常に客を好み夥を養ひ其の繩張又は持場と稱する一帯の勢圏を規畫シテラと稱する賭博開催税を徵收し之れを其の所得に充て時に紛争を仲裁し時に偵吏を警戒し團々の間隱然敵國の觀を爲す。若夫れ他團の頭目若くは輩下にして無斷に我が勢圏に闖入し此の社會之れを草をむしると云ふ賭博を開催し或は金物を徵發し或は輩下を誘拐し或は捕吏を挑發し乃至諸種の慣習を破壊し諸種の特權を侵越することあらんか是れ即ち生存問題なり必ず報復を期して或は侵襲となり或は暗殺となる他團亦必ず衆を糾合し來りて讐を報ひ恨を雪がずんばあらず。是に於て勇士を延きて爪牙と爲し傾排拮撃回を累ね年に彌る、而して團に兄弟團あり、新同盟あり、或は合從或は連衡、紛争の範域數州に及ぶ此間交渉あり密約あり交換あり折衝あり血戰あり仲裁あり

和解あり、外交の戰鬪と並び存して苟くも互に遺算なきを勉む。彼我爭競上勢力劣弱を自覺する團は他の強團の援助を藉ることあるべく、他團より懇囑あるに會しては事の是非に關せず之れに全力を貸すを吝まざる團あるべし。畢竟卑怯を賤み然諾を重じ服従を守り死生を誓ひ意氣を悦び義徳を勵み以て自團の事に盡瘁劬勞せんことは彼等博徒一流の本志にして又其の理想たり。事なき日に方りて其の外團に對し若くは官府に對する恒に虎視眈々以て其の一舉一動に凝目し各自勢利の發展に等閑なからんとす。其の一朝事端開くに及びてや出入應酬亦仔細に意を用ひて自己の面目を墜し勢威を降さざらんことに腐心す。其の賭窩を捍衛し聚博を警護し以て方に一失なきを期するは論なきのみ。官府亦往々之れを利用して走狗に充て若くは甲乙相箝制して以て控馭の術に便す。

血的復讐の状態に至りては事實的に往々目を以て目に報ひ傷を以て傷に報ふるの所謂勦殺の活劇あり。武器は刀劍を主とするも時に銃を用ひ槍を揮ふ。戦員は數名なることあり十數名に上ることあり、而して豫備員あり補充員あり、夥伴の進退一に戦況に次第す。戦況の大小は案件の難易に照應し尤も團首激情の緩

急に支配せらる。積怨一たび潰裂すれば憤闘慘憺肝腸血に塗る。彼等夥賊に非らず故に敵の屋に入りて踐踏搗搗到らざることなきも未だ一物だに之れを奪掠することあらず。而して團員相互及兄弟の關係に至りては這個擬制の親子兄弟却て血族よりも數層親密懇款の概あり。懼々懼々を惜み好漢好漢を識る。彼等の典型は慣習に外ならず、彼等の崇拜は先輩に外ならず、彼等の主願は勢利に外ならず。彼等固より利を喜ぶも往々不義の利を退け廉潔の名を欲す。罪を官に得若くは已むを得ざるの事情に依りて逃れて身を此の團首の帷幕に躲避する者ある、其の行狀の玷瑜事件の輕重に拘はらず之れを庇護して苟くも他腕の來りて拿し去ることを許さず。隣保之れを察知するも容隠敢て告發せず。事重大に至れば團首は避難者を他の同盟團に復び避けしむるの勞を執ることあるべく又避難者の爲に急に赴きて戰ふことあるべし。窮鳥懷に入る獵夫且殺さずの古諺は誠に彼等に依りて始めて現實にせらる。未知の友尙且此の如し、團員相互の情誼、團員の團首に師事する忠忱、團首の妻即ち姉御に對する尊敬の狀態に至りては優に戰國武士の風采を彷彿せしむ、彼等殆ど皆な爾り。團の一員又は避難者にして或

る事情に依りて遠く征途に就かざるべからざることあるに於て團首より目的地又は沿道地の團首に宛てたる紹介狀は一國公使の元首より受領する信認狀にも比すべくして其の旅行を簡捷容易ならしむる效力は英蘭銀行の紙幣を懷にして歐洲を旅するにも劣ることなかるべし。唯一片の金釘流の數文字ある尺素は大信認狀なり、一大銀行紙幣なり、而して同時に一大保險單なり。故に苟くも之れを懷にする、往く所として可ならざるなし。又縱令紹介狀なくも彼等は詐言せずとせらるゝを以て乙又は丙の貸元即ち團首の許に到着するや彼等の間に一般に行はるゝ煩瑣なる禮式に依りて或はジンギと稱する挨拶の先後を争ひ或は旅法の闊略を謝し、或は姉御に對する種々の尊敬を呈し紋切形に従て此間に幾多の異様の音調と種々の用心とを反復し漸く訪問第一の關門を通過し終に主婦に公然對面し自己及び自己の團首の本貫氏名を名乗り今後のチカツキを請ふ。此の前後も亦慣例に依りて彼我應對する所あり。口上作法若し式に違ふことあらんか忽ち嫌疑を被り暴力を以て打据ゑられ往々半死の境に抵る。會見の禮首尾能く了るや旅裝始めて解く。是れより後主賓の間渾然として罍礙なし、乃ち卓に新釀

あり、新客の爲めに健康を祝するに供せらるべく、座に新友あり、新客の爲めに紹介せらるべし、又明且去りて他に之かんと欲せば此の團首の手に依りて第三の團首に委託するの便を享くべし、若し長日逗留せんか、姉御の懇遇と新知の交情とは復た彼をして游子飄愁の感なからしむ。彼れ懷裏一錢の貯なきも善く千里の遠きに奔るべく、到る處温き寢室と芳しき飲料とに迎へられ又規定せられたる小遣錢を姉御より恵まるべし。

博徒は總じて道理よりも多く意氣を解し、理性よりも多く感情に泥む、是故に談判と復仇とを問はず、案件の是非と人物の正邪とを論ぜず、苟くも意氣相許すに於て劍戟の間に出入するを辭せず、獄門礫に處刑せらるゝを怖るゝことなく、情緒忿激する所あらば水火且厭はず。彼等を束縛する者は實に主として博徒社會の慣習法なり、不文律なり。言語の使用、音調の抑揚、應對の作法、冠婚葬祭の周旋、親分子分乃至兄弟分の誓約、義絶、背信者に對する處罰、紛争に關する解決、債吏に對する人情、官府の窮詰に對する辯疏、團内窮族の家計扶助、助太刀に關する答謝、特權の讓與、委任、人物の紹介、保證、其他重要事項悉く此の特殊慣例に依りて活動す、貸元の權利

義務、コマ、骰子の規定に至りては固より論なきのみ。彼等の中往々自から官吏に抵抗し、禁令に觸犯し、若くは團首同輩の身代として獄に投ぜらるゝことあるも、家眷且暮の計復た入獄者の懷を煩はすなし、彼等謂らく死だに然かも辭せず、何ぞ況や囹圄をやと。博徒にして賭博又は賭博に關連して生じたる殺傷の故を以て犯人として囚禁せらるゝも、彼れ少しも之れを恥づることなし、若し偷盜を以て求刑せられ又は處斷せらるゝことあらば、彼れ之れを畢生の羞辱として其の不當不理を頑固に抗議す。現時に在りても博徒の尙ほ餘勢を保持せる地域の法術に於て這般の事態に接すること稀れならず。彼輩捕吏に傘し去らるゝや團夥より先づ拘囚中何物よりも必要な貨幣を給せられ、今日の如く差入物を公許する時代に於ては團員より豊富なる差入物を餽られ、又屢々朋友妻孥の訪問をも受くべし、同じく楚囚なり、強盜に在りては彼輩の如く頻次懇切なる差入物及び訪問を受くること殆ど無し、其の赦に遇うて獄壁の外に出づるや所屬團の團首、團員、兄弟團の總代、此等の妻孥等早くも彼れの妻孥を包みて路傍に待てり。迎ふる者迎へらるゝ者抱擁、嗷呼幾時、乃ち還りて故邑に入れば、彼れの爲めの宴會は盛に開かるべく、

彼れの幸福を祝するの態は盛に擧げらるべし。犒勞具さに到り辛楚悉く酬ゆ。是に於て博徒世の盜夥と同視し難きを見る。強ひて之れを同視せしめんと欲するも村落の公論衆情之を許さじ。現時に於ては社會の風潮一變し博徒亦往日の如く勢威を地方に擅にすることを得ず、財源漸く衰凋し其の生活愈々蹙迫す。乃ち數個地域を除くの外概かに氣息を保つゝの態あるのみならず、地方人士亦彼等に依頼するの必要を減じ彼等の徵求に應ずるの財囊を括り、彼等を忌憚懼怕するの故態なし、況や人文の洽布、風教の開發、還た永く這般刁風を長ずるに便せざるをや。加之警察機關の周到は彼等の商取引を自由ならしめず、彼等の開催權を可認せざらんとす。但だ彼等尙ほ所在に儼として存せり。彼等の不文律は今や大に支解せられたりしかども尙ほ彼等の守るべき金科とし法典とし生命として維持せらる。歐米賭博業者の内外状態は吾人之れを詳かにせざるも想ふに日本の博徒社會の如き一種の特質を發揮し周密なる慣例を持続する者は未だ甚だ多からざるべし。日本は櫻花に於て發達し、武士道に於て發達し、封建制に於て發達し、而して實に衰亡道に於て發達せりき。吾人は此に尙ほ多く博徒社會の既往及び現時、博

徒の性格、博徒社會の舊慣先例に付て語るべきものを有すと雖も、此處には博徒社會が一面に信義、同情、慈善、扶弱、責任、敢勇等の善美なる情操を有すると共に、他面に殘忍、粗暴、虛榮、好復仇、沒理性の醜惡なる特質を有することを指摘し、彼等が最多く原始社會の遺習を保留し且屢々之れを表現し、其の復讐、族鬪の狀、蕃民と甚だ異なることなく、其の慣例に桎梏せられて新生命を呼吸せず、新境遇に順應せず、一般社會の向上組織に融化せざるの態、蠻族と大差なきことを言明し、其の現時に於ける甚だ舊容なしと雖ども尙ほ稍々遺風を存するものあるに依りて並に考覈するのみ。

第十一章

罪人を發見し、證人より實事を吐かしめ、若くは結約を有效確實ならしむる爲めに鬼神の力を乞ひ要むることは各國を通ずる古法舊俗たり。就中印度に於て竊盜嫌疑者の一家族に聖米一口許を與ふ、爾かする時は眞の盜兒は恐怖に撃たれて往々之れを一口に吞下すること能はざるか、若くは口中より出血すとせらるゝ神

判の如き、日本に於て近年迄屢々行はれたりし御符を盃水に投じて嫌疑ある者に吞ましめ熊野牛王紙を焼きて灰と爲し神水に混じて吞ましめ若くは水天宮の護符を丸めて水に浮べて其儘吞ましむるの類なり、又は鎮守祠頭に於ける神圖を各自に取らしめ又は熱火の上を涉らしめ以て犯人を發見せんとしたる習俗の如き、暹羅に於て或る聖獻的下瀉丸藥を係争者に服せしめ最長時之れを保留せる者に勝訴を得しむる試判の如き皆な夙に傳唱せらるゝ所なりとす。

『イスラエル』人間に於て夫より不貞の嫌疑を受けたる婦に對しては祭司大麥の粉一エバの十分の一を其手に持たしめ且詛を來らす所の苦き水(瓦の器に聖水を入れ幕屋の下の地の土を取りて其水に放ちたるもの)を我手に取り婦をして詛を來らす誓を爲さしめ其水を飲ましむ、婦若し其身を汚し夫に罪を犯したることをあるに於ては水彼れの中に入りて苦がくなり其腹脹れ其腿瘦するに至らんも其身潔からば害を受けじとせられし一種の神判ありき。現時『アラビヤ』に行はるゝ法認的灼鐵神判は往時英國女皇エンマが紅熱の犂頭を涉らしめられし古話を回顧せしむべく、マヌ法書に載せたる司法的儀式の一なる投水神判罪人は浮き無

辜は沈むは猶ほ英國古代の虐殺強盜被疑者に對する審問手續としての投水神判と照應するに足る。妬の水と稱せらるゝ摩西の神判は前記する如し、而して希臘人も亦紅熱鐵を握り又は火間を歩涉して冤を昭かにしたりし例(希臘の兵士が此種の神判に依らんことを提議せしこと悲劇詩家ソフォクレスのアンチゴノスに見えたり)を有せり。

罪人なる時には忽ち目前の害を彼れに降すとせらるゝ神判は盟誓と殆ど同性質なるに似たり、但だ盟誓は今生又は來生に於ける未來罰を招求するを寧ろ其常とするのみ。蘇格蘭に於て證人が天に向て我手を擧ぐるの身振を爲せるは希臘人、猶太人が上帝を證人に取りて若し偽證せば神罰を降せよと云へる身振と同意義なり。英國に於て書籍に接吻するの慣習は古羅馬人が祭壇に觸るゝの慣例より由來すと云ふ。

日本は古代に於て盟神探湯を有し又中世以後に湯起請(湯起請に依りて受けたる創傷を失と謂ひ失即時に現はれざる時は三日又は七日の間神殿佛堂に參籠せしめたる上失の有無を検し失あるを有罪とする所謂湯罪なり)火起請(是れ鐵火神

判なるが、其中に灼鐵を握らしむるの外に灼鐵の上を涉らしむるものありしが如しを有したりき、但起請の書所に付きては北條氏の時(西曆十三紀の初)諸社神官並神人等起請を書かしむる時他社に於て書くべからざること及び京都に於ては自他社を嫌はず北野に於て書くことを定め、又足利氏の世(十五世紀)起請の方式としては起請の末尾に右何々令違犯は日本國中大小神祇八幡大菩薩山王二十一社天滿大自在天神御罰各可罷蒙候起請文如件と記し、又足利氏の中世(十五世紀の初)認庭に於ては起請を書き灰を焼きて之れを呑み沸湯の中の石を取上げしめたりしことあり。起請文の前書に伊豆箱根の兩社を記し、北條氏の例文は長く關東に依りて襲用せられたり。起請文一に誓文或は神文の名に依りて表示せらる。

火起請即ち鐵火神判に付ては甲斐の武田信玄、臆病の嫌疑事件に關し原被兩造の侍に對し鐵火を命じたるが侍に直に鐵火を執らするは下輩なる仕置なりとして兩造より代人を出し鐵火を執らしめたることありき(甲陽軍鑑參照)後徳川氏の世、紫山運上に關し東郷對西郷の間に十箇年に亘れる訴訟ありしが元和五年遂に檢使の官吏村々の者を召出し鐵火の事を申渡し(兩村は是れより先鐵火に付て已

に協商を爲したり定めの日に至り綿向大明神の神前に棚を飾り兩村の代人白木綿の衣裳を着し鐵を斧の形に作らせ双方より是を持出し右の棚に載せ置き、別に東西二箇所に炭火を熾し時刻前右の鐵を双方一同燒赤め全然火になりたるを掌に受け且相互交換せしむるに在るが東郷の代人鐵火を受取り元の棚に投上げたるに反し西郷の代人は鐵火を受取ると同時に掌燒輝りたるに怖れ之れを放棄して逃出でんとするを捕縛し翌日引廻しの上礫に行はれたりしことあり。

支那人の間に於て牛馬の血を飲り誓詞を録して土に埋め若し約に背かば此の牛馬の如く居らるゝの罪に當らんと神明に誓ふことあるが、是れ盟誓の一形式なり、かの所謂聽訟上の立證方法としての神判に付ては未だ之れを詳かにせず。

英國の或る田家に於ては偷盜の嫌疑を被りたる者に鎗を懸けたる聖書を保持せしむ、若し轉廻することあらば眞盜と認定せらる、這是羅馬希臘の時代に行はれたりし鉸刀の尖頭に篩を吊したる卜卦法と類似するものなり。愛蘭に於ても亦た往時篩の上に二個の鎗を十字形に排置し二個の人をして篩を保持せしめ第三者をして被疑者の額に十字の記號を爲さしめ且三度以上高聲に被疑者の氏名を

呼ばしむ、被疑者果して無辜ならば論は依然として動かざるも若し有罪ならば二個の論は徐々と篩を旋轉すと信ぜられたり。

愛蘭に誓の石及び雪冤の遺物と云ふものあり。聖島の修院の古庭に黒き大理石製圓石あり、僧は之れを眞事の默示者なりと尊崇し之れを *Omenave* 即ち誓の石と稱す。對神罪又は對世罪(犯罪)の疑ある者は各地方より此處に送らる。被告者僞誓せば此石は其人及び其の七世の子孫に或る記標を置く權あり。記標若し現せざるに於ては其人乃ち冤なりとす。雪冤の遺物も亦被告者を誓はしむる聖フイニアン盤と稱するものなり。此物は百五十餘年前に古寺の廢址より發見せられしものにして中に石を据えたる銀盤あり。石は人の誓へる時基督の見給ふ眼なり、盤震盪する時に鳴る響は其中に封ぜられたる聖母マリアの聖骨より起るものなりと人民は信ぜり。此の遺物の前に僞誓を爲す者あらば直ちに疾病に罹りて一年を踰えずして死すとせらる。誓の式は被告者をして盤の中に彫られたる十字形に手を置かしむ。此くて基督の兩眼は雪冤の爲めに來りし誓約者に注がるゝなり。(レデー、ワイルド著愛蘭古話神呪及妄信參照)。

中古英蘭又は北歐地方に行はれたりし神判即ち宗教的妄信的立證形式を此に稍々詳かに添加すべし。此等地方に於て盜兒を取押へたりしとせよ。此の被告者は人民集會又は古老會に付せられずして直ちに神判に附せられき。抑々神判は被告者の冤枉を辯證する奇跡を示すべく神に訴ふるに外ならず。故に自から亦ト卦の態様を帶ぶ。神判の一種たる熱湯神判は會堂内の地上に於て水を盛りたる鐵鏝を火上に置き、原被兩造各々一方に并列し、僧侶聖書及び十字架像を佩持し、聖水を將ち來りて會衆の間を周廻し、聖水を極き十字架像及び聖書に接吻せしめ且會衆と祈禱し、此くて被告者其腕を麻布にて纏束し、或は赤腕の儘とも云ふ、沸騰せる湯鏝の底に置かれたる石を拾ひ上ぐることを命ぜられて、前進し法の如く之れを行ふを謂ふ。而して熱湯神判に二式あり、其の一式は手を手首迄浸し他の一式は肘迄浸すものとせらる。被告者は鏝中の石を拾ひ上げたる後其の腕を解放し湯傷に對して三日間回復期を與へらる。此くの如くにして湯傷の記號現表せば茲に始めて有罪と認定せらる。他の神判としては鐵火神判乃ち在り。鐵火神判は灼鐵の一片(一封又は三封量)を握り取るの外總べて熱湯神判と異ならず、但

鐵火神判は灼鐵を把らしむるの外に紅灼の犂頭を不同の距離に置き赤脚蔽目して之れを涉らしめ、傷害なきを無辜とし然らざるを有罪とする一形式を包含す。所謂水神判は前顯熱湯神判と投水神とを並稱するものなるが、此には之れを區別したり。投水神判とは被害者の手足を括りて河又は池に投じ、若し浮かまば有罪とし又た若し沈まば放免するを謂ふ。鐵火神判は貴紳に限りて之れを用ひ、熱湯神判及び投水神判は庶民に限りて用ゐたりと云ふ。神判の屢々拷問の形式を該ぬるは留目を値ひすべし。

因みに茲に註録せんに此等の神判即ち試法を無事に通過する機秘當時行れしことはシャロンタルナーの記述に依りて證明せらる。當時の「アングロサクソン」人は豫備的練習を爲し若くは立會僧と陰かに商量して傍觀者を遠きに隔て熱鐵に代ふるに冷鐵を以てする等の巧夫を講じたり。想ふに亞細亞地方に在りても試法に従て自から此くの如き詭計を生じたるべきを想像す、

前記の外に當時火中を通貫する神判あり、神前に供獻したる麵包の小片を吞下する神判あり、巫術者に對して河中に沈め又泳がしむる神判あり、巫女を秤るの神

判あり、十字架の前に双腕を伸ばし、代戰士が早く疲れて其の双腕の低れたるを敗とする神判あり。(巴里の監督牧師と聖デニスの座主と一修院の保護權に付きて紛争せし極、ベピン短王より此の *Judicium Crucis* を命ぜられ兩造より代人を選みて拜堂に出頭せしめたるに監督牧師の方敗に歸したることあり。凡そ十世紀より二十世紀に至る交、此の試法法師間に盛に行はれたり。)「アイザック・ヂスレーリ著文學奇事參照」。

神判を免るゝ路に保證誓約の一制ありき。此制は被告者が其の友人即ち十人組の組員を伴ひ來りて之れをして被告者自己が無罪なりとの誓言を確保して誓證せしむるに外ならざるが、若し保證誓約者の員數不足なる時は神判を受けざるべからず。保證誓約者の員數は通常十二人なりき。英蘭に一決闘以て訟の曲直を決するの制を移入せしは實に維廉第一世とぞ聞えし。此の決闘裁判若くは賭勝法は係争者各々魁偉精悍なる代戰士を選みて臨檢官吏の前に於て決闘せしむるを常として而して打斃されたる者若し尙ほ其命を殞さざりしならんには之れを乞救者と宣告し以て之れを辱かしめたり。此くの如き賭勝法は一種の制限的

法定的私闘に似たるが、是れ將た神判の一形式と看取するを妨げず。

日耳曼に於ける決闘裁判は最も嚴肅に行はれたり、即ち決闘場の中央に棺車を置き原被兩造其側(甲は棺車の頭に乙は棺車の足に)に立ち且靜黙して之れに凭ること數時、然る後始めて決闘を開始せしなり。猶太人も亦此の決闘裁判を有したりしが如し。

此等世紀間に於て強盜嫌疑者に對する審案として大麥麵包の一片を用ゐること行はれたり。該嫌疑者にして一氣之れを吞込むこと能はざれば有罪とせらるゝなり。後此の審案は乳餅の一片を麵包に加へ用ゐることに改正せられたり。麵包は未醱酵の大麥より成りしもの、乳餅は五月牝羊の乳より成りしもの、就中靈驗著しとの信仰ありき。又此等妄信時代に於ては屍體出血に依る一種の證罪あり、這は人若し虐殺せられしとせんか、虐殺者之れに觸れ又は接近せるに於て屍體の各部より血液迸出すとの信仰ありしに由る。又屍體の眼口手足に最微變化を認め得しならんには棺車の傍に虐殺者ありと臆測せられたり。此くて傍觀者宛を被りて死に處せられたりし者洵に妙からざりしと云ふ。歐陸及び英蘭に嘗て

此くの如き習俗ありしとは殆ど信じ難しと思惟する者あらばそは謬れり。此等諸邦の僻邑には現時尙ほ犯人看破の方法として之れを認識せり。

上編 犯罪論

二 犯人

第十一章

犯人とは誰れか又何か、犯人の身體及び道德特質は何に固著するか、犯人は他の人類と區別せらるゝか、若し區別せらるゝとせば如何様に區別せられ又何の件に於て區別せらるゝか、犯人は特異なる生理的、解剖的特癖又は機能錯亂の故に自ら一團として順常者と孤立する所あるか、皆な宜しく攷究すべき問題なり。

犯罪は果して症候的か、純一なる外情より獨立せる擾亂素因の存在の徴表的か、社會單體は病患の溫床なりとせらるゝが其の有機現象と聯涉するは應さに之れあるべし、毀缺せる道德中樞の違和の絶對本源なることも亦肯認せらるべきが如し。凡そ一切の道德現象は由來始源に表現に精神現象なり。故に其の外膜と關

係し交感しつゝあるは事實として許さるべし、但だ之れが關係は或點迄逆行的反射的に過ぎざるものなりとせらるゝのみ。若し此の關係を絶對無二とせば定道に陥りて意識論と一致せざるべきを虞る。唯物説や一規以て犯罪原因を解決し得べきが如くにして尙ほ困澁を避け難きは若し之れにして皆な認むべくば神經亢奮又は大脳活動の方面より意識事實を解明せんとすることの初めより無用の勞たるべきに在り。是を以て純一なる唯物觀若くは純一なる唯心觀は共に尙ほ種々の難局に際會して交々撞着するを免れざるに似たり。然らば則ち如何が之れを調停すべき、抑々又別に生面を拓開して此の現象を氷釋すべきか、將た二元説に復歸して以て眼前事實の疏通を圖るべきか、是れ自から考覈を要する所なり。

近世犯罪學者の研究の様式は今贅述することを須ひざらんと雖も形態學的及び有機的變化の方面よりして此の案件を觀察するに在りて尤も模型説を主持し因て以て犯人退化の見解を得んと欲するに似たり、曰く犯人若し違常特質あらば其の特質は何に於て存在するか、曰く犯人なるものは幾何の程度まで順常か又違常か、曰く此等の違常は何處より來るか、生前か將た生後か、先天か將た後天か、之れ

が原因は直接か將た間接か、曰く此等は生得の不全的變化に基けるか將た後天的傾向特質に基けるか、曰く頭蓋、顔面の不均齊、腦不具、神經機能病、人體測定的諸違常は如何が解明すべき、體象は幾何の限度迄心象と交感するか。如上のもの乃ちかの實驗學派の大に思を覃す所にして又吾人が頼りて以て發明せんと欲する所なり。

犯人を拉し來りて其の前頭縫合の特異を看よ、厚大なる眼窩内容を看よ、顴骨突起を看よ、顎骨の大にして下顎の突出せるを看よ、顔面及び頭蓋の不均齊を看よ、中後頭蓋骨窩の濃結を看よ、鼻孔翼狀を看よ、狐猿族的顎骨附加を看よ、若し此等の變態なくば則ち是れ所謂本能犯者にあらず、先天性犯人にあらず、乃ち之れある、所謂犯罪模型の好個徽章なりとせらる。犯人の解剖學的人相學的特質に付ては各章更らに辨す所あり、讀者試みに一閱を吝む勿れ。殺人者に付て斯學泰斗の查驗するが如くならば彼等殺人者に頭蓋内容の小なる、前頭直徑の小なる、而かも其の上顎の比較的發育せる等の劣等、不具變性の跡あることを肯認せざるべからざるが如し。然れども犯罪模型は若くは伊太利人模型にはあらざるべきか、但、ロ氏が之

れを拒斥して人類に通有すと云へるもの果して是なりや。かの先天違常は何人も遍有する所にして唯だ犯人に幾何かの高度を見ると云ふに外ならざるべき歟、然り已に犯人に高度を見るとせば是れ亦模型説の存立を妨げざるべきに依り此點に於て所謂犯人模型を許すも亦可ならずとせず、若夫れ各種犯人各種特殊の模型ありて交々、範疇を立すと云ふに至りては、ロンプロソ氏は此種の論者と認めらるゝが如し、更らに一層確實なる憑據成績を呈示せざる以上尙ほ學徒の信望を博取し難かるべし。唯だ夫れ有機體を以て一切の犯罪現象の解明定規とし一切の犯罪を一種の腦作用に基ける神經官能病とし、諸々惡業の形式種類を微分子變化又は解剖學的、官能的變形錯亂に係屬する身體的變質の一種とし、以て處方を加へ夫々之れを回治するに足るとせんことは科學壇玷として此處迄精進するの必要ありとすべきも現實の經緯尙ほ浮泛の譏を速くを奈何、但、犯人を以て懲癡にして發達の競争に遅くれたるか若くは身體上の退化に伴ひ精神的、道德的退化を顯現するに至りしか孰れかの一に歸せんとするは強ち首肯し難きにあらず。

蓋模型とは諸々特質を一束して類似の下に彙集せるものを是れ謂ふ。云ふ迄

もなく其過程は総合的なり。之れが價值を特殊の單一中心とするに二主義即ち各特質の過重若くは數的價值其の何れよりするも可なりとせられたりき。然れども二三の併合せられたる身體的特質乃ち模型を實現し得るに餘りありとする論者は想ふに少からん。誤錯總合や計數比較を以て能事盡くとする何を模型たるに在らんや。故に眞個に違常態を基礎として犯人を分類せんと欲せば未だ初めより順常其れ自己は何の點に成立し幾何の程度迄違常態を現出し居るか其の割合は如何其の乖離線は如何之れが原因は如何と絶對に對して偶有不慮を分ち其れをして各々適處に配置せしむるを要せずんばあらず換言すれば生理學的解剖學的順態の成立せざる所以のものを知らんと欲するには其の成立する所以のものを先づ知らざるべからず。是れ正經の理なり。然れども此事甚だ容易ならず從て消極の方面未だ人をして換釋せしめざるものある乃ち惜むべしとせらるゝ所なり。且論者ありて犯罪模型果して存すとせば物心兩様の表現結合の一樣共存を確證して始めて發揮せらるべきのみ心理的特異を放過するの模型説は未しと評し去るあり。吾人は何處にか適從せん。然りと雖も特質の聚合必期し難

きにあらざるに依りて其の標準を臆定するに於て亦曷ぞ越俎を嫌はん。

一 違常態の程度尙ほ明瞭を缺くは例へばオルミ氏小骨頭蓋縫合の早成的密塞等犯人頭蓋を特象すと云はるゝが是れ必ずしも犯人の特有にあらずして犯人非犯人に關せずあらゆる劣等人種の領有する所即ち是れ個性的遺傳の標徴ならずして人種的遺傳の標徴なりともせらるゝが如し。勿論ロ氏も亦通俗に犯人の頭形なりとせらるゝ或る様式は唯だ人種的殊別に外ならざることを認めたりし程なれば法外に之れを估價せんことは暫らく躊躇せざるべからざるも亦唯だ境遇の産物視して人類固有の徴候特質に著目する能はざるは古典的惰力に依る歟抑亦假偽的統計狂に依る歟。

犯人固有の症候を帯びて生れたる者社會の下層に在りて圍繞せらるゝ所之れに便安ならざれば其の同類の順境に在る者に比して犯罪に早く傾向せんことは常識より推定し得べし是れ取りも直さず人の問題と云はんより寧ろ或る與へられたる位置階級若くは遭際の問題なり。但だ事實は貧富勞逸尊卑學不學の犯罪生産と相關すること甚だ深からざるを示すものあり。かの財富や教育や未だ直

接に犯罪と相渉ることあらずと雖も財富を作し教育を成就し得る者は其の素質天分に於て之れに達するの力量を領略し初めより犯罪と相觸れざるの地を握りしものたるに外ならざれば財富あり乃至教育あるが故に犯罪せざるにあらずして(犯罪者は反て屢々此の財富を妄用し若くは此の教育の勢力を操つるなり)財富を發し乃至教育を受用するの性格を生得自稟したるが故に語を換へて云へば生理學的にも解剖學的にも順常を自から裝備したるが故に然るを致ししと云はゞ云はるべからざるにあらず。

犯罪已に現象なり、已に現象なりとする、這個現象の因て起る所の原因は何れに在るか、の疑案必ず生ず。統計家は之れに答ふるに或有的先因例へば不學、貧窮、過飲を屈指して此等のもの皆な何割何歩犯行を伴ふ、而して歩合愈々高ければ因果の連鎖愈々密なるを見ると云ふを以てせん、然りと雖も謂ふ所連鎖は原力と稱せんよりも寧ろ偶然的にあらざるか又二個の統計的事實の符合は其れ自體兩者孰れが第一義孰れが第二義なりやを決定せざるにあらざるか乃至縱令觀察計算精確なりと許し現象の干係次第に關し纖毫錯誤なかりしと許すも此くの如き單な

る干係事實は解明にあらずして寧ろ暗指に過ぎず換言すれば唯だ原因的關係の存在を暗指するに止まりて犯罪生産の所因を律する方式を現示せざるにあらざるかとの反問を免れざるべし。主觀的解明者は犯罪原因を犯人自體即ち其の生前生後史、其の身心道的體制及び能力に究むるなるべし。而して客觀的解明者は別に犯人外即ち其教育訓練、外圍の情形及び勢力に究めんとするなるべし。此の主觀的及び客觀的兩面の解明は即ち生物學的及び社會學的解明と其の大體を同じくす。是に於て謂ふ所生物學派及び社會學派なるもの自から起りて各々特殊の色相を發揮し一は個體的、遺傳的に偏重するの傾向を帯び來り、一は團體的、境遇的に偏重するの傾向を帯び來る。生物學派即ち人類學派は餘りに個體的、遺傳的に失し、社會學派は餘りに團體的、境遇的に偏す。是に於て生物學的社會學派なるもの現はる。

マヌーブリエー氏は習俗を變じ若くは解剖學的形狀を易ふる所の境遇の差の外に犯人非犯人の間に特殊の差を觀取せざりきと云ひ、コーア氏は固く犯人模型の考説を斥け、頭蓋下劣の原因を小兒期に於ける發育停止の一種に歸し、ヘルデル

氏は變質の外表面は精神的變質の傾向の存在以上何物をも指示せずと説き、セーフ
 エルス氏は頭蓋及び顔面違常は犯人の十割だも特象せじと主張し、マクドナルド
 氏は多數の犯人は際會又は偶然より起るものにして實質的に他人と差ふことな
 く、違常不具の多數人亦順常者と似ること多きも似ざる所少なしと論斷し、ブロッ
 ウエー氏は犯人模型は尙ほ發見し難きも犯行の主觀的原因是は神經組織の機體に
 在りて存し變質の印記として組織の不具質として發露すと聲明し、フリント氏は
 生來犯者は殆ど常に變質の體徴を現はすことは之れを認むべきも、生來犯者に觀
 取する純粹特徴亦少からず順常者に存在すと想定し、ウエー氏は囚人に觀取する
 身體及び精神の特異は唯だ犯罪性のみ是れ隨伴すとは保し得ず又犯罪病根を
 起さしむる主觀的原因に歸由すとも保し得ずと語る。要するに純粹遺傳の現象
 たる隔世遺傳と過去よりも寧ろ現在に作動する原因力たる變質とを以て犯人生
 産の説明に充つるもの、外尙ほ純粹野蠻即ち發育停止に依りて之れを釋かんと
 欲する者あり、犯人は唯だ不可抗的原因の不可避的產物なりとして其の原因を社
 會状態にのみ置かんと欲する論者も亦已に其人あることを許す。此くの如くに

して何時か能く犯罪科學を立し得べき。或は則ち米洲の歐洲と犯人に異なる所
 あるべく又伊太利の他の歐陸諸邦と犯人に異なる所あるにはあらざるかと疑ひ
 來りて之れが人類學的變化を社會、人文、經濟の諸境遇に歸し、風氣の異、青苔の累亦
 自から新人種型を開發すべきを假定する論者も之れなきにあらざるべし而かも
 ロンブロー氏は斷じて之れを拒斥す。且此種の論者の口吻を藉れば犯罪性は人
 相學的又は解剖學的形狀の或る特式に専ら宿るにあらずして犯罪非犯人同じく
 與かる所の部班的遺傳若くは人種の特別の後天的又は世襲的徵候と認めざるべ
 からざるに至る、換説すれば身體不具は絶對と看做すより寧ろ事變不慮と看做す
 を是認するに至る。平庸なる見地よりすれば犯罪性格は特殊なる生物—生理學
 的又は心理學的状态に限らず、何等社會的個人的限界に局せず、悉く社會的、智力的
 殊別若くは身體的、有機的不均齊に拘はらざる諸々の部班、境遇を蔽ふものなるべ
 し。此見亦一種の境遇說に外ならざるが、其の執中の似たるは模型を許し遺傳
 をも認むるに在る歟。勿論此見に於て一部班又は一模型の偏重するあるか視て
 以て社會的、氣候的若くは經濟的豫先境遇の問題とするなり。又此見に於て本能

的犯罪偏向及び心理的裝備は生來的なりと云ふことと其の不變豫定の生理學的、生物學的模型と聯結して始めて然るのみと云ふことは自から別種の命題なりとすべきなり。

第十三章

人類學的分類、心理學的殊別及び社會學的情況を基礎として犯罪素因を明確なる部類に概括して以て之れが犯罪範疇を立することは蓋吃緊の事にあらずとせず。

人類を其の最善面より諦観すると共に其の最悪面より諦観せんことは人類兩方面の深奥を抉出して之れに的確の解釋を與ふるの必要に因す。吾人茲に犯人を紹介するに方りて其零點を勘録して以て一時の興を遣るべきにあらざるは論なく反面に人類最高點の位置を映發し學徒には學徒の適くべき所を暗指し經世家には經世家の濟すべき所を勸告し行法者には行法者の施すべき所を懲慰し光和し塵同じ理盡くし實包ぬるを期せんと欲するのみ。疾患の大法は生命の大法

と其の貴重何の異りかある。病床を醜なりと云ふか、産褥亦醜にあらずや。搖兒藍既に美ならば解剖室亦美なるを失はず。且斯學の務刀圭と較べ相似ずや。彼にして退化の線を追ふか此亦一機の線に隨ふ、此にして形態學的變化の辨折に踴むれば彼亦爾かせん。生理及び衛生を究むる者は病理及び解剖を同じく究めざるべからず。順常、健全の領地の施政は違常、病弱の疆域の攝理と相競ひ相并び同じく與に大善大美大眞なり。

凡そ犯人個體の組成に進入する交感要因とせらるゝは宇宙的、大氣的、氣候的、周圍等即ち是れにして犯罪量に影響す、生物的、心理、解剖、生理的特質を包容す、社會的、(社會の經濟的、工業的、周圍及び習慣常習等本來の社會周圍等)の三者なり。第一は主として人種に關し、第二は遺傳に關し、第三は環象に關すとせらる。此の三者乃ち相乗除し相感應し交互接觸以て奇觀を呈するなり。更らに他面より汎解すれば次の如く立想せらるべし、曰く第一は先天性犯人(或は本能犯者)及び衝動的反撥者を包羅すと云ふべく、第二は先天性犯人(或は本能犯者)及び常習犯者を囊括すと云ふべく、第三は所謂偶發性犯人の根據と看做すを得べしと。

犯人個體の要因は即ち是れ人類の特質に外ならざれば之れを次の三級に排門して講究するもの現はる、有機的(生物的)天然の(宇宙的)及び社會的是れなり。其の有機的形質としては頭蓋、腦、生活機關、感性、反射活動其他身體的解剖的不具、外面徵候等諸の身體現象を包含し、心的形質としては智情の特異、智力、智力及び想像力の比較内容其の病的表現、機能錯亂、道德力殊に道德感性及び其不具作用筆跡隱語の特異を包含す。而して天然的要因に至りては氣候あり地質あり晝夜の修短あり季節あり平均溫度あり氣象あり農業あり人種の特異あり、天然的要因は極めて迂遠なるが如しと雖も其の存在と勢力とは必ずしも否拒することを得ず、犯罪衝動の外的位置は主に神經系統に在るべくして神經系統は直接に季節天候に感動せらる、氣候状態は生活の難易を來たし收穫の豊歉に及ぼす、飢饉及び惡疫は偷盜、虐殺を醸す、犯罪の形式と流行とは山中に同異あり、平地に同異あり、海岸、内地、河邊、鐵道線沿路各々同異あり、晝夜の修短、大陰の變化及び其の出沒時の變化、降雨期乾燥期其他電氣的擾亂、晴雨の壓力も亦之れに影響す、是を以て犯罪地理學及び犯罪氣象學の可能を肯認するの論者亦出づ、社會的要因に至りては人口の疎密、輿論、風

俗、宗教、家族事情、教育制度、工業、酒精中毒、莫爾比涅中毒、經濟及び政治状態、行政裁判、警察其他立法民刑制度等を包含すべし。如上の外に犯人の身分關係例へば人種、年齢、男女、身分、職業、住居階級、教化、教育、婚姻等の事項をも包括せざるべからず。此くて犯人の分類に幾種の方式を呈し來る。病根學的系統及び徵候學的系統を以て之を排次するものあるべく、即ち先天性犯人及び偶發性犯人を以て肯綮を得たりとするものあるべく、又後者を分解して内因的及び外因的に分つものあるべし。或は偶發性犯人、常習性犯人及び專業性犯人とするものあるべく、或は前頭班、顛頂班、後頭班(第一は思想的犯者即ち發狂犯者にして智座の前頭部より來るとするもの、第二は衝動的犯者にして活動、性格の作用の府たりと擅定する顛頂部より來るもの、第三は本能的犯者即ち真正なる罪人に類別するものあるべし。更らに進では犯罪狂者、生來犯者、常習犯者、偶發犯者及び情熱犯者、激情犯者の五種に區分するものあるべく、又之れを修正して本能性犯人、常習性犯人及び單一性犯人に包ぬるを妥當とするものあるべし。抑々此の五種の範疇は犯人の始源若くは犯罪を固定せしめたる原因に付て設定せしもの、如きも是れ將た多少の批判を免

れざる所以は情熱犯者の如き其の神経的とするもの却て屢々熟考のものたることあるべくして之れが表現複雑にして特定の範疇に限られ得べからずとも云はるべく、犯罪狂者と稱する者亦寧ろ不具者の列に入りて真正の失徳者たるに値ひせざるべく又縦令値ひすとすも寧ろ生來犯者に加ふべきもの多からんとも云はるべく、所謂偶發犯者亦幾何數の發動を認めて以て偶發者とすべきか、此事曖昧に屬すべく若し單に一回なりするは是れ一回犯者のみ遭際に觸れて發するある豈一回を限るべき既に一回以上を許さざる能はずとせば幾何數を具してか能く當役割より去て常習犯者の座中に伍するを得るとする、幾何數は偶發犯者に据え幾何數は常習犯者に躋ぼすとの定則抑々之れありや、かの常習、生來及び情熱犯者は自から原本的意義あるべきも此の偶發犯者は失序唯だ表號的、臨時的にして社會狀態に緣由すること多かるべきにあらずや、其の多くの場合單獨發動なるに依り寧ろ單一性犯人と爲すの愈れるに如かざらん等の諸異論あればなり、但此の單一性犯人を以て偶發犯者に代へんと欲する論者は豫先の敗徳なく、生來の廢壞なく唯だ多くは不時の迷向若くは單獨衝動に過ぎざる者即ち單一性犯人是れな

りとして此中に情熱より衝動より、人身財産に對する公然發動よりする諸々犯人若くは所謂輕犯の大多數を包羅せんとす。此種の論者の見地よりすればロンプロン氏フェリイ氏の謂はゆる情熱犯者は他の範疇に分配せらるべきか乃至精神病的管理に排次せらるることなるべし。

第十四章

犯人特に先天性犯人てふものは物的違常を帯ぶると共に心的違常を擁す、唯だ是れ近世文明制度の下に於ける蠻夷、進化の杵臼の中に精げられざる原人に近似すべきもの、從て慈悲又は正義の情操を一部又は全部缺失し因て以て社會感覺を侵襲することを顧みざる不具者にして道義情操、自家保存觀念に對する仇敵に外ならず、極言すれば是れ人類間に於ける妖孽、社會體に於ける異物のみ。其の發作運爲する所不羈恣幾ど人をして窺測すべからざらしむるものあり。此輩既に犯罪の作家にしてかの薄志劣根尤めて做ふ者を誘惑し去り法律の威力を挫摧し監獄の市場を左右し其の爲さんと欲する所を爲さざれば止まず、其の悖戾擲猛容

身に手を下すべからずして無智の小民惟だ鷹捕の凶鋒を畏れて回避容隠するの外あらず。所謂偶發犯者の如き臨時の發動に係る者と雖も其の本能頗る原始的に屬し退化の影の尋ねべきものあり、其の屢々殺人傾向ある亦以て微すべし、但し此他に財産犯と干渉し若くは色情と密着することを遺忘すべからず。熟考の犯人に至りては時代の複雑なる動機に依りて奮興せしめらるゝと共に純粹衝動のみより出づる者に比して稍々原始的偏向を距ることあるべし。



總じて彼等犯人は痛覺に鈍きこと例へば印度人と雖も忍び得ざる所に刺文し若くは怖るべき傷痕に對して其の疼痛を訴へざる等のことあらざるか、其の五感に不具にして又道義不感性なることは彼等が根本特徴にあらざるか、其の慈悲正義の情操を缺失せることかの屢次處女の腹を割きて一時社會を戰慄せしめたるジャック・ゼリッパの如きは好個の一證は彼等が倫理的不具の表號にあらざるか、不徳以て虚榮の糧食とし罪惡以て對戰の理想とすることは彼等の常にあらざるか、若夫れ常習犯者若くは殺人漢に至りては其の罪過を誇張し相互の犯行を饒舌し其の自から爲さざる所の匪違さへ之れを自作に擬して以て得色あるにはあらざ

るか、其の毒害せる骨肉に對して沈着以て之れを擲擄し或は流血の後肉體を辱かしむることを敢てするは彼等にあらざるか、或る事項に對して全く不可誨に反して或る題目に極めて明晰なることは彼等の本態にあらざるか、換言すれば肉體的色彩の多寡は尙ほ未定に屬するも其の道德的色彩は彼等の固有にあらざるか、喧噪なる生活を喜び燕樂を必至的に嗜好し燕樂の爲めに強掠殺人を復演し以て其の異常不調整なる感情の要求に是れ殉することは彼等の特質にあらざるか、文身を愛尙するは彼等にあらざるか、或る犯人を卑め或る匪行を嘲り例へば盜者は賣笑婦を輕し詐欺師は殺人者を愚弄するの類、云々の罪は我が體面上爲すことを屑しとせざる所なり、云々の犯人とは與に伍することを恥ぶなど云へる一種の抱負を有するは彼等にあらざるか、自己の惡行を甚だ些微に秤量し殆ど之れを常事と同視し、其の被害の廣域、被害者の痛苦に想ひ及ばざるは論なく我が罪惡の程度に對する確當なる概念に透過する能はざるは彼等にあらざるか。彼等犯人豈此に止まらんや。彼等は沒悔恨のなり、反逆的のなり、博士クローゼの思考せる如く好逸嫌勞的のなり、無先見的のなり、淺慮的のなり、想像力喪失的のなり、情緒不定的のなり、就中女性

犯人は神經爆發的なり。新奇に移目し嗜好を劇變し交友を轉換し居住を變更し新刊冊子演劇講談に無造作に挑發せられ又は此等の媒助を経て世の犯罪流行症に感染し唯だ其の及ばざらんことを恐るゝは彼等の特徴ならざるか、四圍の醜氛に翻弄せられ又宇宙的勢力に感激し易きは彼等の特徴ならざるか、彼等は或る動物を過重する心向あり、夥伴に情誼を盡し他人を矜恤し黨規を固執する等永久に此種の情操を耐持せずとするもの倒錯的特殊的社會感情あり、而かも彼等は由來不實虚妄を吐露するものにあらざるか、即ち博士ウエーの云ひけん如く虚言の不治的傾向あるにあらざるか、彼等稀れに善を解するも惡にして其の慾望を充足し野性を安慰せしむるものあるや乃ち蕩進惡を爲して憚らざるものにあらざるか、彼等は嘲弄を至愛し頓智を渴仰し戯舌を誇競するものにあらざるか、彼等の間小奸小奸の名譽あり大怒大怒の名譽あり、矯詐を喜び勢威を張り懺悔を恥とし若くは捕を遁れ獄を脱し縛を外づし目を偷むことを競ひ若くは機具を創作し罪惡を翻案し其成功を街ひ若くは絞首臺に朗吟し若くは他に對して得々怖るべき犯罪譚を語り又は自から記述し法廷に輝ける衣裳を著け若くは修飾せる言語態度を

以て實行の狀況を演示し傍觀者の視聽を牽引するの態あらざるか、ロンプロゾ氏に依りて指示せられたりし暗殺者の如く殺人を誇らんとて自己の撮影を知人に頒與し、又かの女優島津の如く刑餘の身を暴露して敢て自から劇場の主役を演ずることを快とするは彼等の必ず學ばんと欲する所ならざるか、彼等は一種の輕薄文學を有し怪奇なる哲學を有し荒唐なる傳説を有し支離滅裂せる論法を有し妄誕なる宗教を有し苛峻なる法典を有し淫猥なる俗歌聞話を有し特異なる隱語、記號、譬喻、繪畫を有するにあらざるか、例へばかの往昔の專業家鼠小僧が其妄想せる社會主義及び天職論の主張に、假令惡名なりとも名を残さんと思へども中々容易に出來ぬに就ては世界の金銀は此節兎角不廻りにて金持愈々金を集め貧人次第に貧くなり富人三分の貧人七分更に愍然の世の中なれば我は此より力を盡して世に無慈悲なる富人の金を奪て一面に貧しき人に蒔き散し安樂世界にして遣らん然かすれば我名を世に知られんと云へりし如き、巴理總警視ジスケー氏の面前に自白したりし一犯人が、曰く吾人の職業に付て吾人は何人にも依屬せず吾人は唯だ吾人が經驗と力量との結果を享くるのみ、曰く巴理に於ける一萬八千の

盜兒の四分一だに未だ嘗て入監したりしことあらず吾人は監獄の一年に對して自由の九年を享くことを樂む、曰く捕縛せらるゝ、畏怖世人の語る詐的悲恨は速かに慣るゝものにして却て愉快なる情緒を興ふ好し捕へらるゝも吾人は他人の費に依りて衣し食し暖し以て生活す此等の費は即ち又吾人が奪ひ虐げたる世人の費なるよ、曰く在監中は吾人は成功の新方法を考究し且準備す、曰く閣下よ、余にして何ものか悲むべきものありとせば余は僅かに一箇年處刑せられたるを悲む若し五箇年なりしならば余は中央監獄に送られ舊僚に會し新蹤跡を學び速かに巴理に還りて遊手して起居することを得べかりしにと氣を吐きしが如き、ナポリの少年事を遂げし後人に語るにマドンナが余を佑助せし明證には余が一打撃に困りて父の即死せしこと是れなり、彼の靈佑なかつせば余の如き嫩弱子如何ぞ獨手能く之れを遂行し得んと云へりし如き、ナポリ及びシチリアの犯人社の間に娼婦は木靴、毒は蛇、監獄は鳥籠、詐欺は花牌、番兵長は多髯漢、地方盜兒は葡萄酒、幸運なる盜兒は星、又には薔薇、普通の盜兒は鍵、都府は鐘、自由は雄禽、五は手、百は脚、五十は半脚等の象形文字を有する如き、街外の祠堂茶店の或る一角に金印てふ二個文字の

側に旭の昇る形  を書て金太なる自己の東方に向け出發せしことを盟友に暗指する、北方は北斗星  に依りて表象せらる通信法の日本の盜兒間に往々使用せられし如き、徳川氏傳馬町牢屋時代の牢歌の一節に、朝に歸りに大門口で御手に逢ひ腰に手拭小手に繩すくなら、檜の樹西の二軒の傳馬町手前のくゞつた所は地獄の一町目あつて二町目のない所だぞよとありし如き、又盜語はウイクトル、ユゴの所謂腐惡の訛音若くは隱暗の國語にして語根或は歴史のよりし或は言語學的よりし、至て錯亂を極むるものなるが日本の盜兒は其の隱語彙中好て顛倒語を使用すること例へば可愛そらだをワイカン、イダ人をトヒ、鬚をゲヒ、宿をドヤ、勝負事をブショウ、密盜即ち忍びなるに依りノビシ、得心をヒントク、酒即ち好きなる物なるに依りキスと云へるが如き、又其の構成方に於て、ヤチは女、女陰の義、ヒラ又ヒラは衣服、布片の義なるに依り之れを併合したるヤチヒラは女禪を意味し、又ヤチに代ふるに水のスイを以てすればスイピラとなりて手拭を意味し、ヲニピラは蚊帳を意味し、ギランピラは單衣を意味し、前記のヤチにフクを併合したるヤチフクは房事を意味し、ヤチャは女郎屋、料理店、飲食店を意味する如き、又比喩語としては

犬を姑倉庫を娘倉庫破穿を娘口説倉庫破穿の盜を娘師、鷄姦を娘被り、ポツ、ヲツイ又は菊皿と稱する如き、歐洲盜語の一片に於て、或は監房を *Castis* (禁慾所) 惡魔を麵包師、鋸を舞師、監獄を専門學校と云ひ、或は時を迅速、月を探偵、街燈を不便、辯護士を洗濯屋、説教を疲倦、恥辱を赤又は血染、死を瘠瘦、小兒を跳ぶ人、*Froid* を *Friod*、*Vasser* を *Neiver* 又は *Sover* と云ひ、或は各シラブルの頭字を落して之れをシラブルの尾に加へ又語の尾に母音字又は調子善き子音字を附し以て音響を紛らし力めて人聽の聳動を避けんとする一例としては、*The block's clock is white* (漢子の時計は銀側なり) を *The okleblo's wack's cite* と變曲し、*Dog the copper* (其の査官を視よ) を *Ogda the oppera* と變曲し、彼の *マフ* *非ア* 會と稱する伊太利の犯社に於て、死を眠戰を猫等、眼をルビ、旋回銃をチクタクと云ふの類を始め、屬性の一を以て物全體を暗指し、同音を以て會意し、語尾を變化し、語字を轉置し、字典より消滅せし古代語を再興し、同義語を濫用するが如き、日本の盜賊間に神社佛閣に女装して三七廿一日間の參詣を無事結了せば惡事決して露見せずとし又戶外に放糞し置かば被害者の家族覺醒することなしと信じ居る如き、歐洲の一犯社が發覺探索に便なら

しむる服裝を避くること、偽名して旅亭に宿泊すること、自己の氏名を真假に關せず携帶品に附着せざること、妾を有するも唯だ一時に止むべきこと、妾に社の秘密を知らしむべからざること、非常なる必至例へば犯人認知せられ又は被害者逃れんとし又は叫び出し始めたる時の如き以外に武器を使用せざること等の法典科條を有する如き皆な之れが證明たるべきものにあらざるか。犯人の違常固より此に盡きずと雖も其の違常を徴すべきもの如上に於て畧ぼ攝し得たりとすべきにあらざるか。

謂ふ所常習犯者は概して險惡なる社會的及び個人的環象の進路より來りて先天性犯人(或は本能犯者)の遺傳に多く支配せらるゝものと稍々行徑を異にすとせらる。常習犯者は兇惡の量に減じて執拗の度に延ぶ。從て其の犯質は人身犯に慕進せんより寧ろ財産犯に侵入するの傾向あり、例へば詐欺偷盜に専ならんと欲するが如し。勿論隔世遺傳の素因と後天習得の要件と相須たずんば未だ始めより此種の僞類を出すことあらざるなり。凡そ物的有機體が劣等なる神経節反射的神经作用に依り左右せらるゝ以上精神的道德的性質は齊しく退化的心力に操

繼せらるゝものなり。常習やは元と神経中樞細胞の上に刻せられたる無限的
 反復の手冊に外ならずして仍りて以て目的を指揮し思想を管制し行爲を形成し
 性格を更修し道理を感孚す。若し其の一朝陋劣なる癖性廢壞せる官能に壓せら
 るゝに及びては忽ち正經を棄て、其れ自體罪惡の大法と化す。犯罪性格者の多
 數は必ずしも生得の奸慝にはあらず。此輩先づ意を決し端を啓き而して累次反
 復し聯想模倣實驗同化の理法に憑依して漸く完全に達し終年移らざるの痼習を
 是れ作す。遺傳は則ち之れが資本を供し環象は則ち之れが現品を管し以て旦暮
 に主公の命の一下を待つ。是れ既に儼然たる常習犯者の地位なり。而して其數
 を問へば法に處せられたる總犯人の四分一乃至三分一を占め先天性犯人を加ふ
 れば百人中四十人強にも過ぐべし。此輩皆な幼少の間に享得し漸を以て大成せ
 る者なり。犯罪社會的過程の詳に至りては別に説く、其の幼期に於ける始めは註
 誤微罪に坐せられ一とたび監房に入るや監中の愉快なる空氣之れを鼓舞し監外
 に出づれば光棍之れを誘導し少許の心勞體苦を性にして過分なる獲物を獲自か
 ら慰遣するを得るのみならず又往々名譽を附せられ一歩づゝ地位を意識し此の

圖裏に自守して以て存立する價值あることを自覺せしめらる、而して其犯罪の對
 象は概ね財産なり、但し生れながらにして虐殺、放火、強姦の傾向性を有する早熟者も
 亦之れなきを保せず。此くの如き胚胎犯罪生活は將來の大奸巨惡を馴致する所
 以の段階にして切に膺懲を加ふるの要ありとす。看よかの路傍にイテして人の
 懐を狙ふ者乃至塵頭の商品を攫ふ者住宅の入口に置かれたる携帶物を掠め往く
 者往々童兒にして而して鍛鍊反復、單個又は結社の盜と化し經驗既に老ひて後屢
 々巨賊となり漸く此界の侯たり將たるに至る、蓋犯徒の得意時期とす、其始を釋ぬ
 れば鼻液を垂れ紅髮を亂し空堂に潛み橋下に臥せる頑童にあらざるもの殆ど希
 なり。規律ある勞働を嫌避し若くは此種の勞働に不能にして唯だ不良なる例示
 を模擬し強烈なる自我に脅迫せられ奇怪なる功名を徵逐するの變態兒は實に
 此徒なり。盜業の此徒を呼誘する諸般の動機要件は固より一律にあらざるも之
 れをして眩惑的ならしむるは其の危険少く勞力軽く興趣亦濃かに報酬轉々饒さ
 に歸すべき歟、盜業の般昌なる豈徒爾ならんや。

盜業の分化未だ今日より旺なるはあらず。掬兒に幾十の種屬あり、騙究に幾十

の部班あり、夜盜に幾十の科類あり。商工の發達交通の擴張科學の普及人文の複綜と共に此種盜究の進化亦驚くべきものあり。今日の盜豈壁を穿ち垣を踰ゆる穿踰の盜人の家に押入り或は往還に待ち伏せて人を斬り衣裳を剝取る野伏強盜山寨に據り時々郷村を侵撃する山賊の類に止まらんや、惟だ其の自化、社會各業に比して稍々遲緩なるを見るを異なりとするのみ。常習犯種の中、偷盜最も多數なることは伊の二十パーセント、佛の二十四パーセント、白の二十三パーセント、普の三十七パーセントなるに徴して昭乎たるべし。盜兒が其の商業を生業として匪勉努力することは意想の外に在り。一旦盜業に身を委し且一とたび監獄生活を嘗め去りたる者は盜業を斷念せんことは思ひも寄らず、トムソン氏が卿若し盜兒を正實なる働人に變じ得なば卿は狐を家狗に變じ得べしと云ふは其の道德的回復力の萎縮せるを暗刺して巧なりと謂ふべし。此輩の爲めの故に圍扉繁忙徒らに牢鳥の翩翔に任かし復た術の施すべきなし。其の株連波累一を得れば十を逸し首を抑ふれば尾を揚げ隠現出沒他の端倪を容れず。誠に既に盜を緝ふること難し、況や盜を弭むをや。

偷盜に次ぐ者に偽造、放火、浮浪、殺人等あり、伊の浮浪(五パーセント)、殺人(四パーセント)、欺騙(三パーセント)、偽造(九パーセント)、強姦(四パーセント)、徒黨(四パーセント)及び放火(二パーセント)、佛白の浮浪、欺騙は伊と大差なきも殺人、放火、徒黨は比較的僅少、強姦は稍々多く行はれ、佛の五パーセント、白の一パーセント、居る如き乃ち參考すべし。國民に依りて此間多少の異同を免れざるも大概此に盡く。

偶發性犯人即ち遭際犯者は畧ぼ囚人の半數を占むとせらるゝが、此輩真正犯人より \leftarrow にして非犯人より \rightarrow に位すべきもの、ロンプロゾ氏の所謂似犯人階に攝せらるべきもの歟。其の侵越する所は他の自然犯人と大抵同じく對人身及び對財産にありと雖も亦心性體質の間鴻溝の畫すべきものあり。此間自ら勉めて自己の道德平衡を支持せるに拘はらず非常なる壓迫の下に唯だ傾覆せらる。先天性犯人は外因が内向よりも有力ならざるに乃ち發動し、内向は彼をして犯罪せしむる中心力なり、偶發性犯人は外因に對する抵抗力弱きに乃ち發動す。先天性犯人の罪の刺激が本能又は既存の傾向の結果なるに反して偶發性犯人は豫前に未發達の罪傾の成長を沃土に於て成熟せしむる不時の刺激に是れ依る。前者に

は罪に對抗する良心の缺無又は薄弱なるを見るが後者には良心は畧ぼ常態にあれども豫前に外力に屈從せしむる行爲の結果を把住する無能を是れ見る。是れに依りて之れを觀れば惡しき社會境遇は犯罪の根本に似たりと雖も亦犯罪僻性は惡しき社會境遇を拓殖するものと解せらるゝが故に此種の犯人を境遇の所生として寛假すべきや否やは疑ふべし、但だ不順常なる社會が公衆情操の名を假りて往々或る犯行(殺人行爲に於て特に然り)を庇護するの傾向あるは適々犯者をして自から寛くせしむるの效果なくばあらず。此の意味に於て社會は責任あり。經濟及び工業狀態の變化若くは之れに伴ふ所の競争嫉猜離反、四圍の醜風頽俗、機射伴の勃興、法律及び行刑の不確實不公平、道德例典の不調和無權威等皆な犯罪醜弊の種ならざるはなし。故に社會は一面に賞を懸けて犯人養成の事業に従ひ一面に罰を設けて犯人驅除の租税を負ふと云ふも亦太だ妨げず。自ら蒔きたる種は自ら刈らざるべからず。ロンプロン氏が生來犯者は天之れが責を負ふべく遭際犯者は世之れが責を負ふべしと云へるもの其の多少の語癖を恕して以て之を容認すべきなり。村落より都會に移入せし男女労働者が都會に於ける金錢の

饒多衣服の華美、美味の豊富、興行物の盛大に眩惑せられて小なる不慮の出來心を動かすものは此の範疇に屬すること論なく尙ほかの中産種族も亦富者の奢侈を模倣し無理なる工面を爲しつゝ、交際を勉め外觀を張り、此くせざるを得ざる社會事情も亦之あらん子弟をして日々中學校に通はしむべく、細君をして時々三越吳服店に走らしむべく、乃公自らをして頻次各種の懇親會、選舉會に臨ましむべく、狂癡不安の世潮に知らず識らず驅り去られドの果委託金費消費者となり、文書又は株券偽造者となり、收賄者となり、強迫者となり、詐欺取財者となる。人は大抵或る不正實行爲又は犯罪的行爲の暫有的總念を意識するものなるが其素因の形體上並に道德上に常態なるに依りて此念一旦動くも亦直ちに其結果を喚想す、換言すれば晴明なる良心面に薄雲の一時陰翳することあるも忽ち散して舊の清澄なるに還るものなるべきも之れより下る者に在りては往々殘忍なる動機に驅り去らるべし。乃ち此くの如くにして社會の良心搖動し公德の音調低下し國家の清規亂了す。乃ち此の如くにして貧は富に取り富は貧に取り上下交々利を征して限底する所を知らず。網密に法繁きを要する所以歟。

第十五章

犯人に在りては改善は除外累犯は通則とす。一時錯誤に陥りて後大に後悔するものあり、悪奸一朝翻然發悟する所ありて善良なる市民たることあり、然れども犯人の道德化、合法化は甚だ稀れなるを事實とすべし。此くの如きは社會善類の感化薄きに依りて然るか、社會組織及び制度の缺陷あるに依りて然るか、人類遺傳の情勢強きに依りて然るか、抑々亦現時の道德狀態に於て刑を滋くし犯を益すを以て社會生存の最要件とするに依りて、然るか、料るに識者其れ必ず之れを商量せん。

歐洲に於ける累犯歩合は五十パーセント乃至六十パーセントの間に在り。伊太利に於ける犯罪反復者の割合順序は偷盜、小賊、偽造、強姦、故殺、徒黨にして其の最も低度なるは脅迫、虐殺及び殺兒なり。佛蘭西に於ける同者は人身犯三十六パーセント、財産犯五十八パーセントにして其の最も頻繁なるは官吏抵抗の八十六パーセント、重婚の五十九パーセント、強姦の四十四パーセント、虐殺の四十二パーセ

ント、殺人の三十九パーセントなり。而して其の財産犯中頻繁なるは盜見の七十二乃至七十四パーセント、浮浪者及び酔酺者の七十一乃至七十八パーセント、乞食の六十六パーセントなり。佛蘭西及び瑞典に於ては累犯者の三分一は盜兒と浮浪者となり。小賊の傾向は最も累犯し易し、伊は此點に二十パーセントを、佛は二十四パーセントを、白耳義は二十三パーセントを、普魯西は三十七パーセントを占取せらる。日本に於ける累犯も亦賭博、盜盜に多く、十犯以上殊に然り、之れに次ぐを強盜、詐欺、受寄物費消、贓物犯、住所侵越、私印及び私書偽造等とす。かの殺人に至りては財産犯に比して累犯度甚だ稀少なるを見る。生來犯者の場合を除き殺人毆打に關し第二次に舊過を反復する者は北米合衆國に於ても亦比較上稀とする所なり。犯罪の傾向は屢々すれば自から専門的傾向を呈し來る。夜盜、掏摸、小賊の如き特に然り。日本に於て一八九七年(明治三十年)一月末日減刑放免囚一萬二千人の中同年三月迄に再犯したる者六百人、監視違犯は其の七十パーセント、盜盜は其の二十パーセントを占めたりき。出獄三日目毎に盜盜を爲したる小林留吉の經歷に觀るに彼は盜盜犯の刑を受くる時に偽名し又満期出獄後二日目毎に盜

盜を反復せり、窃盜の情況は此の一端に依りて推測するに難からず。フェリー氏の經驗に依れば懲役囚三百四十六人中三割七分は再犯者にして輕禁錮囚三百六十三人中六割は再犯者なりしと云ふ。英國の累犯統計に參考するに暴力を用ゐたる財産犯六十六パーセント、暴力を用ゐざる同犯六十四パーセント、財産に對し惡意的損害を與へたる者四十二パーセント、人身犯三十三パーセントなるが、此中特別犯として小賊七十八パーセント、夜盜六十六パーセント、強盜六十四パーセント、偽造二十パーセントなり。眞正犯人の本能的行作は累犯性に自現するものなるが其の神經病の或る形式例へば放火狂、偷盜狂、酒精狂(本狂は一定の時期に著しく自現す)の如きものと干連する時は最も其虞あり。犯人中早熟性と累犯性との關係密切なることはフェリー氏之れを盡説せり。先天性犯人に早熟の犯罪者多きは事實の保明する所なり。

獨逸刑法には二百三個の罪あり(エレロ氏 Ellero)、伊太利新刑法には約二百個の罪、佛蘭西刑法には約百五十個の罪を擧ぐ(フェリー氏 Ferris)而して常習犯者が冒犯する所の罪種は此の法律分類の殆ど十分一に過ぎず。先天性犯人及び常習犯者は

概ね政治犯、出版犯罪、收賄罪、稱號及び權威濫用罪、讒誣、偽證、幼者誘拐、殺兒、墮胎、秘密漏泄罪、破産罪、居宅侵入、不法監禁、決闘罪、誹毀、姦通等の諸罪を犯さざるを通規とするが如し。常習犯者に浮浪、窃盜、欺騙等犯罪品級に於て重からざる罪の夥多なるは猶ほ動物間の品級に於て最大多産性は下等にして且微小なるものに屬すると同一一般なるべし。

慢性痼習の犯人が短期の輕役に依り放還せらるゝ場合に於ては累犯を助長すること最も多しとせらる。累犯の傾向に付ては英蘭は一八九七年に男五十九、四パーセント、女七十三、六二パーセント、蘇格蘭は男四十四、四二パーセント、女五十七、一七パーセント、伊太利は男二十六、六パーセント、女十三、三パーセント、丁抹は男二十六、一パーセント、女二十四、一パーセント、佛蘭西は一八六七年に男四十三、三パーセント、女三十一、一パーセント、澳地利は男五十九、九パーセント、女五十一、一パーセント、合衆國は一八九〇年に男一萬八千七百六十三人(二十四、四二パーセント)、女二萬九千九百九十一人(四十六、七パーセント)なりとす。一八九〇年のセンサスに依れば合衆國の累犯者總計は全四人の二十六、四二パーセントなるが同國に移入する者の前身は之れを明

確ならしむること難きが故に實際數は此の員數以上なるべきを疑はず。

累犯年齢は二十五歳より三十歳の間なりと云ひて大差なきが如し。累犯者の極大量は第一次の累犯即ち真正なる再犯にて表現せらる。英國一八九七年の監獄報告に第一次累犯者は二萬一千五十六人にして第二次累犯者は殆ど前者の半(二萬八百六十六人)第三次累犯者は七千三百七十一人第四次累犯者は五千五百二十六人第五次累犯者は四千三百六十五人以下順次下降せるを見る。老犯人に至りては驚くべきものあり。獨逸に於て男三十二人女十六人は三十回又は以上收監せられ男六百四十四人女百六十三人は十一回乃至三十回收監せられ蘇格蘭一八九七年報告に於て百十九人が前科百五十回乃至二百回を有し百五十四人が前科百一回乃至百五十回を有し千二百二十五人が前科五十一回乃至百回を有したり。累犯の數及び度の近時増加しつゝあるは事實争ふべからざることなるも累犯多きを以て直ちに視て社會退歩の徴とせんは稍々速了に失す何となれば累犯は多くは慣習隊專業隊の常職なるを以て之れを打撃し其の中堅を抜くに道其宜きを得ば例へば長期禁錮若くは遁脱及び放免の蓋然性を減ぜしむる法若くは累犯

の卵子たる幼少犯者を處置する施設を講ずるが如き大に懼るゝに足らざるに反して新兵補充は寧ろ警戒を要すればなり。英國の如きは合衆國と傾向を異にし近時累犯者増加せしに拘はらず全囚徒は大に減少したる事實あり。累犯には^{プラス}を付したりしも初犯には^{マイナス}を付することを待たるは大に樂觀すべきにあらざるも亦近世制度の下に在りては悲觀すべきにあらず。結核は結核の儘在らしむる亦可なりとせんも微菌を無限に散布せしめらるゝは社會に取りて寧ろ危険とすべし。傳染病患者は一定の部位に保留して敢て大に動かしめず漸を以て之を感迫せしむるの計を施すと共に傳染毒を無境涯に放遺するの愚策を廢すべし是れは則ち刑事政策の見地に於て爾か云ふに止まる若し夫れ累犯者の増加決して慶賀することとを要せざるなり。近時獨逸に於て累犯者が七十九八九パーセント(一八九〇年)より八十二二一パーセント(一八九八年)に進益せるは流石に各種専門の國柄丈ありて専門犯者の輩出に外ならず。制度に學術に範を獨逸に取るに腐心せる日本は又累犯者をして一八九〇年の三二九(毎十萬)より一八九五年の五五五(同上)に昂騰せしめたるは知らず大成功とすべきか否か。

社會は此種の人虎に脅嚇せられ法律は此種の不可治犯者に輕侮せられ日新科學は此種の專家に妄用せられ警察機關は此種の狡鼠の出沒隱現に忙殺せらる。所謂緒衣塞路囹圄成市の實況亦到る。彼等の囹圄に在るや猶ほ書工の畫館に在りて次回の傑作を想像する如く乃至猶ほ信手の絲々相接し交羅網の如きの電話室に座して十方の話柄を掌握する如し而して彼等の出てて娑婆に在るや又猶ほ礦夫が坑中の輕炭化水素に於ける煉瓦職工の屋根の墜落に於ける感想と同じく禁錮を打看して以て職業上自然の危険と爲せり。且彼等が假犯人を聳動せる魅力亦頗ぶる劇烈にして薄志低能の徒頻次之れに籠絡せらる。犯罪の多數が暗示の力模範の功接觸の餘に出づることは更らに論を俟たざる所なり。

茲に知ることを要す犯罪必ずしも收監と同義ならず犯罪者にして收監に至らざるものあり冤訴せらるゝものあり竄逃して未だ緝に就かざるものあり而して或る收監者は實犯者にあらずして代身なり或る收監者は冤枉に陥りて昭雪期なきものなり。其の僥倖赦に遇ふ者の中巨然たる大怒ありて便ち漏網を成せり。逮捕に就かざる者の中既に名の録せられて尙ほ縛を受けざる者と初めより檢舉

の外に逸して巧みに匪行を繼續せる者とを包含す。眞盜あり未だ典刑を正さずして無辜被害の人先已に爛額身亡び家破るゝを致すを見ざるにあらず。彼等構柙社會の黑影に横行し展轉兎脱或は線を領し或は黨を糾し或は夥を養ひ或はコルレスボンデンスを開始し或は貨賄を散布し陰に虐を肆にして獨り官法を弁髦にするのならず直ちに敢て民命を草管にす。トラスト、シンジケートは彼等の頭目不完全ながら既に之れを経験し、ボーイコット、リンチングは彼等の社中不精妙ながら既に之を實施す唯だ其の顛逆せる感情怪奇なる律法無稽なる傳説に依りて周旋排處するを異とするのみ。『罪と罰』の主人公ラスコーリニコフはボルフォリに對して社會は罰金監獄警察官懲役場に依りて充分保護せられ居るにあらずやと云へりしも社會は現實に此等のものに依りて充分保護せられ居るとは何人も信ぜざるべし。

女性犯人型の稀少なること及び諸違常態の些微なること共に男性犯人に比しては疑ふべからざるに似たり。蓋女性元と柔曼男性の屢々先天的に積極的惡行に傾くが若くならず。隔世遺傳上甚だ變態的ならざるに由る歟。故殺の如き

は原始期の模型的犯罪なりとせらるゝに拘はらず女性の原人時代に於ける之に
 關涉せるは殆ど希れにして唯だ不貞隠密なる罪交戰中死傷者の截斷等消極的性
 質の匪行(匪行と云ふべくば)を演ぜしに止まりしのみ。乃ち知る女性の原始的偏
 向は消極的に屬することを。若夫れ現時に在りて原始的境遇に壓迫せらるゝ時
 甚しく狡黠を呈し奸險を極め酬復を嗜むに至る。女性の多くは單一性犯人若く
 は偶發性犯人なり(累犯者尠からざるも)。先天性犯人若くは本能犯者と云ふもの
 亦往々之れあり。女性の自殺に陥るの少きは男性に比して顯著なる事實なり。
 女性は男性の容易に改心するに似ず懺悟頗る鈍しとせらる。女性の往々無羞妖
 冶體を假し唇を交へ稠衆を憚らざる大聲以て他を誘り公然以て弱を虐ぐる乃至
 癡騷狂愚の資殺傷逃姦放火を敢てして曾て前鑑を做省せざるの態に至りては世
 既に定論あり。之れが詳細に至りては後篇記述する所に就て看よ。

下編 女性犯人

一 犯罪人類學及び犯罪心理學

方面より觀察す

第一章 總論

犯人中に發見し得べき人類學的特質の主要なるものは頭蓋、顔面の不均齊、顎の
 延長突出、頬の隆起、耳齒の諸違常、前額の凹退、鼻の歪曲、顔面の非常延長、眼、髮の深黒、
 毛髮の多量鬚髯の缺失、身體的不感覺、腦水腫、機能的諸變態、其他數點なりとせらる。
 此等の特質は未だ精確なりと云ふべからざるも之れを非犯人に比すれば寧ろ頻
 繁なることを許さざる能はざるべし。犯人中盜兒に盜兒の特徴あり、殺人者に殺
 人者の異彩あり、強盜者に強盜者の面目あり。簡易なる一例を舉ぐれば姦淫者及

び盜兒の身長、體重は強盜者及び殺人者に劣り就中姦淫者は虛弱なりとせらるゝ如き即ち是れなり。犯罪學の專家及び老巧なる司獄官は此種の鑒別を立つるに甚しき困惑を感ぜずと云ふ。犯人と非犯人即ち順常者と相較して特に犯人に於て異徴なしと云ひ又多少異徴あるも犯人の帶有する異徴は非犯人亦同じく之れを帶有し此間優劣を見ずとの反論は從來屢々提供せられし所なるが日常經驗の事實は犯人間には度くすべからざる有機的機能的缺陷違常を比較的多大に呈示することを證明し專家の言議以外に殆ど公論を成せり。司獄官は犯罪學に付て特に知る所なきも盜盜犯と殺人犯とを一見以て鑑定し得べし。犯人の特質を把握するに方りて經驗家必ずしも定規、天秤、彎脚規、角度計に依る測定、血液、組織、排泄の化學的分析、五官の神經受感性の度を試験する實驗、特別準備の心理試験等に藉らざるなり。盜兒あり彼れ苦て蔽ふ所あるも其の容姿言動に依りて判せば經驗家にあらざるも多くは謬らじ、況や經驗家をや。常人は日々の社交上に眼、濃眉、狭額、垂鼻にして且動搖せる顔面、隆起せる耳を有せる者を殆ど本能的に又半ば審智的に忌避す。市ヶ谷監獄の女監を訪問せし者は監獄的人相を承認するの外に數

多の特異的外貌寧ろ醜貌を把住せざらんと欲するも能はざるべし。大なる口、小なる目、太く且曲れる又は尖れる鼻、廣大にして異常なる耳を有する者其の少からざる數を占め、稀れに狡獪殘忍伴狂陰忍鬱憂の相を具し細額にして稍々美形ある者を觀取するなるべし。ロンプロゾ氏の母が一瞥の下に假面せる悪奸を看破せりとの事實は決して不可思議にあらず、吾人の妻又は母は屢々吾人に向て交友を注意し來訪者を警戒すること吾人の經驗する所なり。

犯人は常に捕縛せらるゝ者にあらず。在監者は犯人の一部人のみ。犯人中其罪と氏名と明了にして尙ほ捕を免かれ居るものあり、證據不充分にして放免せらるゝものあり、死亡せるものあり、實際犯罪者數名にして其中一人罪を負ふものあり、數罪を犯しながら一罪のみ發覺し若くは訴追せらるゝものあり、而して毎夜深更吾人の門戸を窺ふものは幾何人ありや想像も尙ほ及ぶべからず。襪褌に石油を注ぎたるが物置小屋の傍に發見せられ、遺棄せる兒童の生體又は死屍が軒の下河の中に拾はるゝは日々の事にあらずや。檢舉せられざる強盜、故買、賭博、騙取、毆打、強姦、墮胎、委託金私消、貨幣又は文書偽造等の犯罪行為が間斷なく多量に行はれつ

あることは何人も争ひ得ざるべし。統計的數字を以て之れを舉證せざるが故に是れ臆測のみ、社會は現下清寧にして此種の犯人を夢想する能はずと強辯するものあらば誰れか抱腹絶倒せざらん。既決犯人中多少の冤枉あるべく、小做大題あることを知らざるべからず。既決未決囚徒の外に將來發覺すべき將來犯人あることを知らざるべからず。又將來も發覺せずして全く法網を脱したるは僥倖兒も亦往々之れあることを知らざるべからず。良民又は紳士中に往々諸種數多の變質者ありて囚徒の間却て僅小の變質者あるを觀取し、犯人及び非犯人と變質との關係は殆ど無價值なるものゝ如くに論斷する論者なきにあらざれども而かも其の實際に於て所謂良民紳士却て未發覺の犯人級に屬すべきものにして囚徒よりも重大なるものなるやを保すべからず。然れども吾人は此點に付て大に争はんと欲するものにあらず。犯人と非犯人とが變質比例に於て幾かに相平均するに止まるか、將た犯人は非犯人に比して夥多の特異を呈するものなるかは尙ほ精細の研鑽に俟たんと欲する所なり。

犯人が屢々變質の四乃至七或は七以上を有するに反して順常者即ち非犯人が

其の二或は三を有し或は全然有せざるものあることは諸種の觀查より來れる證明なり。犯人に多くの變質ありとするか、之れを單に偶然的事實と看去るは妥當とすべからず。普通の非犯人を取りて、犯人と比較するの外、非犯人級の高等種族例へば教育家學者宗教家有徳者を將ちて之れを犯人と比較するも變質の多少違常の強弱を甄別し得べきこと諸家の言明する所に屬す。特に元惡巨惡を觀查せる者の記述に據れば其の變質の夥多なること歴々として掌を指すが如し。此くの如き事實は好て捏造せらるべきものにあらず、又多少誇張せられたりとするも尙ほ之れが根據を支持するに足ることを許さざる能はず。かの犯罪模型を具ふる者に處するに其の發動を俟たずして目に觸るゝ毎に一々拉し來りて監獄に投ぜんこと社會平安の爲めに寧ろ智ならずやとて犯人特在説を擲論するものあることは吾人嘗て聞く所なるが犯人特在説は恐らくは此くの如く精確なるものにあらず、又精確なることを得べからず。人文の發展と社會化力の優勢は社會同衆をして力めて其の特異を殺ぎ其の毛色を均らし以て心性に外狀に類同を強制するものあるに依り同衆の心性及び外狀に於て純正に順化向上せるものゝ外に未

だ精練を経ず修養疎薄中心粗獷にして唯だ皮相的常態を扮飾し纒かに社會生活の後塵を逐ふ者をも起生せしむ。然れども是れ尙ほ罪人にあらざるなり。

所謂文明人にして外征中若くは戰亂状態に在る時の進止如何と看よ。非抵抗者に對して屢次残忍なる大虐殺を試みるにあらざるや。必要もなき奪略の成功を誇るにあらざるや。汚辱輪犯の如きすら相競て少かも恥とせざるにあらざるや。是れより以下の罪惡に至りては固より數ふべからざるなり。稱して優等人種と云ふと雖も潜在的本能の衷より脅迫し機に應じ物に觸れて發動する所遂に度くすべからざるものあり。此くの如き有害本能は社會壓力の緩弛輿論衆情の認容に緣て増長し之れが表現は蠻族と何等異なる所あらず。革命内訌の平面に行はるゝ許多の慘血羞辱奸偽は此時を窺て好機乗ずべしとして諸階級者に依りて活演せらるゝものたり。探検隊遠征軍は往々にして亦是れ強盜殺人強姦詐偽竊盜を公行する所の犯罪群なりと知れ。文明の皮を以て蔽はれたる蠻人は他にあらず吾人即ち是れなり。吾人の社會の裏層には地獄の火尙盛に燃えつゝあり。吾人の心臟の細管には惡魔の血尙ほ絶えず通へり。吾人は尙ほ屢々プラトンの比喩

せる『黒馬』に依りて驅り去られつゝあるなり。

強盜殺人其他恐怖すべき罪人の漸徐に減退しつゝあると共に他の巧妙なる形式を以てする犯者の増加しつゝあること方さに今日の事實たるを吾人は許す、換言すれば原始的犯罪は一步づゝ縮少せられつゝあると共に文明的犯罪の擴張せられつゝあること方さに今日の情形たるを吾人は許す。然りと雖も今日に於て隔世遺傳の看取せらるゝ以上又退化の諸徴の把住せらるゝ以上犯罪性格の實在を度みすること能はざると同時に潜在的性質の表現上其の形式を變じ陰忍にして且有害なる侵害を同衆及び社會に與へつゝ而かも自から舊態再發若くは退化の形跡を蔽ひ得ざるの事相を看過すべからず。他の同衆と雁行して合法行爲に順應し社會生活を圓滿に營み得ざる者若くは特異の行動に依りて他の同衆をして嫌忌不快の念を發せしむる者若くは好で社會感覺を威嚇し社會康寧を攪擾する者は其の根本要件に於て何等かの缺點何等かの差異を帶有するものならんと推定せらるゝは至當なる事なりとす。此點に疑問を發し遡原し觀測し歸納し比較し以て究竟の結論を得んと欲する固より正經の順序たるを失はずして之れを

輕々に看過するもの反て没分曉の識を免れざるべし。犯人は常人のみ、別に特質なし、特徴なし、異常なし、外形的性質も内界的性質も常習も嗜好も智識も道德も常人と隔離する所なし、ロ氏の所謂犯罪模型若くは標準は全然胡謔のみと批判し去るは快は則ち快と雖も苟くも犯人に付て少しく實査し研究する所あるに於て犯人をして此に逼迫せしめたる深大なる素因自から存するものあることを發明し兼ねて社會淘汰上必然の數なることを首肯するに難からじ。

同一の境遇に居る百人中に犯行を敢てする者唯だ一人ありとする時、此の一人の動靜云爲は何に起因して然りとするか、境遇其縁を爲せるか、或は然る場合あらん。遺傳其因を爲せるか、或は然る事情あらん。客觀的要件は必ずしも之れを撥無せず、而かも主觀的要件なくば客觀的要件如何にして其力を感得せしむることを得べきぞ。境遇の勢力を他員よりも切實に感得集合するは即ち他員よりも何等かの心身的特異を自己に於て帶抱することを意味せざる能はず。社會は進化する、と云ふも社會員一人も餘まらず進化すとの謂にはあらじ。此間に變質者退化者を生ずることは其の免れざる所なり。此種の變質者退化者は自からの儘に又

は挑發的周圍力に依りて其の根本的勢力を復興し數次社會軌道と乖離し時代精神と柄整する變態的傾向、非社會的意識を表現して有意に又無意に社會秩序を侵し國家體統を侮るものなり。クランクの船の釘を盜めりし諸島蠻は太平洋島中に在りて有罪とせらるゝや否や。料るに彼等は有罪てふ語を會得せざるべし。盜釘は彼等の犯罪にはあらじ、少なくとも外人に對して犯罪にあらじ。今吾人の土地の海岸に此の犯行を容るゝか否、然りと雖も吾人の土地の海岸に於て此の犯行者は尙ほ往々存在す。

云ふ迄もなく犯人に程度あり階段ありて或る犯人は變質を呈すること極めて稀薄、或る犯人は稍々變質を呈し、或る犯人は著しく變質を暴露す。最終者は重犯者若くは專業犯者を暗指し、最始者は最輕犯者若くは遭際犯者を暗指す。最低度犯人を將ちて常人に比較すれば其の距離密切して一見殆ど別ち易からざるものあらん。諸種の違常態に付て此等の間に明確なる界線を立し難きは亦以て常人にも程度あり犯人にも階段あることを反證すべきものなり。

犯人の中往々神經病者及び精神病者あることは事實なりと雖も犯人を包括し

て悉く神経病者及び精神病者なりとするは固より誇大濫漫に屬す。犯人に解剖的若くは生理的異常ありと云ふは犯人に此くの如き素質、變性若くは缺陷ありと云ふを指示して其の犯罪行爲と深く相關照應する所以を説明するに外ならずして之れを以て犯人を擧げて醫家の管治の下に献納せんとするにあらず。違常は疾患と同語にあらず。低歪鼻は白哲人種に於ける違常なり、然れども其の疾患にはあらず。不感覺、無思慮は高等種族の變態にして諸野蠻の通俗たるも見て以て疾患とすべからず。殺人を快樂とするフカジ人は彼れに在りては常態にして我に於ける違常態たるも彼等を以て病者なりとは看做し難し。又設令ば盜僻と盜狂との別の如し。後者の自他所有の別を辨ぜざるに反して前者は之れを辨ず。前者は慾望又は害心強烈にして他人の自制し得る場合にも之れを抑ふること能はざるものなり。餘裕ある者にして累次偷盜し又は不必要なるに拘はらず、物取して怪まざる者は實に此の盜僻に屬するものなるが、盜狂に至りては偷盜の悪事なるか否かを解せず、又其の贓品に付て殆ど隠蔽する所なく、又此等の行爲の故に自から慚愧たることすらあらず。犯人の外形的諸違常を講究するの故を以

て犯罪學直ちに醫學の一部に屬する如く想ひ做さんことは頗ぶる輕忽なり。犯罪學は生物學に涉り解剖學に涉り統計學に涉る。其の醫學の版圖に出入し醫學の關涉を受け醫學の分科と親近することあるは争ふべからざるもかの極端論者が一切の犯人宜く精神病院に送るべし、監獄に投ずべからずと往々唱言するが如きは容易に許容すべからざる所なり。先天性犯人の如き醫家或は法曹往々視て狂人と爲すと雖も此間類似あり、差別あり同一視すべからず。先天性犯人は所謂疾患者にはあらず。別に犯罪狂者あり、狂人の儔に入る。犯人に數種の範疇あることは別章具さに記述せる所の如し。

犯罪に地方犯あるは猶ほ疾病に地方病あるに似たりとすべき歟。地方犯は社會の特殊刑を必要とせしむ。或る人民は些細なる事件の爲めに驚怖すべき復仇を敢てすることを憚らず、或る種族は復仇を以て士人の必ず爲すべき務として之れを鼓舞す。セルビア、アルバニア、希臘の諸人民中には強盜に對して屢々同情するものあり。北米合衆國中には黒人の過誤又は悪行に對して擅にリンチを行ふことを避けざるもの多し。南方伊太利中には少女との侮辱は或病を癒すとの

妄信に因りて猥褻犯を介意せざるもの少からず。或る地方に於ては強盜殺人頻次に現出し、或る地方には墮胎荐りに流行し、或る地方には放火無造作に行はれ、或る地方には監守盜主に行はれ、或る地方には山林盜伐主に行はる。或る地方には貨幣偽造間斷なく醸成せられ、或る地方には嬰兒壓殺は罪惡視せられず、或る地方には人身犯盛に起り、或る地方には財産犯猖獗を極む。凡そ此等の事相たるや人種の特性傾向氣候の勢力影響に由るの外尙ほ文化の程度、情操の高卑、輿論の強弱、宗教の性質、妄信の感化、慣習の威力、立法の寛嚴、經濟の狀況、生活の壓迫、教育の張弛等諸々社會要件に關するものあるべきを想定す。

犯罪は自然史を有し、犯人は科學稽查に従ふ。吾人の是れより論ぜんと欲する所専ら女性犯罪の自然史に在りて又女性犯人の科學稽查に係る。勿論女性犯罪の基因發展及び活動を生物心理及び社會の三面に緊涉して講究せんことは吾人の志とする所なり。

第二章 女性犯人の頭蓋

頭蓋及び眼窩の内容、顎の重及び直徑、頰骨の稽查を爲さんことは緊要なりとせらる。ロンプロゾ氏が女性犯人の頭蓋に付て觀查せし所を括約すれば左の如し。

頭蓋内容 墮落婦女娼婦が最小なる頭蓋内容を有することは明白なる事實たり、かの順常婦女に在りては其の頭蓋内容小にして平均量に接近するものだけに尙ほ一千三百立方仙と注せらるゝに拘はらず娼婦及び犯人に於ては同じく一千二百立方仙の貧量を見るに依りて之れを徴し得べし。平均内容及び平均以上の内容に於て良家の婦女又は狂者だにほ犯人及び墮落者に超越す。頭蓋内容の異なるに於て優等社會の婦女は犯人娼婦及び狂者の上に超越すること五倍乃至六倍なり、但し娼婦は此點に於て犯人よりも稍々勝れたり、而して犯人中毒殺者は最高者に位すと云ふ。娼婦を總合して云へば其の大小兩様の頭蓋内容を有することに於て犯人と趣を異にす、勿論其大と云ふもの既に狂者に劣れり。娼婦間の最大最小量は順常婦女の最大最小量よりも寧ろ殆ど『バプア』主婦の最大最小量に類似す。

眼窩

眼窩の大サに付ては毒殺者及び虐殺者を通じて一般に之れが最大量

を領す。此の一事に於て兩者は男性犯人に類似す。而して偷盜及び不貞婦女(殊に娼婦)の中には最小量を發見す。但、茲に奇とすべきは順常婦女の眼窩平均大四七、狂者の眼窩平均大五一(ペリ氏 *Perrin* に據る)なるに拘はず犯罪婦殊に毒殺謀故殺の如き大罪を犯せる婦女に在りて却て之れに勝るものあること是れなり(但、娼婦は除外とす)。然れども眼窩内容は常人よりも犯人に於て稍々大なりと看做さるゝものゝ如し。トビナル氏 *Dr. Topinard* は犯人に付て八八・四耗、順常者に付て八三七耗と觀查せり。同氏は有名なる大罪人に付て著しき眼窩内容を認めたりきと云ふ。

後頭部 女性犯人の後頭部は大に良家婦女の後頭部に超越す(マンテガザ氏 *Mantegazza* に據る)但、犯人中最大量は虐殺者之れを供せずして放火犯人及び傷害犯人却て之れを供せり、而して娼婦は最小量を呈せり。

頭蓋直柱指數 犯人の頭蓋直柱指數は通常者平均(一八・二)より劣ること洵に僅小なり、詳言すれば毒殺者に依りて供せられたる平均よりも唯少く高さのみ。放火者及び強姦同謀者の間には則ち最小量を發見す。

頭蓋眼窩指數 は順常者平均(二八・四)よりも遙かに下れり、此點に於ては放火犯者と傷害犯者との間に少許の差異あるのみ。故殺者及び強姦同謀者は最小數を示したりきと云ふ。

面角 に付ては毒殺者及び傷害者に於て其の最大なるものを發見し、放火者及び強姦同謀者に於て其の最低なるものを發見し、偷盜及び殺兒者に於て其の中等なるものを發見す。

水平周線 娼婦の水平周線最大最小共は犯人中に見るよりも稍々低しと雖も兩者に於ける中數測量に付ては順常平均に等し。

前後橫(最大) 豎(最小)の直徑平均 左の如し、

前後 橫(最大) 豎(最小)

『サルヂニア』犯罪婦中 一七八 一二七 一二八 九二

近世『サルヂニア』婦女 一八〇・六七 一四三 一二四・六七 九一・五

古世同上 一七六・五〇 一三二 一三六 九二・五

是に知る犯人は古世『サルヂニア』婦女に接近(豎の直徑を除き)することを、半島

伊太利婦女は近世「サルヂニア」婦女よりも豎の直徑に於て稍々大なるが古世「サルヂニア」婦女に比しては稍々小なり。横の直徑は半島伊太利婦女中に於ては小なりと云ふ。

頭蓋弧線 に付ては左表の如し。

兩耳弧線

後前頭弧線 一〇〇 水平弧線 一〇〇

前 後 前 後

古世「サルヂニア」婦女 二九二・五〇 三三三・五三 六六・四七 四九・二六 五〇・七四

今世同上 三〇三・一七 二九・九五 七〇・〇五 五〇・三六 四九・六四

「サルヂニア」犯罪婦 二八一 三三三・六一 六六・三九 四五・七三 五四・二七

仍りて知る「サルヂニア」女性犯人は近世型よりも古世型に寧ろ接近することをして其の全水平弧線の前部に付ては最も古世「サルヂニア」男子(四六・九四)に接近するに似たり。古世「サルヂニア」男子の後先頭弧線の前部三三・八一を將ちて近世の同國女性犯人三三・六一に比するに誰れか其の接近を疑ふものぞ。女性犯人が男子に類似し殊に古世男子に類似するは亦以て特異とすべし。

兩頰直徑 「サルヂニア」婦女の兩頰直徑は平均一二〇(近世人一一一・五〇)古世人一一六・〇〇なり。男子は一六・七七(近世人及び一一五・七五)古世人なり。今男女を比觀するに近世婦人は古世婦人に寧ろ接近し一層男子に接近することを知了す。

豎直徑横直徑前直徑 娼婦の豎直徑は通常最短にして犯人の豎直徑は最長なり。横直徑は之れと正反對に娼婦は最高犯人は最低なり。但し茲に人種説を參酌すとす、則ち如上の結論に動搖を起し來るを免れず。前直徑は犯人中よりも娼婦に於て大なるを見る。強姦同謀及び殺兒の有罪婦は最高前直徑を有し、偷盜及び娼婦は最低前直徑を有すと云ふ。

頂指數 の大部も亦前に同じ。

鼻指數 は鼻の縦長と干連したる其の最大横幅を示すものなるがブロカ氏(Broc)は中數鼻指數を五〇・〇〇と計量せり。個人中には三六・五一の最大差を呈することあれど人種としては其差一六・〇五に止まり比較上微小なりとす、コーア氏(Dr. Coen)の顔面特質表に據れば顔の單一なる長は犯人の九十二耗に對して順

常者八十七粒、額骨の幅は順常者百三十二粒、犯人平均百三十二粒、七なり。犯人中暗殺者百三十三粒、六粒、大物取りと擬せられたる虐殺者百三十五粒、〇に至りては更らに大なり。ロンプロゾ氏は女性犯人中に十九、九パーセント、女性順常者中に十四パーセントを認めたりと云ふ。順常者の鼻指數は犯人の鼻指數よりも稍、小なるに似たり。プロカ氏は同人種中に觀查したる鼻指數の差は進化停止の問題と相渉るべきものとせり。ロ氏云く鼻指數は平均四八に止まるのみ、殊に娼婦、偷盜、虐殺者、放火者に於て低下なり。

面指數 殺兒者及び故殺者中には最大面指數を見、毒殺者及び放火者中に最小面指數を見る。

顔面の長 は傷害犯者中に大にして放火犯者中に小なり。

頬骨の徑 娼婦は其の頬骨の徑、三六より一六の割合に至り犯人よりも濶し。

兩角直徑 女性犯人の兩角直徑は良家の男女よりも甚だ大なり。男性犯人は特に著し。娼婦の兩角直徑は犯人の兩角直徑に勝れり。犯人の最大量は故殺傷害又は放火を犯せる婦女中に發見せらる。

下顎 女性犯人及び娼婦の下顎は良家婦女の下顎よりも稍、重鈍なり。頭

蓋及び顎の度量は重量と共に男性的なるもの、如しと云ふ。

恥骨縫合 の最大量は強姦同謀者に見、其の最小量は毒殺者に見る。

顎の長 は強姦同謀者及び毒殺犯者に於て最大、娼婦に於て最小なり。

第三章 女性犯人の病理學的違常

頭蓋違常 女性犯人間の頭蓋違常は頭蓋測定に比して一層著しき差隔を呈す。

違常は女性犯人(殊に虐殺者)に頻多なるも男性犯人のみに比しては尙ほ僅小なり。

後頭中骨窩、鼻窩三三乃至四八、後頭部不齊差三倍小、下顎二分一小、斜頭、蜂窠質硬結、前頭竇二分一小に於て微差を見るの外、舟狀下腦、銳頭及びエバクタル骨缺失に於て微差を呈するもの、如し。但し女性犯人はオルミ氏小骨(三稜角)の多數、其の縫合の單純、上顎違常及び載域に於て男性犯人に超ゆるを見る。

犯人の頭蓋と違常婦女の頭蓋との比較研究上女性犯人は順常婦女に似ずして却て男性犯人及び非犯人に似たるものあり、殊に縫合線に於ける眉上弓、下顎骨及

以後頭部特異に於て然りとす。但、頬骨、顛顛骨の隆起及び後頭中骨窩に付ては女性犯人は順常婦女に幾ど類似す。女性犯人中に男性的頭蓋の割合乏しとせざるなり(九二パーセント)。

娼婦に於けるよりも女性犯人に頻多なる違常態は驚大的翼狀孕生突起、頭蓋凹壓、鈍重下顎斜頭、後頭骨と載域との鏽化せる事、驚大的鼻脊骨、深的前頭竇、縫合缺失、縫合單純、オルミ氏小骨是れなり。

墮落婦女は下記の點に於て犯人と區別せらる、曰く成溝的斜狀孕生突起、腫脹的顛頂隆起、倍大的後頭中骨窩、後頭部大不齊、狹隘的乃至凹退的前頭、違常的鼻骨、エバクタル骨、突出的下顎及び齒槽突起、頭蓋蜂窠質硬結、男性的顔面型、隆起的頬骨是れなり。

驚大的齒牙は順常者の〇五パーセントに纔かに現はるゝに拘はらず犯人の十、八パーセントに現在し、娼婦の五一パーセントに現在す。

後頭中骨窩は順常者の三四パーセントに現在し、犯人の五四パーセントに現在し、娼婦の十七パーセント(男性犯人十六パーセント)に現在せり。

狹隘なる若くは凹退せる前頭は順常婦女の十パーセント、犯罪婦の八パーセント、娼婦の十六パーセントに發見せらる。

下顎突出は順常者の十パーセントに發見せらるゝに拘はらず犯人の三十三、四パーセント、娼婦の三十六パーセントに發見せらる。

斜頭は順常者の十七、二パーセントに現在するに對して犯人の二十八、八パーセント(故殺者に在りては實に其の四十四パーセントに上れり)、娼婦の二十二パーセントに現在す。此の違常は男性犯人中に頻次觀取せらる。男性犯人の四十二パーセント中に發見せらるゝにても其の甚しきを推すべし。

後頭骨と載域と鏽化せる事に付ては順常婦女には未だ嘗て之れを觀取せざる所なるが女性犯人の三六パーセント、娼婦の三パーセントに現在するを觀取せり。頭蓋蜂窠質硬結は順常婦女の十七、二パーセントに現在し、犯人級の十六、二パーセントに現在し、娼婦の二十二パーセントに現在せり。此の特徴は男性犯人に於て最も頻多なり、そは男性犯人の三十一パーセントに現在すればなり。

オルミ氏小骨は順常者の二十パーセント、犯人の六十四、八パーセント(故殺者に

在りては其の七十六パーセントに上れり、娼婦の二十六パーセントに發見せらる。頬骨隆起は順常婦女の三九パーセント、犯人の一八パーセント、娼婦の十六パーセントに觀取せらる。

後頭骨小孔の不齊なるは特に奇とすべし。犯人中に十五パーセントを、娼婦中に二十三パーセントを發見せり。男性狂者の歩合は〇・五パーセント、男性犯人の歩合は十五パーセントなりしと云ふ。

ハグ氏(Signor Legge)は「カメーリーノ」に於ける千七百七十個の頭蓋中より載域と後頭骨との鎔化を見たりしこと十二パーセント、中結節及び基底結節を見たること二・五パーセントなり。又タファニ氏(F. E. Taffani)は四千の頭蓋中の七十六個に於て第三後頭蓋結節か又は之れを代表する隆起(結節)かを發見せり。

複孔ある基底面は嘗て唯だ一度發見せられしのみと云ふ。レグ氏は「カメーリーノ」及び其の附近より蒐集せし千七百七十個の頭蓋中に二回觀取せり。「パツァ」より得たりし或る娼婦の頭蓋中に水平基底骨の二例觀取せられしと云ふ、而して此例は與に精神虚弱の徵表なりとせらる。

前頭縫合に付ては一度は殺親者に、一度は偷盜に、一度は殺兒者に得たり。此點に於ては歩合は五・一パーセントに止まり健全男子(ロ氏は八パーセント乃至九パーセント)存在すと計算せりに劣るものゝ如しと雖もミンガジニ氏(Minguzzi)は女性犯人の十五パーセント中に之れを發見せりと云ふ。

違常の比例 違常の歩合に付ては犯人よりも寧ろ娼婦に於て夥多の違常を見ることは犯人の二十七パーセントが五個以上の違常を有するに拘はず娼婦の五十一・五パーセントが五個以上の違常を有すと云ふの事實にて證明せらるべし。毎頭蓋五個違常あるを娼婦平均數とし、其の四個違常あるを犯人の平均數とす。

娼婦の違常は五五パーセントなり。犯人にして之れに亞ぐもの偷盜の四・二、故殺者の四・二、殺兒者の四〇なり。但し殺兒者は模型的としては偷盜、故殺者に較み勝るものありと云ふ。

如上の數字を將ちて男子のに比較するときは全く無意義に歸せんとす、何となれば男子に在りては平均違常數は女性犯人及び娼婦に於けるよりも三四倍多ければなり。

	五十個 男性犯人	女性偷盜	殺兒者	故殺	合計	娼婦
二個違常	〇	八	一八	一二	一二六	六・五
三個違常	八	四八	一八	二〇	二七	一六
四個違常	〇	一六	三六	四〇	三三四	二六
五個違常	二	二四	一	一二	一二六	一六
六個違常	四	一	一八	八	七二	九・五
七個違常	七八	一	九	四	七二	二六
模型的(五個 以上違常)	八四	二四	二七	二四	二七〇	五一・五
毎頭蓋違常 平均	一一・四	四・二	四・〇	四・一	四・〇	五・五
ロンコロニ氏(Roncoroni)及ビア ルツ氏(Arte)が男性犯人の十九個頭蓋に付て觀查 せし所に據れば左の如し。						
一個頭蓋	二十三個違常	二個頭蓋	二個頭蓋	十六個違常		
二個頭蓋	二十二個違常	一個頭蓋	一個頭蓋	十五個違常		
全	二十一個違常	二個頭蓋	二個頭蓋	十四個違常		

一個頭蓋	十九個違常	一個頭蓋	十三個違常
全	十八個違常	六個頭蓋	十二個違常
全	十七個違常	七個頭蓋	十一個違常

女性犯人の頭蓋の違常特質例へば前頭縫合及び突出頬骨の如き變質が男性犯人に於ては寧ろ順常とせらるゝこと亦以て明かなるべし。

女性政治犯者の頭蓋 情熱より起る最純粹の政治犯者だに吾人の提出せる理法に漏るゝこと能はじ例へばシャール・ロット・コルデー(Charlotte Corday)の頭蓋に觀るも著しき違常數瀾頭式後頭中骨窩の非常深、眼窩弓及び前頭竇の張大等現存せしが如き是れなり。但コルデーの頭蓋に付ては學者間種々の見解あり。

コルデーの頭蓋は男よりも女に稀とする所の瀾頭式なり。之れに次て留目すべきは弓形眉骨を帯びて而かも中線と合し及び中線を越えて合せる著しき頭骨端突起とす。一切の縫合は猶ほ二十三歳乃至二十五歳の青年男子の如く展開し且單純なり、頭蓋縫合に於て殊に然りとす。

佛蘭西婦女に於ける頭骨内容の平均は一千三百三十七立方仙なるが犯人の頭

骨内容は一千三百六十立方仙なり。形状は微かに狭長式(七七七)なり。水平的方向に於て顛骨弓は左方よりのみ看得べし、是れは則ち不均齊の一著例なり。前頭骨に於ける矢状突起の嵌入亦不均齊なり、而して後頭中骨窩此處に在り。顛顛線は顛顛頂と共に特に著し。眼窩は驚大的なり、右方(左方より稍々下なり)に於て殊に然りとす。兩側に翼狀オルミ氏小骨あり。

人體測定 人體測定に於ても女性犯人に男性的特質の存在を證するに似たり。其眼窩腔平面百三十三耗なるが波斯婦女のは、百二十六耗なり。眼窩の高さは三十五耗なるが順常巴理人のは三十三耗なり。

頭蓋指數は七十七・五、額骨指數は九十二・七、カムベル(Campel)式面角は八十五度、鼻高五十(巴理人中には四十八)前頭廣百二十(巴理婦女中には九十三・二)。

骨盤 此種機官の五個(悉く『バツァ』の娼婦に屬す)中二個は横平均百三十五、斜平均百二十三にして五人の順常婦女の平均よりも稍々短し。他の二個は男性的外觀を示し、他の一個は恥骨右方の完全なる扁平を有せり、而して以上五個共其の薦骨溝全く展開せり、五人の順常婦女に在りては決して此種の孔を見ずと云ふ。

第四章 女性犯人の腦

重量 ヲアラグリア氏(Vargia)及びシルツァ氏(Silva)の要明に據れば四十二人の伊太利出生女性犯人の腦の平均量は千七百七十八瓦なり、其中最重者(殺兒者)は千三百二十八瓦なり。ミンガジニ氏が犯人十七人の腦に付て觀查せし所を聞くに其の總平均千四百六十六瓦七六(男性本位)の下方さに百八瓦なり。

百二十人の順常婦女中に就てシアコミニ氏(Giacomini)の發見せし最大量は千五百三十瓦にして其の最小量は七十七歳の老婦の有せる九百二十九瓦なり、之れを總じては千四百瓦なり。フレゲル氏(Pfeeger)及びウエッセルボーム氏(Wesselbaum)の觀查に據れば二十歳より五十九歳に至る百四十八人の順常婦女平均高一米突五六(の腦の平均量千八百八十九瓦にして二十歳より老齡に至る三百七十七人の婦女高一米突五五)の腦平均量千五百五十四瓦なりし。テンチニ氏(Tenchini)は十五歳より六十歳に至る伊國「アレエシニア」區婦女の百六十七腦の平均量は千百九十四瓦なることを認めたりしと云ふ。

グロスベルド氏は男千三百四十六瓦に對する女千百九十五瓦を報告し、チーヘン氏は男千三百五十三瓦に對する女千二百二十六瓦を報告せるが、田口和美氏が三箇月以上八十歳以下に至る日本人の腦重測定に據れば男三百七十四回に付最大重千七百九十瓦、最小量千六十三瓦、平均量千三百七十六瓦に對する女百五十回に付最大量千四百三十二瓦、最小量九百六十一瓦、平均量千二百十四瓦なりとす。

如上の成績を將ちて四十三人の犯人に比較するときは健全婦女の最大量は犯人のよりも高く其の最小量は犯人のよりも低きことを了得すべし。犯人の平均量はテンチニ氏の平均以下十六瓦、フレゲル氏等の第一平均以下十二瓦、第二平均以上十一瓦なりき。

頭蓋模型の側より觀察すれば三十一人の狭長頭式中に千百六十二瓦順常者千三百三十六瓦に對しての平均量を發見し、十一人の短頭式中に千百九十八瓦カロリ氏 (Korli) は順常者に付て千百五十瓦なることを示せり、の平均量を發見せり。此の割合は頭蓋内容にも適用せらる。

ツアラグリア氏及びシルツア氏は犯人の四十二腦中の二十腦に付て左半は右

半よりも一瓦乃至五瓦重く、他の十八腦に付ては右半寧ろ左半よりも一瓦乃至六瓦重かりしと云へり。又四個の腦に付ては兩半相等しきものあり。此の割合はジアコミニ氏が順常者に對する觀察と大略一致すと云ふ。

小腦(橋肉柄球)の平均量は百五十五瓦、四二(ミンガジニ氏に據れば百五十三瓦、一四にして『ビエモンテ』の十六人の順常婦女百四十七瓦)に比して稍々高さも男(百六十九瓦)の平均量に比すれば甚だ劣れり。

違常 廻轉部の違常に付ては女性犯人は男性犯人よりも稀少なりとす。ジアコミニ氏は女性犯人には殊に右側の廻轉部の數に輕微の増加と裂痕の稀乏とを認めたり。但、ミンガジニ氏は十七人の女性犯人の腦に付きて稽査せしが其の結果に據れば亞小頭式の故殺者の其の左側に於けるR氏垂直形前裂の缺失、二人の犯人の其の右側と一人の犯人の其の左側とに於ける第一連結廻轉の深入、同一廻轉部が後頭葉迄二枝に分裂せる一例、楔狀廻轉部の淺浮せる二例、前頭中部廻轉が直ちに前頭上部廻轉に接合せる例を得たりきと云ふ。

兩半の外部は犯人及び順常者共に同一なりとするも變質の徵候は犯人に寧ろ

頻多なり。

ミンガジニ氏は女の大脳全半の狭きことを男に比してを言明せり。男の前頭葉が女に於けるよりも他部分に遙かに超越せることは幾ど疑なきものゝ如し。

ミンガジニ氏はローランド溝の全長が右側に於けるよりも左側に於て大なること及び男よりも女に屢々起現することを撞見せりと云ふ。

男女犯人中に觀取せし形態學的違常は十三人の男に十九個、十七人の女に十九個なれば各腦に付ての歩合は即ち男に一四六、女に一一一なるに依り男の女に比して稍々著しきを了會すべし。但或る女性犯人に夥多の違常なしとせざるなり、例へばフェリエー氏(Ferrier)の報告せる一婦人は其の右半、左半よりも小(五百五十瓦に對して五百十瓦なるのみならずローランド溝は深く連結せる廻轉部に阻礙せられき、此の廻轉部は登上的前頭褶に伴ふものにして且萎縮せられたるが上に中央にて二個裂溝に因り横斷せられたりしなり、而して登上的顛頂廻轉部亦同様に分裂せられ第二前頭廻轉部同一の特徴を有せりとなり。第三前頭廻轉部に付ては同氏は回壓を認めたるが尙ほ其底には通常の連結廻轉部よりも稍々小形

て稍々堅き本質の數褶を認めたり、而して同氏は之れを瘀衝過程に歸するものゝ如し。

ローランド溝の畸形は至りて稀れなるものなりとフェリエー氏は報告せり。同氏が八百人の順常腦を検査せし間に僅かに二度觸目せしのみなりと云ふ。

病理學的違常は更らに緊要に屬す。三十三人の女性犯人の死後検査に付て其の中樞系統及び總苞の肉眼的大障害に現はれたりしもの次の如し、曰く側面室の擴張、曰く兩半前頭部に於ける蛛網膜下の出血、曰く脊椎硬腦膜頸及び脊の濃結、曰く左方小腦中肉柄と干連したる小腦に於ける腫瘍、曰く腦膜瘀衝、曰く大脳卒中、曰く側面室に於ける出血、曰く微毒、曰く肉柄に固著し及び蛛網膜下部視神經の十字形連接の下側に固著する透明なる二個圓水胞、曰く廣溝、曰く豊多なる珠網膜下液、曰く頭蓋内の腫瘍、曰く牙狀骨の脱失、曰く中風(四肢検査前一箇月間)、曰く橋及び延髓と干連したる基底の腦膜炎、曰く大脳の局處水腫及び室へ散弘す、曰く神經の第三對と第四對との間蛛網膜下の濕りたる眞珠母的腫瘍等是れなり。

第五章 女性犯人の人體測定

體重と身長 サルソットー氏 (Salotto) 及びタルノースキー夫人 (Madame Tarnosky) の觀查の結果に據れば殺兒者の四十五パーセントと虐殺者の二十九六パーセントとは體重に於て順常者の下に在り、殺兒者の五十パーセントと虐殺者の四十四パーセントとは身長に於て順常者の下に在るものゝ如し。而して毒殺者に至りては較々趣を異にし其の十五パーセントが順常者よりも體重に於て劣り、其の二十五パーセントが順常者よりも身長に於て劣れるのみ。此の情由は毒殺者の地位富裕社會に屬するが故ならんと云ふ。タルノースキー夫人の證明に據れば娼婦の十九パーセント、女監の二十一パーセントは順常體重の下に在り、農婦の二十パーセント、有教育婦女の十八パーセントは順常體重の下に在り、而して身長に付ては娼婦の二十八パーセント、女監の十四パーセント、有教育婦女の十パーセントは順常より下るものゝ如し。サルソットー氏に據れば殺兒者の三十七パーセント、毒殺者の七十パーセント、虐殺者の五十二パーセントは順常體重を有し、殺兒者の

三十八パーセント、毒殺者の五十パーセント、暗殺者の四十八パーセントは順常身長を有するものゝ如し。

タルノースキー夫人の證明は次の如し。

順常體重——娼婦の五十六七パーセント、偷盜の五十一パーセント、農婦の四十六パーセント、有教育婦女の五十八パーセント、順常身長——娼婦の六十二三パーセント、偷盜の六十二パーセント、農婦(良家)の六十四パーセント、有教育婦女の七十四パーセント。

サルソットー氏は殺兒者の十八パーセント、毒殺者の十五パーセント、暗殺者の二十一六パーセントは順常體重の上に出づることを認めたり。タルノースキー夫人は娼婦の二十二九パーセント、偷盜の二十八パーセント、農婦(良家)の三十四パーセント、有教育婦女の二十四パーセントは順常體重の上に出づることを證せり。露西亞人の身長に付ては娼婦の十四パーセント、偷盜の二十四パーセント、農婦(良家)の十九パーセント、有教育婦女の十二パーセントは順常身長に超越せりと云ふ。サルソットー氏は殺兒者の十一パーセント、毒殺者の二十パーセント、他の虐殺者の

十四パーセントは中等以上の身長を有することを観取せりと云ふ、
 之れを約するに体重に付ては偷盜及び虐殺者は屢々中等に均しきか又は其の
 以上なるに似たり、娼婦亦然り。かの殺兒者に至りては較々概を異にするもの、
 如し。

入夫	キス	ノルタ	氏トツソルサ		女性犯人	身	長	體	重
			殺兒者	毒殺者					
有教育婦女	100	100	100	100	100	100	100	100	100
農婦	100	100	100	100	100	100	100	100	100
娼婦	100	100	100	100	100	100	100	100	100
合計	248	248	248	248	248	248	248	248	248
暗殺者	218	218	218	218	218	218	218	218	218
毒殺者	20	20	20	20	20	20	20	20	20
殺兒者	10	10	10	10	10	10	10	10	10

中等身長に付ては犯人及び娼婦は方正なる婦女に比し稀少なるもの、如し。
 サルソットー氏の觀查に據れば殺兒者一米突五二、毒殺者一米突五三、他の虐殺者一
 米突五三なり、而して伊太利人の平均身長は一米突五五なり。タルノースキト夫
 人の觀查に據れば娼婦一米突五三、偷盜一米突五五、暗殺者一米突五六、農婦良家一
 米突五六、有教育方正婦女一米突五四なりとす。
 マロー氏は良家婦女の平均身長は一米突五五にして犯人は一米突五二なりと
 云へり。因みに記す同氏は方正婦女の中等體重五十七基瓦、女性犯人の中等體重
 五十三基瓦なりと測定せり。

リッカルジ氏 (Riccardi) は伊太利「ボロニヤ」州の墮落婦女四十二人の身長を中
 等一米突五二とし最大を一米突六七とし、最小を一米突四三とせり。同氏は同州
 人中に就て年齢及び社會状態に關係して身長を研究せし人なるが、同氏の研究結
 果に據れば左の如し、

家計餘裕者	貧窮者	平均	順常者	娼婦
一五六・六	一五〇・四	一五三・三	一五三・三	一五八・七
十七年				

十八年 一五六・五 一五二・九 一五四・〇 一六二・〇 一五五・〇
 十九年 一五五・九 一五五・〇 一五五・〇 一五〇・〇
 二十年乃至
 二十五年 一五六・八 一五四・一 一五五・二 一五四・〇 一五三七
 二十六乃至
 三十五年 一五五・三 一五二・三 一五四・三 一五二・一 一六三・〇

中等體重 サ氏及びタ夫人の觀查に據れば虐殺者及び毒殺者の體重は方正婦に超越するものゝ如し、左表を點檢せよ、

サルトットー氏	殺兒者	五五・一	タルノースキー夫人	暗殺者	五八
	毒殺者	五七・一		暗殺者	五八
平均	他の虐殺者	五八・五	良家農婦	五六・四	
	平均	五五	有教育方正婦女	五六・四	
	娼婦	五五・二			
	偷盜	五六			

フオルナサリ氏 (Fornasari) の二十人以上の娼婦の體重に關する觀查に據れば其の最大七十五基瓦、最小三十八基瓦にして平均體重五十八基瓦の如し。娼婦は方正婦女に比して年齢身長相均しきに關せず體重に於て優る所ありとは同氏の保

明する所なり。久しく身を賤業に委し老齡となりたる者の脂肪に富み肥大を現せるの事實に照らせば如上の保明亦虚ならざるに似たり。ロ氏等の實查に於て九十基瓦九八、甚しきは百三十基瓦の體重ある老娼婦を觀取せりと云へる亦並に參考すべし。

毒殺者の六十パーセント、娼婦の五十九・四パーセント、暗殺者の五十パーセント、偷盜の四十六パーセントは平均數以上の體重を有し、露西亞の良家農婦の四十五パーセント、殺兒者の四十四パーセント亦同じ。其の順常以下なるは露西亞良家農婦の四十六パーセント、虐殺者の三十七パーセント、偷盜の三十六パーセント、殺兒者の三十一パーセント、娼婦の二十九パーセントなり。伊太利の毒殺者の二十

五パーセントも亦同じ。

腕の延張 伊太利『モデナー』州に於てリッカルジー氏の測定せし所に據れば其の平均は一米突五六六なり、而して其の平均身長は一米突五二二なり、即ち其の相互關係は百に對する百二三順常者に在りては百に對する百三なりなり。但タルノースキー夫人の露國婦人(娼婦、偷盜、虐殺者、方正なる貧婦)に關する稽査に據れば左の

如し、

娼婦(一五〇人) 偷盜(一〇〇人) 虐殺者(五〇人) 方正貧婦(一〇〇人)

高 一・五三 一・五五 一・五六 一・五六

腕の延張 一・六二 一・六五 一・六三 一・六六八

是れに依りて觀れば娼婦及び犯人の腕の延張は其の身長に比較し方正なる貧婦よりも劣れることを徴すべし。貧婦の此く優れる所以は労働者の四肢に大發育あるに基由する歟。伊太利『ポロニーヤ』州婦女の調査の結果亦揆を一にすと云ふ。

坐體の平均長 に付ては伊太利『ポロニーヤ』州の娼婦と順常婦女の間に顯差を見ざりしと云ふ。

四肢と胸腔 タルノースキー夫人の測定に據れば方正なる不學労働婦の上肢は〇・六〇八なるに、偷盜の上肢は〇・五九七、娼婦の上肢は〇・五八三を示し、順常なる農婦の右腕は〇・六一九なるに、偷盜の右腕は〇・六〇五、娼婦の右腕は〇・五八八を示せり。此の成績に於て娼婦の最短なる腕を有すること並に娼婦の偷盜と與に方

正婦女よりも勞作すること少きを會得するに足る。若夫れ胸腔に至りては娼婦八二・二にして方正婦女『ポロニーヤ』州人八二・七、『モデナー』州人八四・七に比し小差あるのみなるが其の高に照査するときは娼婦に在りては五四〇、方正婦女に在りては五三三を呈するに依り其差較、大なりと云ふべきに似たり。

手 タルノースキー夫人の觀査に據れば露國娼婦の手は農婦の手右一八五耗、左一八四耗に比して較、長く右一八七、左一八四、同國偷盜の手は更らに短し、右一七八、左一七五。『フォルナサリ』氏の觀査に據れば『ポロニーヤ』州の娼婦(一五五耗より一九八耗に至る)は順常者(一四一耗より一八四耗に至る)に比して較、長し。手の廣に至りては娼婦は六十五より八十五に及び順常者は五十二より八十四に及びり。順常者の手は概して較、小なるに似たり。

身長(百と假定す)に對する手長の比例は左の如し、

娼 婦 『ポロニーヤ』州娼婦 同上順常者

< 九・五	二	一	一
九・五	一	一	一

一〇	四	一	一
一〇・五	一九	八	五
一一	二一	〇	七
一一・五	一一	五	五
一二以上	一		

此の數字は娼婦の手の其の身長に比例し最大なることを示證す。

脛、頸、腿 脚脛骨上の最小周線と脚囊の周の最大周線との差に付てフオルナサ
 リ氏は『ポロニーヤ』州娼婦に於て七十より百五十に至る差順常婦女に於て百より
 百四十に至る差を發見し、又娼婦の中間平均は百二十、順常婦女の中間平均は百な
 ることを發見せり。順常者は發育上より劣れる脚囊を有し娼婦は最大最小兩様
 の發育あること是れに依りて推すべし。脚囊の最大測定との間の差は『ポロニー
 ヤ』州娼婦に在りては百二十より二百四十に及び順常者に在りては百二十より二
 百二十に及び其の平均は娼婦百九十、順常者百五十なり。故に娼婦の腿は脚囊に
 比例し順常婦女よりも大なり。

脛の最大周線と頸の周線との間の差は『ポロニーヤ』州娼婦は一五五より一三〇
 に及び順常者は一三五より一五に及び。順常婦女は概して均しき二周線を有
 するも頸は較々小なり(稀には大なるものあり而かも唯た少しく大なるのみ)。娼
 婦は之れに反して頸は脚囊の最大周線よりも或は較々大或は較々小なり。
 足 娼婦の足は順常者の足よりも較々短く又較々狭し。其の長さに付ては『ポロ
 ニーヤ』州娼婦は二百糎より二百四十糎に及び順常者は二百糎より二百三十五糎
 に及び、而して前者の平均は二百三十糎、後者の平均は二百糎、糎乃至二百二十糎
 なり。足の廣さに付ては娼婦は六十四糎より九十糎(中間平均八十糎)より九十糎
 に至るに至り、順常者は七十糎より九十六糎(中間平均同上)に至ると云ふ。
 足の長さと手の長さとの間差に付ては娼婦は最大量及び最小量に於て順常者
 よりも差多きことを示せり、但し中間平均は略ぼ相同じ。娼婦中の不同は三十八
 糎より七十三糎に至り、順常婦女中の不同は二十糎より六十五糎に至る、而して中
 間差は共に五十糎より五十九糎迄なり。如上の事實にして誤なくば娼婦は順常
 者よりも其足其手に比例して較々短しと云はざるべからざるに似たり。

大約的頭蓋内容 マロー氏が四十一人の女性犯人に就き有髮の儘測定せし所に據れば犯人は順常婦女の下にあり。同氏の觀查に係る大約的頭蓋内容に於て犯人の二十八、八パーセントは一、四〇〇—一、四五〇を示し、其の四十五、六パーセントは一、四五〇—一、五〇〇を示し、順常婦女四十一人の四十四パーセントは同數を示し、犯人の十六、八パーセントは一、五〇〇—一、五五〇を示し、順常婦女の四十四パーセント亦同數を示し、犯人の七、二パーセントは一、五五〇—一、五九七を示し、順常婦女の十二、二パーセントも亦同數を示したり。

フォルナサリ氏の『ポロニーヤ』州娼婦及び順常婦女に付て觀查せし所に據れば前者は一、四〇〇より一、五五九に至り、後者は一、四一〇より一、五七九に至ると云ふ。タルノスキイ夫人の證言に據れば同年齡同地方の露國婦人に付て研究せしもの娼婦の大約的頭蓋内容は一、千四百五十二、三、方正なる大約的頭蓋内容は一、千四百六十五、三、方正なる有教育婦女の大約的頭蓋内容は一、千四百六十六、八、偷盜の大約的頭蓋内容は一、千四百六十二、四、なるが此の證明にして誤なくば偷盜は順常者に比して劣ること僅かに三仙にして娼婦は順常者に比して劣ること十

三仙なりとす。娼婦中に小なる頭蓋内容を頻見すと云ふは蓋是れに由る歟。

頭蓋周圍 『ビエモンテ』州の八十人の女性犯人の頭蓋周圍平均は五三〇なり

とせらるゝがマロー氏の順常婦女に關する調査に據れば其の平均五三五なり。

女性犯人は最小量に於て順常婦女に超え最大量に於て順常婦女に劣るものゝ如し。

故殺者は最大頭蓋周圍(五三二)を有し、毒殺者(五一七)之れに亞ぎ、殺兒者(五〇二)又之れに亞ぎ、偷盜(四九四)最少なり。

『ポロニーヤ』州娼婦(二十七人)に關するフォルナサリ氏の調査に據れば最小四七〇、最大五六〇なり、而して方正婦女(二十人)に關する調査結果は最小四九〇、最大五三四なり。タルノスキイ夫人は平均周圍に付て偷盜は五三五、娼婦は五三一、不學農婦は五三七、方正なる有教育婦女(五十人)は五三八なることを觀取せしが此の觀取にして誤なくば女性犯人の頭蓋周圍は較々小なるものゝ如し。

サルソットー氏の觀查に據れば毒殺者(五十五パーセント)中には最小周圍多く、殺兒者(二十四パーセント)、偷殺者(二十三パーセント)、偷盜(十三パーセント)の中には最